

令和 2 年度業務の実績に関する 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月



目 次

第1章 独立行政法人国立青少年教育振興機構の概要

1. 設置目的と業務の範囲	1-1
2. 沿革	1-2
3. 設立に係る根拠法の名称	1-2
4. 主務大臣	1-2
5. 資本金	1-2
6. 役員の状況	1-3
7. 職員の状況	1-3
8. 機構の組織	1-3
9. 教育施設の概要	1-5

第2章 令和2年度の主な業務実績の概要

1. 総利用者数	2-1
2. 自立する青少年の育成の推進	2-3
3. 青少年教育指導者の養成及び資質の向上	2-4
4. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	2-4
5. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	2-5
6. 青少年教育に関する調査研究	2-5
7. 青少年教育団体が行う活動に対する助成	2-6
8. 共通的事項	2-6
9. 新型コロナウイルス感染症に対する取組	2-7

第3章 自立する青少年の育成の推進

1. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発	3-2
2. 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発	3-10
3. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進	3-17
4. 自己点検・評価	3-19

第4章 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進	4-2
2. 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進	4-4
3. ボランティアの養成・研修の推進	4-6
4. 自己点検・評価	4-8

第5章 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援	
1. 研修利用の充実 ······	5-2
2. 研修に対する支援の推進 ······	5-3
3. 自己点検・評価 ······	5-7
第6章 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進	
1. 全国的な会議や研究集会の実施 ······	6-2
2. 自己点検・評価 ······	6-4
第7章 青少年教育に関する調査研究	
1. 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施 ······	7-2
2. 調査研究成果の活用及び普及 ······	7-7
3. 自己点検・評価 ······	7-11
第8章 青少年教育団体が行う活動に対する助成	
1. 助成活動の募集 ······	8-3
2. 選定手続き等の客観性の確保 ······	8-8
3. 助成金の交付 ······	8-9
4. 適正な助成に向けた取組 ······	8-10
5. 自己点検・評価 ······	8-10
第9章 共通的事項	
1. 広報の充実 ······	9-2
2. 各業務の点検・評価の推進 ······	9-9
3. 各業務における安全性の確保 ······	9-10
4. 自己点検・評価 ······	9-11
第10章 業務の効率化	
1. 一般管理費等の削減 ······	10-2
2. 給与水準の適正化 ······	10-2
3. 契約の適正化 ······	10-3
4. 間接業務等の共同実施 ······	10-4
5. 保有資産の見直し ······	10-4
6. 自己点検・評価 ······	10-5

第11章 効果的・効率的な組織の運営	
1. 各教育施設の役割の明確化	11-2
2. 地域と連携した施設の管理運営	11-2
3. 施設の効率的な利用の促進	11-4
4. 自己点検・評価	11-5
第12章 予算執行の効率化	
1. 予算執行の効率化の状況	12-2
2. 自己点検・評価	12-3
第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 予算	13-2
2. 収支計画	13-8
3. 資金計画	13-13
4. 自己点検・評価	13-17
第14章 短期借入金の限度額	
1. 短期借入金の限度額の状況	14-2
2. 自己点検・評価	14-2
第15章 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
1. 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	15-2
2. 自己点検・評価	15-2
第16章 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画	
1. 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画	16-2
2. 自己点検・評価	16-2
第17章 剰余金の使途	
1. 剰余金の使途	17-2
2. 自己点検・評価	17-2
第18章 施設・設備に関する事項	
1. 施設整備の実施状況	18-2
2. 利用者に配慮した施設整備の状況	18-2
3. 自己点検・評価	18-2

第19章 人事に関する計画	
1. 人事管理の実施状況	19-2
2. 自己点検・評価	19-7
第20章 情報セキュリティについて	
1. 情報セキュリティ対策の実施状況	20-2
2. 自己点検・評価	20-3
第21章 内部統制の充実・強化	
1. 内部統制の充実・強化に関する状況	21-2
2. 監事監査及び内部監査	21-5
3. 自己点検・評価	21-6
第22章 中期目標期間を超える債務負担	
1. 中期目標期間を超える債務負担の状況	22-2
2. 自己点検・評価	22-2
第23章 積立金の使途	
1. 積立金の使途	23-2
2. 自己点検・評価	23-2

第1章 独立行政法人国立青少年教育振興機構の概要

1. 設置目的と業務の範囲（表1-1参照）

独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号。以下「機構法」という。）に基づいて設置された機関であり、機構法第3条において「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。」とされ、機構法第11条には、機構法第3条の目的を達成するため、機構が行うべき業務の範囲が規定されている。

機構の果たすべき役割は、①国の政策課題及び地域のニーズを踏まえた、先導的プログラム、実施手法等の開発・普及、②青少年教育指導者の養成、③青少年に対する集団宿泊・自然体験をしながら学ぶ場や様々な機会の提供、④青少年団体や関係機関との連携強化、⑤青少年教育に関する調査研究、⑥子どもゆめ基金による助成であり、これを基に様々な取組を実施している。

表1-1 機構法(抄)

(業務の範囲)

第11条 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。
 - 二 前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。
 - 三 第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。
 - 四 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。
 - 五 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。
 - 六 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
 - 七 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者（以下この号において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
 - ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
 - ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発
 - 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号に規定する施設を一般の利用に供することができる。

2. 沿革（表1-2参照）

機構は、平成18年4月に「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」、「独立行政法人国立青年の家」及び「独立行政法人国立少年自然の家」（以下「旧青少年教育3法人」という。）の3法人が統合し発足した。

旧青少年教育3法人は、それぞれ平成13年4月に独立行政法人化され、平成16年度に中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しが実施され、平成16年12月24日の行政改革推進本部決定により、平成18年4月から旧青少年教育3法人が機構（非特定独立行政法人）として統合し、機構本部が東京都渋谷区に設置された。

表1-2 沿革

昭和34年 4月	「国立中央青年の家（静岡県御殿場市）」設置（皇太子殿下（上皇陛下）の御成婚記念） 以降昭和51年5月に設置された国立三瓶青年の家の設置まで全国13か所に計画的に整備
昭和40年 4月	「特殊法人才オリンピック記念青少年総合センター」設置
昭和50年 10月	「国立室戸少年自然の家（高知県室戸市）」設置（学制百年記念） 以降平成3年4月に設置された国立妙高少年自然の家の設置まで全国14か所に計画的に整備
昭和55年 5月	「国立オリンピック記念青少年総合センター（文部省所管施設等機関）」設置
平成13年 4月	「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」設置 (子どもゆめ基金創設) 「独立行政法人国立青年の家」設置（本部：静岡県御殿場市） 「独立行政法人国立少年自然の家」設置（本部：福島県西郷村）
平成16年度	中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直し実施
平成16年 12月	旧青少年教育3法人を「独立行政法人国立青少年教育振興機構」（本部：東京都渋谷区）として統合することが決定（行政改革推進本部決定）
平成18年 4月	「独立行政法人国立青少年教育振興機構」設置

3. 設立に係る根拠法の名称

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び機構法

4. 主務大臣

文部科学大臣（機構法第14条）

5. 資本金

令和3年3月31日現在の資本金は、1,135億15百万円である。

6. 役員の状況（表1-3参照）

独立行政法人通則法第18条及び機構法第6条に規定されているとおり、役員として理事長、理事及び監事が置かれている。

表1-3 役員一覧(令和2年度)

役 職	氏 名	期 間
理 事 長	鈴木 みゆき	平成29年4月1日～令和3年3月31日
理 事	高口 努	平成31年4月1日～令和2年7月27日
	小松 悅厚	平成31年4月1日～現在に至る
	松永 賢誕	令和2年7月28日～現在に至る
	伊野 宣	令和2年4月1日～現在に至る
理 事 (非常勤)	倉持 伸江	令和2年4月1日～現在に至る
監 事 (非常勤)	鈴木 真理	平成23年7月1日～現在に至る
	原口 秀夫	平成27年4月1日～現在に至る

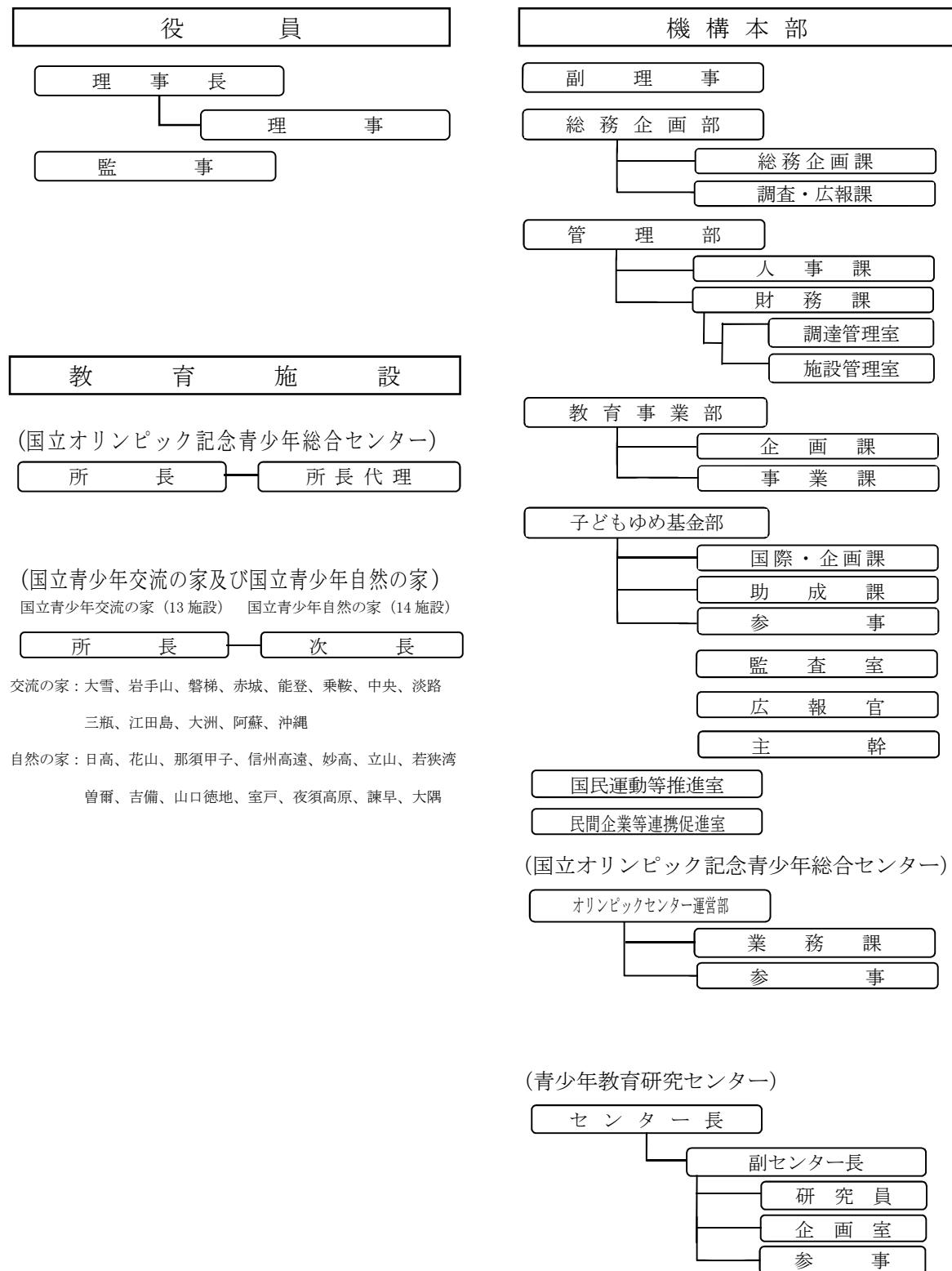
7. 職員の状況

令和2年4月1日現在の常勤職員数は、493人である。

8. 機構の組織（図1-1参照）

令和2年度における機構の組織は、図1-1のとおりである。

図1-1 機構の組織(令和2年度)



9. 教育施設の概要（表1-4・図1-2参照）

機構は、表1-4に掲げる28の教育施設（以下「教育施設」という。）を設置しており、配置図は、図1-2のとおりである。

各教育施設は、それぞれの立地条件を活かした特色ある活動を展開しており、集団宿泊体験や自然体験、交流体験をはじめとする青少年の様々な体験活動の場として活用されているとともに、積極的に青少年教育団体等と連携を図りつつ、これまで以上に青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすこととしている。

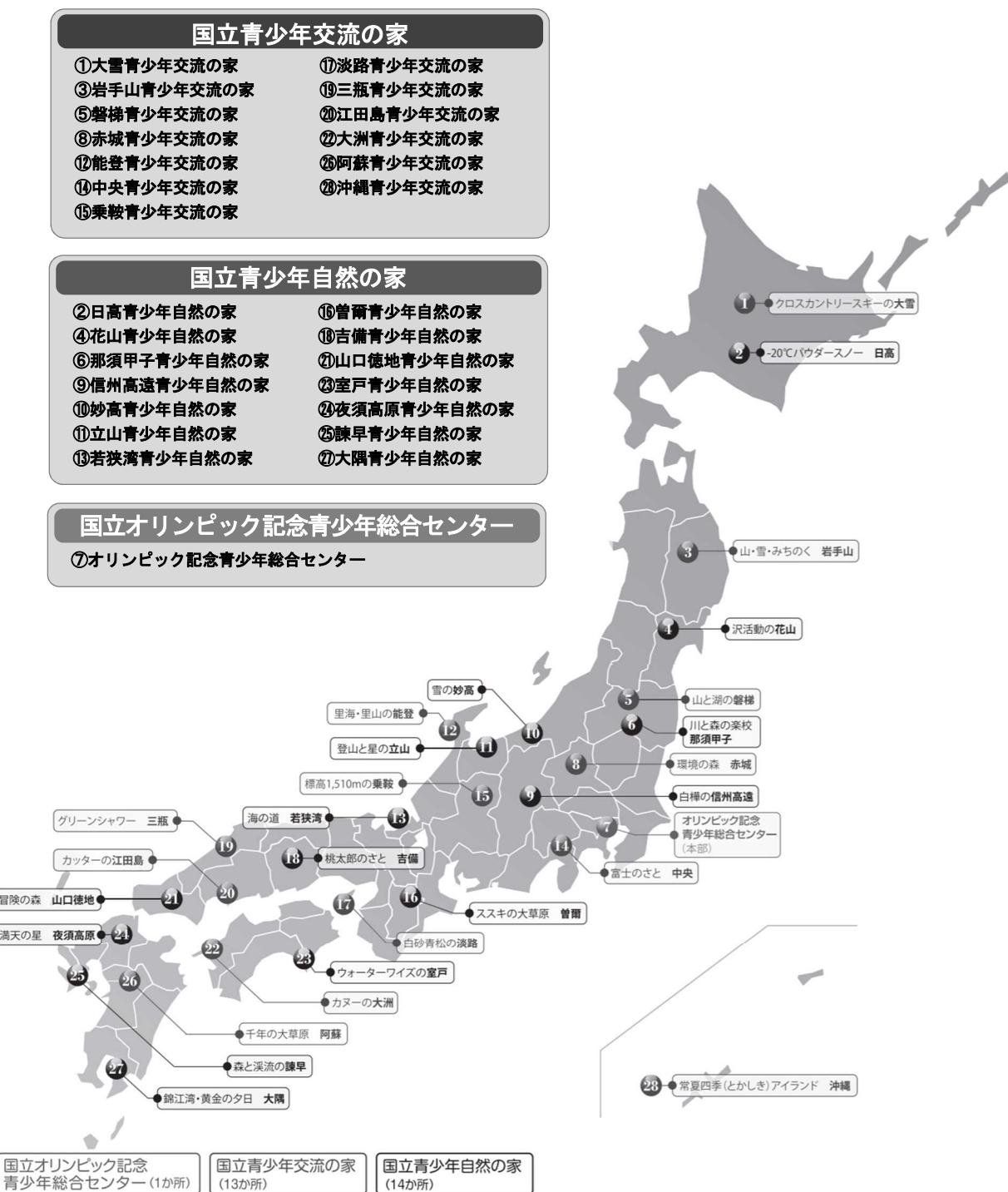
以下、本報告書においては必要に応じて、教育施設名を表1-4の略称のとおり略すこととする。

表1-4 教育施設一覧

(令和2年4月1日現在)

No	教育施設名	所在地	宿泊定員(人)	設置年	略称
1	国立オリンピック記念 青少年総合センター	東京都渋谷区	1,500	昭和40年4月	センター
2	国立大雪青少年交流の家	北海道美瑛町	400	昭和40年10月	大雪
3	国立岩手山青少年交流の家	岩手県滝沢市	400	昭和47年5月	岩手山
4	国立磐梯青少年交流の家	福島県猪苗代町	400	昭和39年12月	磐梯
5	国立赤城青少年交流の家	群馬県前橋市	400	昭和45年4月	赤城
6	国立能登青少年交流の家	石川県羽咋市	400	昭和46年4月	能登
7	国立乗鞍青少年交流の家	岐阜県高山市	400	昭和49年4月	乗鞍
8	国立中央青少年交流の家	静岡県御殿場市	500	昭和34年4月	中央
9	国立淡路青少年交流の家	兵庫県南あわじ市	400	昭和44年4月	淡路
10	国立三瓶青少年交流の家	島根県大田市	400	昭和51年5月	三瓶
11	国立江田島青少年交流の家	広島県江田島市	400	昭和42年6月	江田島
12	国立大洲青少年交流の家	愛媛県大洲市	400	昭和48年4月	大洲
13	国立阿蘇青少年交流の家	熊本県阿蘇市	400	昭和38年7月	阿蘇
14	国立沖縄青少年交流の家	沖縄県渡嘉敷村	160	昭和47年5月	沖縄
15	国立日高青少年自然の家	北海道日高町	400	昭和56年4月	日高
16	国立花山青少年自然の家	宮城県栗原市	400	昭和53年10月	花山
17	国立那須甲子青少年自然の家	福島県西郷村	400	昭和51年10月	那須甲子
18	国立信州高遠青少年自然の家	長野県伊那市	300	平成2年6月	信州高遠
19	国立妙高青少年自然の家	新潟県妙高市	300	平成3年4月	妙高
20	国立立山青少年自然の家	富山県立山町	300	昭和58年4月	立山
21	国立若狭湾青少年自然の家	福井県小浜市	300	昭和59年4月	若狭湾
22	国立曾爾青少年自然の家	奈良県曾爾村	400	昭和54年10月	曾爾
23	国立吉備青少年自然の家	岡山県吉備中央町	300	昭和57年4月	吉備
24	国立山口徳地青少年自然の家	山口県山口市	300	平成元年5月	山口徳地
25	国立室戸青少年自然の家	高知県室戸市	300	昭和50年10月	室戸
26	国立夜須高原青少年自然の家	福岡県筑前町	300	昭和63年4月	夜須高原
27	国立諫早青少年自然の家	長崎県諫早市	400	昭和52年10月	諫早
28	国立大隅青少年自然の家	鹿児島県鹿屋市	300	昭和61年4月	大隅

図1-2 教育施設配置図



第2章 令和2年度の主な業務実績の概要

1. 総利用者数〔第5章・第11章関連〕

(1) 総利用者数（表2-1・2-2参照）

総利用者数は、機構が主催する「教育事業」への参加者数と、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用者（研修支援）の合計であり、令和2年度の総利用者数は921,720人となった。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、文部科学省からの「主催事業の中止及び団体の受入れの停止について」（令和2年3月21日事務連絡）の要請や全国各地への「緊急事態宣言」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等により全教育施設にて延べ1,540日間の休館を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で16,167団体3,199,467人の利用が減少した。他にも、令和2年度に発生した大雨等の被害により、17,468人の利用が減少した。

(2) 宿泊利用者数・日帰り利用者数（表2-1・2-2参照）

総利用者数のうち、宿泊利用者数は308,675人、日帰り利用者数は613,045人となった。

(3) 宿泊室稼働率（表2-1、11-1参照）

令和2年度の全教育施設の宿泊室稼働率は15.7%であり、年度計画に掲げる宿泊室稼働率の平均55.0%を達成できなかった。

表2-1 教育施設の総利用者数(全体)

年度	総利用者数			宿泊利用者数			日帰り利用者数			宿泊室稼働率
	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	
R1	4,652,358	662,935	3,989,423	2,347,589	91,584	2,256,005	2,304,769	571,351	1,733,418	58.1%
R2	921,720	190,914	730,806	308,675	28,612	280,063	613,045	162,302	450,743	15.7%
増減	△3,730,638	△472,021	△3,258,617	△2,038,914	△62,972	△1,975,942	△1,691,724	△409,049	△1,282,675	△42.4%

(注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、全教育施設にて延べ1,540日間、休館した。

表2-2 教育施設の総利用者数(教育施設別)

施設名	合計			宿泊利用者数			日帰り利用者数			宿泊室稼働率		
	R1	R2	増減	R1	R2	増減	R1	R2	増減	R1	R2	増減
合計 (全施設)	4,652,358	921,720	△3,730,638	2,347,589	308,675	△2,038,914	2,304,769	613,045	△1,691,724	58.1%	15.7%	△42.4%
合計 (センター除く)	2,766,863	619,808	△2,147,055	1,994,622	293,291	△1,701,331	772,241	326,517	△445,724	56.2%	16.9%	△39.3%
センター	1,885,495	301,912	△1,583,583	352,967	15,384	△337,583	1,532,528	286,528	△1,246,000	63.4%	11.9%	△51.5%
大雪	100,892	15,330	△85,562	61,186	12,432	△48,754	39,706	2,898	△36,808	54.3%	17.5%	△36.8%
岩手山	99,658	27,934	△71,724	68,894	13,338	△55,556	30,764	14,596	△16,168	50.3%	27.5%	△22.8%
盤梯	143,159	20,282	△122,877	91,233	11,230	△80,003	51,926	9,052	△42,874	62.0%	14.8%	△47.2%
赤城	134,030	21,531	△112,499	108,802	7,924	△100,878	25,228	13,607	△11,621	68.8%	10.7%	△58.1%
能登	113,472	19,268	△94,204	81,354	7,079	△74,275	32,118	12,189	△19,929	59.3%	13.3%	△46.0%
乗鞍	107,255	20,849	△86,406	80,712	5,206	△75,506	26,543	15,643	△10,900	58.3%	12.9%	△45.4%
中央	161,458	38,004	△123,454	131,091	16,837	△114,254	30,367	21,167	△9,200	60.3%	16.7%	△43.6%
淡路	129,116	31,806	△97,310	100,214	9,763	△90,451	28,902	22,043	△6,859	62.0%	11.1%	△50.9%
三瓶	102,497	20,718	△81,779	63,432	11,399	△52,033	39,065	9,319	△29,746	50.7%	17.1%	△33.6%
江田島	109,551	17,256	△92,295	86,767	10,958	△75,809	22,784	6,298	△16,486	54.1%	14.5%	△39.6%
大洲	125,002	49,051	△75,951	79,904	20,175	△59,729	45,098	28,876	△16,222	52.7%	29.8%	△22.9%
阿蘇	111,210	22,466	△88,744	87,863	12,257	△75,606	23,347	10,209	△13,138	49.8%	16.5%	△33.3%
沖縄	64,037	20,623	△43,414	31,842	3,865	△27,977	32,195	16,758	△15,437	46.9%	6.5%	△40.4%
日高	74,051	15,702	△58,349	58,708	12,039	△46,669	15,343	3,663	△11,680	53.7%	18.9%	△34.8%
花山	97,997	22,349	△75,648	80,070	17,944	△62,126	17,927	4,405	△13,522	56.0%	23.0%	△33.0%
那須甲子	119,716	13,868	△105,848	95,088	8,716	△86,372	24,628	5,152	△19,476	62.0%	14.9%	△47.1%
信州高遠	96,020	16,462	△79,558	64,471	7,320	△57,151	31,549	9,142	△22,407	52.5%	12.4%	△40.1%
妙高	125,134	28,024	△97,110	83,807	17,275	△66,532	41,327	10,749	△30,578	60.4%	24.0%	△36.4%
立山	96,396	33,690	△62,706	50,701	5,187	△45,514	45,695	28,503	△17,192	55.9%	13.2%	△42.7%
若狭湾	77,518	20,865	△56,653	64,592	15,020	△49,572	12,926	5,845	△7,081	55.6%	27.0%	△28.6%
曾爾	89,309	18,821	△70,488	74,957	9,069	△65,888	14,352	9,752	△4,600	52.6%	10.2%	△42.4%
吉備	85,257	21,014	△64,243	55,870	7,663	△48,207	29,387	13,351	△16,036	50.4%	14.3%	△36.1%
山口德地	76,652	23,213	△53,439	59,354	11,685	△47,669	17,298	11,528	△5,770	52.1%	16.9%	△35.2%
室戸	45,038	11,884	△33,154	32,303	7,412	△24,891	12,735	4,472	△8,263	51.9%	16.1%	△35.8%
夜須高原	118,979	25,805	△93,174	91,544	6,742	△84,802	27,435	19,063	△8,372	62.9%	11.9%	△51.0%
諫早	97,647	24,025	△73,622	68,476	13,864	△54,612	29,171	10,161	△19,010	51.8%	15.6%	△36.2%
大隅	65,812	18,968	△46,844	41,387	10,892	△30,495	24,425	8,076	△16,349	53.9%	18.5%	△35.4%

(注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、全教育施設にて延べ1,540日間、休館した。

2. 自立する青少年の育成の推進〔第3章関連〕

令和2年度の教育事業は、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験活動の場や機会の充実を図り、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動の一層の推進を目指し、官民連携して取り組み、831事業を実施し、参加者数は53,674人となった。

(1) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

青少年の体験活動の重要性に係る普及・啓発として、機構が実施した調査の結果も活用し、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をはじめ、体験活動や読書活動の重要性を分かりやすくまとめたチラシやポスター等を学校や教育委員会、青少年教育関係施設・団体、保護者等に広く配布し、体験活動等の重要性に係る普及・啓発により一層取り組んだ。

また、基本的な生活習慣の確立や体験活動・読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供するため、親子・幼児等を対象とした事業を全教育施設で384事業を実施した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出制限や休校を余儀なくされている子どもたちやその保護者に対し、地方施設にて日帰り事業を実施したり屋外施設を開放することによって、心身の健康を図り体験活動の機会を提供したりする事業を145事業実施し、参加者5,409人が利用した。

(2) 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発

センターを除く全教育施設において「豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業」を9事業、また、全教育施設において「課題を抱える青少年を支援する体験活動事業」を59事業、「その他、青少年を取り巻く今日的課題に対応するための体験活動事業」を83事業の計151事業実施した。なお、関係機関・団体や公立青少年教育施設への普及・活用を兼ねて連携して実施した割合（連携率）は100%であり、事業参加者に対するアンケート調査結果では、参加者全体の満足（4段階評価の最上位）は90.1%であり、年度計画で定めている数値目標（平均80%以上の参加者からの満足評価）を達成した。

(3) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置により、通常の実施形態での実施が困難なことから、関係機関との調整により、相互交流を行う事業を中止、もしくは、延期することとなった。一方、国内での国際交流事業を充実させることを目的として、小学生を対象に「国際化推進事業～イングリッシュキャンプ～」を10施設で新たに実施した結果、令和2年度は13事業を実施し、日本人参加者の参加後アンケートにおける「外向き志向」に関する質問に対し、97.3%から肯定的な回答を得ることができ、年度計画で定めている数値目標（外向き志向の率80%以上）を達成した。

3. 青少年教育指導者の養成及び資質の向上〔第4章関連〕（表4-1参照）

「青少年教育指導者の養成及び資質の向上に関する事業」を171事業（令和元年度183事業、対前年度比12事業減）実施し、参加者数は5,540人（令和元年度5,879人、対前年度比339人減）であった。参加者の満足度は91.0%であり、年度計画で定めている数値目標（平均80%以上の参加者から満足評価）を達成した。

（1）青少年教育指導者等の研修事業の推進

国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体の指導者等を対象に官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者養成事業」は24事業を実施し558人が参加した。

「教員免許状更新講習」は21教育施設で34講座を実施し、692人が参加した。

「体験活動安全管理研修」は「山編」「水辺編」を2教育施設で50人、その他研修事業を含め延べ96事業3,081人の参加者であった。なお、参加者全体の満足（4段階評価の最上位）は89.7%を得て、年度計画で定めている目標（平均80%以上の参加者から満足評価）を達成した。

（2）地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進

学校や地域の連携による青少年の体験活動を推進するための「体験活動推進員養成事業」は本部及び1教育施設で7事業実施し、93人が参加した。

「絵本専門士養成講座」は本部において実施し、71人を養成し、年度計画で定めている数値目標（「絵本専門士養成講座」50人以上）を達成した。

絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学・短期大学・専門学校で学ぶことができる「認定絵本土養成制度」は、新たに15機関を加え、計21機関が実施し、認定絵本土養成講座に関する全科目の単位を取得した207人の認定絵本土が誕生した。

（3）ボランティアの養成・研修の推進

ボランティア養成・研修事業を67事業実施し、参加者数は1,528人となった。年度計画で定めている数値目標（ボランティア養成・研修事業を全教育施設で1,100人以上を養成及び自主企画事業を20事業実施）を達成した。

また、法人ボランティアが主体となって企画・運営を行う自主企画事業を20教育施設で35事業実施した。

4. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援〔第5章関連〕

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成するよう努めている。

（1）研修利用の充実（表5-1参照）

令和2年度における総利用団体数は25,464団体であり、総利用者数は（教育事業利用者数を除く）は、730,806人であった。なお、青少年利用者は、614,105人となった。

(2) 研修に対する支援の推進（表5-2参照）

利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修が実施できるよう、事前打ち合わせ等で教育的なねらいを踏まえた研修計画を作成・実施するなど、利用者サービスの向上に取り組み、センターを除く27教育施設の利用団体からの満足（4段階評価の最上位）は89.6%を得て、年度計画で定めている数値目標（平均84%以上の利用団体からの満足評価）を達成した。

5. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進〔第6章関連〕

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国的な会議や研究集会として、5事業実施し、参加者数は1,207人となり、年度計画で定めている数値目標（参加者1,000人）を達成した。

6. 青少年教育に関する調査研究〔第7章関連〕

機構では、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年教育における体験活動の重要性や教育効果に関する調査研究を実施し、その成果を報告書やパンフレット等に取りまとめ関係機関・団体等に周知している。

(1) 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施

令和2年度は、年度計画に基づき、①「青少年の体験活動等に関する意識調査」の調査結果の分析、②日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査、③体験カリキュラムの案の普及、④子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究（会場調査）、⑤子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究、⑥全国の青少年教育施設等の運営状況・事業内容等を把握する調査を行った。

その他、青少年の体験活動と意識に関する追跡調査、利用者満足度アンケートを活用したヒヤリハット調査、国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究、新型コロナウイルス感染症流行下における公立青少年教育施設の運営に関する現状調査、コロナ禍における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査等を実施した。

(2) 調査研究成果の活用及び普及

体験活動の重要性を普及・啓発するために、調査結果を取りまとめたパンフレット等を作成し、自治体や地域の青少年団体等に配布した。なお、新たな調査結果を公表した際は、ホームページ等で調査結果を掲載するだけでなく、個票データの二次利用申請を受け付け、研究者等が活用できるようにしている。

さらに、本部で実施する全国規模の会議や研究集会等で参加者に対して解説・紹介を行ったほか、報道発表を通じて広く社会に対する成果の普及に努めた。

7. 青少年教育団体が行う活動に対する助成〔第8章関連〕

(1) 助成活動の募集

令和2年度に実施した助成の募集説明会は、近年の応募件数の減少を踏まえ、全国29都道府県51か所（令和元年度55か所、対前年度比4か所減）での開催を計画した。しかしながら、台風の接近等の影響により4会場、新型コロナウイルス感染症の影響により5会場で中止となったため42か所で実施した。

助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を全国の関係機関等へ配布するとともに、1活動あたりの子供の参加人数を増加させるため、助成活動の実施時期・場所などの情報を「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」で広く提供している。

令和2年度において最も申請件数が少なかった鳥取県で機構主催の説明会を開催したところ、同県における令和3年度（1次募集）は対前年度比約22%増の22件の申請があった。さらに、国立青少年教育施設が未設置の県である茨城県の結城市において、那須甲子と連携することにより、新たに説明会を開催することができた。

(2) 助成金の交付（表8-1・8-3参照）

令和2年度助成においては、5,326件の応募があり、4,426件を採択したが、採択後に取下げがあり、助成金の交付件数は2,677件、交付金額は901,562千円であった。

この助成により、200,059人の子供が参加した。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、17,384人が参加した。

(3) 選定手続き等の客観性の確保

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選定基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するなど客観性の確保に努めた。

8. 共通的事項〔第9章関連〕

広報の充実については、理事長のリーダーシップの下、広報計画を策定し、機構横断的に必要な情報を集約するとともに、「民間企業等連携促進室」を中心に機構全体で民間企業等との連携を強化し、教育事業等の質的及び量的な拡充及び広報の充実に取り組んだ。

教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリースをとおして新聞やインターネットニュース等に取りあげられ、多くの国民に機構の調査研究の成果を知ってもらうことができたほか、雑誌等に機構の事業等に関する記事や写真を掲載することで機構の広報を行った。

各業務の点検・評価の推進については、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図っており、各教育施設では「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づく各マニュアルの点検・見直しを行うなど、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全安心な教育環境を確保している。

9. 新型コロナウイルス感染症に対する取組

(1) 教育施設の主催事業の中止及び受入れ休止（表2-1参照）

① 令和2年2月～5月の休止

文部科学省からの要請を受け、令和2年2月28日から3月24日まで、全教育施設において、主催事業の中止及び利用団体の受入れ休止を行った。

その後、令和3年3月25日から順次利用を再開したが、令和2年4月7日に政府より新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令され、緊急事態措置を実施すべき区域は、首都圏4都県と大阪府、兵庫県、福岡県、期間は令和2年4月7日から5月6日とされた。

緊急事態措置の主体は各都道府県であるが、4月7日時点では措置の内容が明らかになっていなかった一方で、機構の方針を早急に定める必要があったことから、4月8日に本部から全教育施設に対し、原則として各教育施設が所在する地域居住者に限定して利用してもらうこと、これにより難い場合には、各教育施設が所在する地域の行政機関（教育委員会、保健所等）とも協議しながら判断すること、緊急事態措置を実施すべき区域の利用者については、緊急事態宣言発令期間は、既存の予約を含めて利用を見合わせていただくよう丁重に説明を行うことを指示した。

4月16日から緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されたため、全教育施設において5月6日まで教育事業の中止及び利用団体の受け入れを休止することとし、現に利用している団体については、4月19日までを目途に速やかに退所をお願いすることとした。

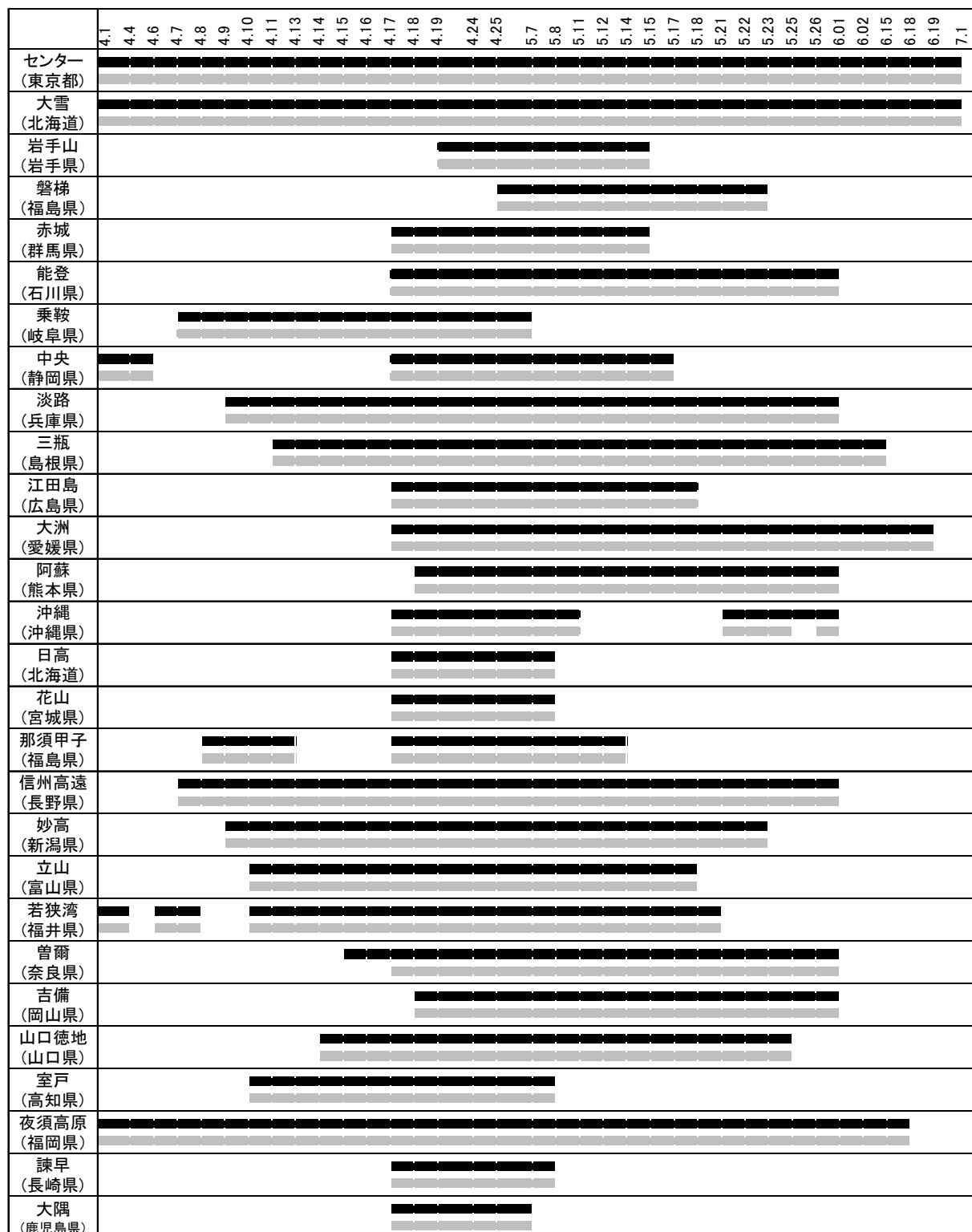
② 受入れの再開

令和2年5月7日から、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月4日変更、令和2年5月7日から適用）を踏まえ、東京都、北海道、石川県、岐阜県、兵庫県、福岡県を含む13の特定警戒都道府県以外の地域に所在する教育施設においては、各県の方針や近隣の公立施設の状況を踏まえるとともに、基本的な感染対策の徹底等を行った上で、日帰り利用から段階的に受け入れるなど、利用再開について、入念に検討を重ね、対応することとした。

また、全教育施設において、特定警戒都道府県かそれ以外の地域に所在するかに関わらず、利用受入れ再開に向けて、各地域の教育委員会等と事前に相談するとともに、各地域の状況について情報収集を行うこととした。

緊急事態宣言は5月25日に全面解除され、7月1日より、全教育施設において利用者の受入を再開した。

表2-1 緊急事態宣言等による受入休止期間一覧(令和2年4月～7月)



■ …宿泊利用を休止した期間

■ …日帰り利用を休止した期間

(注1) 表以外に、一定期間において所在道県の家族団体に限定して受け入れる等、利用の制限を設けた教育施設がある。

(注2) 表の休止期間中又は前後において、従前より予定されていた施設整備日（利用者の受け入れを行わない日）が設定されていた等の理由により、休止期間と実際の再開日が一致しない場合がある。

(3) 令和3年1～3月の緊急事態措置を踏まえた利用時間短縮

令和3年1月7日、政府において、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年1月8日から2月7日までの31日間とし、区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とすることが決定された。1月13日、岐阜県、兵庫県及び福岡県等が追加され、計11都府県となった。

該当都県に所在するセンター、乗鞍、淡路、夜須高原の4教育施設において、宿泊団体等に対し、夜間の活動を20時までに終えるよう要請することとした。

緊急事態宣言は、首都圏4都県以外は2月28日までに解除となり、首都圏4都県については3月21日をもって解除となった。

センターは、緊急事態宣言解除後も、東京都の要請を受けて、引き続き令和3年4月21日まで夜間の利用を21時までに短縮した。

(2) 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインの策定

機構の教育施設における感染対策は、令和2年3月のうちに機構全体に周知していたが、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、新型コロナウイルス感染防止対策として機構が実施すべき基本的事項を改めて整理し、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を5月に策定した。

策定後も、教育施設において実際に運用する中で気づいた点等を集約し、令和2年7月及び8月に改訂を行った。

(3) 留学生等受け入れ改修工事の実施（第18章参照）

政府において、令和2年3月、日本に入国する者に対し、検疫所長が指定する場所（自宅や入国者自身で手配したホテル等）において14日間待機することを要請することが決定された。

令和2年度補正予算で、帰国する日本人留学生等の受け入れのための衛生環境の整備として、センター、中央、淡路、夜須高原の4教育施設において、宿泊室の一部個室化及びトイレ・バスの設置、Wi-Fi環境の整備等を行った。

(4) 宿泊待機が必要な者の受け入れ

文部科学省からの要請により、入国時の空港検疫の検査結果が「陰性」と判定された者を、センターにおいて令和2年12月に受け入れた。

第3章 自立する青少年の育成の推進

本章では、「自立する青少年の育成の推進」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

1. 自立する青少年の育成の推進

青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとして、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するとともに、青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発やグローバル人材の育成を見据えた国際交流を推進するための事業を実施する。

(1) 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

青少年の体験活動等の重要性を社会に発信するため、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動に取り組み、全国各地における体験活動の機会や場を充実させる。

(a) 「体験の風をおこそう」運動の推進

社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体等と連携して、以下の取組を進める。

- ① 体験活動の重要性に関する広報資料を作成し、関係機関や保護者等に配付するとともに、Web掲載等を活用した周知を行う。
- ② 毎年10月の体験の風をおこそう推進月間に実施される事業の充実を図る。
- ③ 「体験の風をおこそう」運動を広めるため、各地域で「体験の風をおこそう」運動を推進する実行委員会の構成団体数を引き続き充実させる。

(b) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会事務局として、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するための普及啓発資料の作成・配布に取り組むとともに、施設における生活リズムに関する普及啓発事業を38事業以上実施する。

(c) 体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業の推進

幼児期の生活習慣の確立や体験活動・読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供するため、親子・幼児等を対象とした短期の事業を60事業以上実施する。その際、80%以上の事業の参加者から4段階評価の「最上位評価」(以下「満足」という。)を得られるよう、その質の向上を図る。

(2) 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発

以下の事業について、国立オリンピック記念青少年総合センターを除く27施設(以下「地方施設」という。)において、関係機関・団体や公立の青少年教育施設等への普及・活用を兼ねて連携して事業を実施する割合(連携率)を100%とする。その際、80%以上の事業の参加者から「満足」の評価を得られるよう、その質の向上を図る。

(a) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進

教育委員会、関係機関・団体、公立青少年教育施設等と連携し、地域の特色や立地条件を活かした1週間以上の長期自然体験活動事業を引き続き実施する。

(b) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

青少年を取り巻く今日の課題に対応するため、企画の段階から専門機関等と連携し、特定の状況下にある青少年に対する体験活動事業を機構全体として、85事業以上実施する。また、国立赤城青少年交流の家において、国立久里浜医療センターと連携してネット依存対策事業を実施する。

(3) グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

国内外の関係機関・団体等と連携して、①日独の青年及び青少年教育指導者等の交流事業、②アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業、及び③国内での国際交流事業を実施する。その際、日本人参加者の参加後の外向き志向の率80%以上を得る。

機構では、青少年の自然体験、社会体験、生活体験などの体験が不足している状況を踏まえ、青少年の健やかな成長と自立を推進するため、青少年教育のナショナルセンターとして、体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝える運動を推進するとともに、青少年教育に関する地域力向上等のモデル的事業の開発、グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進、青少年教育指導者等の養成及び資質向上のための教育事業を実施している。

令和2年度の教育事業数は831事業（令和元年度788事業、対前年度比43事業増）、参加者数は53,477人（令和元年度152,329人、対前年度比98,852人減）。また、参加者の満足度は90.8%であった。

表3-1 教育事業 実施状況

事業項目及び区分	事業数	参加者数(人)	延参加者数(人)
青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発	(445) 496	(137,598) 37,802	(171,392) 46,024
青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発	(146) 151	(7,897) 9,472	(18,900) 12,277
グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進	(14) 13	(955) 663	(6,212) 1,192
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	(183) 171	(5,879) 5,540	(12,306) 8,219
合 計	(788) 831	(152,329) 53,477	(208,810) 67,712

(注1) () の数値は、前年度の数値である。

(注2) 「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」は、第4章にて記載している。

(注3) 延参加者数の合計欄の数値は、出前事業や研修支援のための事前・事後訪問指導（123,202人）を除く。

1. 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発

「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を官民連携により推進するとともに、青少年の今日的な課題を踏まえ、体験活動の機会や場の充実、基本的生活習慣の確立を定着させるため、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に向けて、より一層取り組んだ。

(1) 「体験の風をおこそう」運動の推進

「体験の風をおこそう」運動とは、近年、社会が豊かで便利になる中で、子供たちの体力の低下や、自然体験、社会体験、生活体験等の体験が減少してきている現状を踏まえ、子供たちの健やかな成長にとって体験がいかに重要であるかを広く家庭や社会に伝え、様々な体験の機会や場の拡充等、体験活動の推進について社会的気運の醸成を図る運動である。

機構では、青少年育成に携わる団体とともに「体験の風をおこそう運動推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を発足し、推進委員会の構成団体と連携して「体験の風をおこそうフォーラム」や「春のキッズフェスタ」等を実施している（令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響により事前に中止の判断をした）。

また、同運動の応援団を結成し、教育施設にて体験活動の重要性をPRする活動も行っている。

令和2年度は、同運動の応援団に新たに元サッカー日本代表選手の岡野雅行氏及び北京オリンピック陸上男子4×100mリレー銀メダリストの朝原宜治氏の2人を迎えて、既存応援団と併せて6人が延べ6か所で活動した。

① 体験活動の重要性に関する広報資料の作成・配布

令和2年度は、「読書・手伝い・外遊び」の一環である「子供のお手伝い推進プロジェクト」において、子供の手伝いの重要性をテーマとした冊子「はっけん！！おてつだいやってみ隊」とその広報用チラシを作成し、冊子は全国の公立図書館や機構の教育施設に、チラシは子どもゆめ基金の助成団体にそれぞれ配布した他、「読書・手伝い・外遊び」のWebサイトを開設する等多種多様な広報活動を展開した。その他、

「体験の風をおこそう」運動のチラシやリーフレット「社会を生き抜く力」並びに「早寝早起き朝ごはん」国民運動の啓発資料紹介チラシ兼ガイド発送依頼書等を文部科学省主催の全国的な会議や機構主催の大規模会議、「文部科学省 情報ひろば」の企画展示等で参加者等に配布した。また、東武鉄道株式会社と共に実施した1泊2日の子育て応援事業では、「体験の風をおこそう」ロゴマークを入れた中吊りポスターを作成し、都内の地下鉄を含め複数県で走行する列車内に約2週間掲示した。（第9章参照）

この他にも、令和元年度に取りまとめた報告書「発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究～『体験カリキュラム』の構築に向けて～（中間まとめ）」を基に、リーフレット「子どもの成長を支える20の体験」を作成し、機構ホームページへの掲載や各教育施設を通じた利用団体等への配付により普及・啓発に努めた。（第7章参照）

地域においても同運動をより一層普及させるため、チラシやリーフレットのほか、本部においては、野外や学校等でも使用することができる普及・啓発グッズとして事前に施設に対して意向調査をした結果をもとにエコマイボトル及びバンダナを作成し、全ての教育施設に対して約2万部配布し、各教育施設では事業参加者や学校での出前講座等において青少年やその家族に配付した。

また、各教育施設においても、子供たちの使用頻度が高いオリジナルエコバックやクリアファイル、新型コロナウイルス感染症の影響で手を洗う機会が増えたことを受け、手洗い後に使用できるタオル等を独自に作成し、地域の学校やイベントで配布した。さらに、一部の教育施設では、地域の青少年教育施設や関係機関と連携し、各教育施設において、体験活動プログラムを提供しているイベントを掲載したイベントカレンダーの作成・配布、夜須高原においては福岡市営地下鉄と連携し鉄道の中吊り広告を活用した事例など、独自の方法で普及・啓発に努めた。

Web を活用した広報としては、「体験の風をおこそう」運動 Web サイトにおいて、体験の風をおこそう推進月間のイベント登録や全国で開催されるイベントの検索、「体験の風をおこそう」応援団の紹介、「読書 手伝い 外遊び」パンフレット等の資料をダウンロードできるページを設置・運用している。

② 体験の風をおこそう推進月間事業

推進委員会では、社会全体で子供の体験活動を推進し、その気運を高めていくため、毎年 10 月を「体験の風をおこそう推進月間」と定めている。また、この推進月間をさらに盛り上げるため、毎年 10 月第 4 土曜日を事業統一日とともに、子供や保護者を対象に、様々な競技性のある体験活動を実施する「子ども体験遊びリンピック」の企画実施を併せて提案し、充実を図っている。

令和 2 年度の「体験の風をおこそう推進月間」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、推進月間参加団体数は 276 団体（令和元年度 523 団体、対前年度比 247 団体減）、事業数は 1,348 事業（令和元年度 1,815 事業、対前年度比 467 事業減）となっているが、実施した都道府県は令和元年度に引き続き全都道府県となり、同運動の趣旨が全国的に広がりを見せている。

③ 「体験の風をおこそう」運動を推進する実行委員会

地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業を実施し、各地域において青少年教育に関わる複数の団体同士が連携して実行委員会を立ち上げ、市町村と協働して体験の重要性を啓発する活動、小学校と連携して地域を清掃する活動等に取り組み、地域一体となった運動や、地域内で実施している自然体験や農業体験等の体験活動を取りまとめ情報誌として発行することで、体験活動の推進普及・啓発を行っている。

令和 2 年度は、全国の 32 都道県（約 7 割）で 35 実行委員会が立ち上がった。（表 3-2 参照）。

また、実行委員会の構成団体数の合計は、各実行委員会が多様な団体と連携したこととに伴い、過去最多の 1,164 団体（令和元年度 1,130 団体、対前年度比 34 事業増）となった。

表 3-2 「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」の実施による実行委員会一覧

都道府県名	実行委員会名
北海道	北海道「体験の風をおこそう」運動推進協議会
北海道	「体験の里」日高から体験の風をおこそう運動実行委員会
岩手県	みちのく「体験の風をおこそう」運動推進協議会
宮城県	宮城県「体験の風をおこそう」運動推進委員会
秋田県	秋田県「体験の風をおこそう」運動推進委員会
山形県	「神室から体験の風をおこそう」実行委員会
山形県	「朝少から体験の風をおこそう」実行委員会
山形県・福島県	会津・山形「体験の風をおこそう」運動実行委員会
福島県	「体験の風をおこそう」運動県南地域推進協議会
群馬県	群馬県からつ風「体験の風をおこそう」運動実行委員会
東京都	東京から「体験の風をおこそう」運動実行委員会
新潟県	体験の風をおこそう運動「はね馬プロジェクト」推進実行委員会
富山県	富山県青少年教育施設協議会「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会
石川県	親子でつくろう体験の和実行委員会
福井県	若狭の海湖山から「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
長野県	「信州 体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会
岐阜県	飛騨高山「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
静岡県	静岡県「体験の風をおこそう」推進事業実行委員会
兵庫県	淡路島から体験の風をおこそう実行委員会
奈良県	体験の風をおこそう from うだ実行委員会
和歌山県	白崎青少年の家「体験の風をおこそう」実行委員会
和歌山県	わかやま「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
鳥取県	鳥取県「体験の風をおこそう」実行委員会
島根県	三瓶地域協育ネットワーク
岡山県	岡山県地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
広島県	山・海・島から「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
山口県	山口・地域ぐるみで体験の風をおこそう運動実行委員会
山口県	しものせき体験の風をおこそう実行委員会
愛媛県	大洲から「体験の風をおこそう」運動推進事業実行委員会
高知県	むろと黒潮・体験の風をおこそう運動実行委員会
福岡県・佐賀県	福岡県・佐賀県「体験の風をおこそう」運動推進実行委員会
長崎県・佐賀県	長崎・佐賀「体験の風をおこそう運動」推進実行委員会
熊本県	熊本「体験の風をおこそう」運動実行委員会
宮崎県・鹿児島県	鹿児島・宮崎「体験の風をおこそう」運動実行委員会
沖縄県	沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会

(2) 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

青少年の基本的な生活習慣の確立と定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（以下「全国協議会」という。）と連携し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に積極的に取り組んでいる。

ここ数年小・中学生の朝食摂取率がわずかに減少しているものの、同運動などにより、運動開始前と比べると、朝食摂取率は増加傾向にあり、夜10時以降に寝る幼児の割合も減少する等の成果が見られているところである。

表3-3 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発 実施状況

事業項目及び区分	事業数	参加者数(人)	延参加者数(人)	参加者の満足度(%)	
				満足	やや満足
①生活リズムに関する普及・啓発事業	(107) 76	(39,996) 12,554	(44,604) 14,450	(91.1) 93.2	(8.7) 6.0
②体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業	(177) 384	(44,114) 18,977	(56,199) 24,765	(86.8) 91.7	(12.2) 7.9
③その他	(161) 36	(53,488) 6,271	(70,589) 6,809	(86.8) 92.7	(12.2) 7.2
合 計	(445) 496	(137,598) 37,802	(171,392) 46,024	(88.2) 92.5	(11.0) 7.0

(注1) () の数値は、前年度の数値である。

(注2) アンケート調査の回答のうち、項目ごとに少数点2位以下を四捨五入しているため、満足度の合計が100%にならない場合がある。

① 普及・啓発資料等の作成・配布

「早寝早起き朝ごはん」国民運動を積極的かつ効果的に普及し、より多くの国民に認識・実践してもらうため、普及・啓発用資料としてポスター、チラシ、ガイドブック、データ集、朝ごはんポケットレシピ集を作成・配布している。

また、全国協議会と連携し、既存のガイドブック等を手に取る機会が少ない家庭や教育現場においても「早寝早起き朝ごはん」の大切さを広めるため、平成29年度に第1弾として「早寝早起き」、平成30年に第2弾として「朝ごはん」、令和元年度に第3弾として「運動遊び」に焦点を当てた絵本を作成した。令和2年度は第1弾の絵本を大型化し全国の図書館に約200部配布した。

普及・啓発資料の活用状況について、全国の幼稚園・保育園や図書館等にアンケート調査を実施したところ、幼稚園・保育園123園から回答があり、「早寝早起き朝ごはん」の興味づけに役立っているとの回答が86.2%、基本的生活習慣の確立に役立つているとの回答が91.9%であった。

令和2年度は、上記を含めた普及・啓発資料等15種類、延べ約16万部を幼稚園や学校等に配布した。

② 教育施設における生活リズムに関する普及・啓発事業

機構では、全国協議会が作成する普及・啓発資料等を活用しながら、生活リズムに関する普及・啓発事業を実施している。

令和2年度は、全教育施設において、宿泊を伴う事業を34事業、地域に出向いて行う普及・啓発事業を42事業、計76事業を実施した。

宿泊を伴う事業では、幼児や小学生が教育施設での標準生活時間に沿った活動を行い、規則正しい生活習慣を身に付けられるプログラムを実施し、生活リズムの向上を図った。地域に出向いて行う普及・啓発事業では、保育園、幼稚園、小学校、中学校、地域のイベント等に出向き、「早寝早起き朝ごはん」の説明やクイズ、普及・啓発資料等の配布や紙芝居、着ぐるみを使った寸劇等を行い、子供や保護者に基本的生活習慣の大切さを伝えた。

なお、本部では全国協議会事務局として、地域で団体等が行う普及・啓発活動の支援（4団体）を行った。

さらに、本部では文部科学省と連携して、子供の基本的生活習慣の維持・向上、定着を図るため、地域一丸となって取組を推進するための機運の醸成を図るフォーラム事業を7事業、中学生を対象とした効果的な手法等を開発するための推進校事業を10事業実施した。

例えば滋賀県長浜市立余呉小中学校が実施した推進校事業では、児童・生徒自身による毎日の生活チェックや保護者を対象とした専門家による講演会の実施等を通して児童・生徒の学びに向かう力を育むため、学校と家庭の二側面からアプローチするなど意識の向上に取り組んだ。保護者アンケート結果によると、「家庭では、『早寝・早起き・朝ご飯』について取り組んでいる」に関する数値は、令和元年度の64%から68%へと向上するなど成果も上がっている。

（3）体験活動や読書活動に係る普及・啓発事業の推進

機構では、基本的な生活習慣の確立や体験活動・読書活動に親しむきっかけ作りの機会と場を提供するため、親子・幼児等を対象とした事業を実施している。令和2年度は、全教育施設で384事業を実施した。

また、事業参加者に対するアンケート調査結果では、事業参加者全体の91.7%から4段階評価の「最上位評価」（以下「満足」という。）が得られた。

① コロナ禍における体験活動の普及・啓発の実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出制限や休校を余儀なくされている子供たちやその保護者に対し、教育施設にて日帰り事業を実施したり屋外施設を開放することによって、心身の健康を図り体験活動の機会を提供したりする事業を145事業実施し、参加者5,409人が利用した。

吉備では、親子で屋外にてハイキングや樹木bingo、おもしろ自転車、野外調理（図3-1参照）等を楽しむ施設開放型の事業を行ったり、夏休みに家族で出かける機会の一つとして2泊3日でキャンプを実施したりした。参加者からは「ゴールデンウィークはあまり外で遊べなかつたから、疲れたけど楽しかった」、「久しぶりに外で遊べた。家にいるよりも乐しかった」等の感想が寄せられた。

また、岩手山では日本紙飛行機協会・岩手県立博物館・盛岡市子ども科学館と連携し、家で過ごす時間が長くなっている全国の子供たちに工作キットを提供した。全国各地に紙飛行機や恐竜塗り絵、混色こま等が入った工作キット（図3-2参照）を4,490セット送った。工作キットを受け取った子供や保護者からは、「4月から小学校休校、学童休止、保育園休園となり、外出自粛をしております。近所の公園には規制テープが貼られ、公園遊びも自粛となり、公園遊びもできていない状況です。自然に触れることが減ってしまった娘達に、創作キットでおうち時間を楽しんでもらえる機会を作ってください、本当にありがとうございます」という感想が寄せられた。



図3-1 親子で野外調理の様子

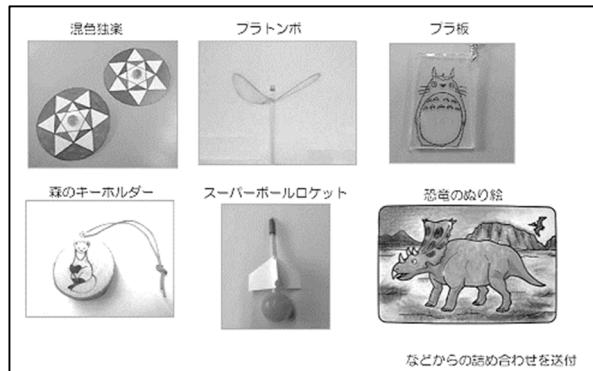


図3-2 工作キット（完成版）

② コロナ禍における安全安心なイベントの運営

中央では、コロナ禍において単に事業を中止するのではなく、体験の機会を創出するため感染症対策を取りながら、参加者数2,000人規模となる「オープンハウス2020～SDGsフェスタ～」を実施した。

この事業の特徴は誰でもが参加しやすいように事前申し込み制とせず、当日の参加受付とした上で、安全対策と感染防止策を構築した。具体的には、受付での検温・消毒はもちろんのこと、受付番号とパスポートシール（図3-3参照）を紐づけ、参加者はパスポートシールを胸に貼り、体験ブースではパスポートシールの番号を控える（図3-5参照）ことでいつ誰がどのブースで体験したか行動履歴を追えるようにした。これは、事業後に感染者が出た場合や濃厚接触が考えられるなどの際に参加者へ情報提供する手掛かりとなる。また、各体験ブースでは、来場者の集中を避けるために、オープン・クローズ時間や、消毒・換気時間を設け参加者が分散するよう工夫した。地域でのイベントや体験活動の機会が失われていた中で、「子供が楽しそうに体験していました！このような時期でもたくさんの体験が出来る事業を実施していただき、とてもありがとうございます」や、地元自治体や周辺機関からも「多くの事業を中止とした

が、このような感染防止対策をとれば、イベントが実施できると感じました」などコロナ禍における大規模イベントを実施する際のモデルケースとなった。また、運営手法についてホームページに掲載し他の青少年教育施設や関係機関の参考となるよう努めた。

事業名にあるように「誰一人取り残さず、持続可能な社会」を作る SDGs のコンセプトを踏まえた事業となった。



図 3-3 パスポートシール



図 3-4 体験ブースの様子

オープンハウス2020 来場者記録表								
体験ブース	焼き板づくり		活動時間(目安)	45分	NO. 1			
NO	来場時間	番号	NO	来場時間	番号	NO	来場時間	番号
1	10:30	100	26			51		
2		101	27			52		
3		102	28			53		
4		103	29			54		
5		54	30			55		
6		55	31			56		
7		56	32			57		
8		24	33			58		
9		25	34			59		
10		26	35			60		
11	11:00	5	36			61		
12		6	37			62		
13		7	38			63		
14		8	39			64		
15		11	40			65		
16		12	41			66		
17		13	42			67		
18		17	43			68		
19		18	44			69		
20		19	45			70		
21			46			71		
22			47			72		
23			48			73		
24			49			74		
25			50			75		

来場時間の記入は、15~30分おきで構いません。

図 3-5 来場者記録表

(4) その他

上記の取組のほかに、本部では第 10 回全国青少年書き初め大会、各教育施設では地域団体と連携した芸術体験事業やスポーツ教室等を実施した。

【取組事例】第 42 回少年の主張全国大会

少年の主張全国大会は、昭和 54 年の「国際児童年」を記念して開催され、その後、毎年実施されている。第 42 回目となる令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により WEB 開催に変更し 11 月に機構ホームページに主張発表動画を掲載して開催したが、地域によっては、都道府県大会やその予選大会にあたる地区大会・学校大会が中止になったため、全国大会事務局に直接エントリーできる制度を設置した。全国の中学生の 7.9% にあたる 25 万 2 千人を超える応募の中から選抜された中学生 12 人が、日常生活を送る中で感じた家族や友人、地域の人々に対する思いや感謝、また感動や感銘を受けた経験などを自分の言葉で表現し、同世代や社会に向けて発表した。

開催期間中の Web ページの閲覧数は 3,663 回に達し、閲覧した方々にとっても、現代の中学生の想いに耳を傾ける良い機会を提供することができた。なお、例年本大会

において秋篠宮佳子内親王殿下にご臨席いただいているが、今年度についてはWeb上でご視聴いただけた様子が新聞報道等にも取り上げられていた。

2. 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発

青少年教育に関する地域力向上等を念頭に地域の教育資源（場や人材等）を活用し、令和2年度は「豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業」、「課題を抱える青少年を支援する体験活動事業」、「その他、青少年を取り巻く今日的課題に対応するための体験活動事業」を151事業実施した（表3-4参照）。

なお、普及・活用を兼ねて公立青少年教育施設や関係機関・団体と連携した事業の実施割合（連携率）は100%であり、事業参加者に対するアンケート調査結果では、事業参加者全体の90.1%から「満足」の評価が得られた。

表3-4 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的事業の開発 実施状況

事業区分	事業数	参加者数(人)	参加者の満足度(%)	
			満足	やや満足
①豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業	(26) 9	(1,055) 286	(88.2) 93.3	(11.2) 6.7
②課題を抱える青少年を支援する体験活動事業	(92) 59	(3,414) 1,891	(84.7) 87.9	(13.9) 11.0
③その他、青少年を取り巻く今日的課題に対応するための体験活動事業	(28) 83	(3,428) 7,295	(85.0) 89.2	(14.0) 10.1
合 計	(146) 151	(7,897) 9,472	(86.0) 90.1	(13.0) 9.3

(注1) () の数値は、前年度の数値である。

(注2) 「③その他、青少年を取り巻く今日的課題に対応するための体験活動事業」については、令和元年度より設けた項目である。

(1) 豊かな人間性を育む長期自然体験活動事業の推進

機構では、教育施設の特色や立地条件、過去に実施した事業を活かし、非日常的な環境における自然の中での宿泊体験を通して、青少年に自然の偉大さや仲間と協力することの大切さを学ぶ1週間以上の長期自然体験活動事業を4事業実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日程を1週間未満に短縮し5事業実施した。

【取組事例】阿蘇山一周100kmチャレンジキャンプ～大草原からの贈り物～（阿蘇）

阿蘇では、阿蘇山や外輪山など計100kmの道のりを歩く6泊7日の長期キャンプを実施した。この事業は平成29年度から1泊ずつ日数を延ばして実施しており、これまでではサイクリングを含めカルデラ内を一周する行程だったが、令和2年度は6泊となつたことで、「大観峰」「二重峠の石田畠」「草千里」等の阿蘇の自然や歴史をより感じられるコースを設定し、徒步で全行程100kmを歩き抜くことを目指した。

本事業では、新型コロナウイルス感染症対策のため、2週間前からの検温と過去4日の体調確認、手洗いとアルコール消毒の徹底、5人用テントを3人で使用、テント



図 3-6 100km ゴールの様子

は常に網戸の状態で換気を行うなどの対策を行い、事前説明会でも保護者の方々に説明を行った。保護者の方からは「コロナ禍での開催を決めていただき、安全に全員が達成できるようご尽力してくださり感謝申し上げます」との感想をいただいた。

また、1週間で100kmを踏破するということで、十分な栄養を確保できるように配慮した。朝食と昼食については、交流の家のレストランが携帯食や弁当を準備するとともに、現

地まで運び入れることによって移動に専念させた。更に夕食については婦人会や地域団体に対して、疲労回復に効果的な食事や郷土料理の準備をお願いするとともに、阿蘇地方の昔話や伝承歌を教えてもらったり、キャンプや疲労時における食事の在り方について等の話を伺う機会をつくることで、阿蘇地方の文化や食育について学ぶ機会とした。

参加者のAさんは、「クラスに入るのが怖くて不登校気味だったが、旗づくりのときにチーム全員と仲良くなれたこと、一日一日があつという間に過ぎていったこと、ゴール前にけんかが発生し、みんなで話し合いを行い仲直りできたこと、このキャンプが一生忘れない宝物になったこと」等を、新聞に投稿した。保護者の方からは「やる気、気力がなくなっていたところに、この事業だったのでとても良い刺激になりました」との感想が寄せられた。

本キャンプでは長距離ハイキングを通して、最後までやり遂げる力や集団生活を行うことによって自立する心や協力する心を育み、自己肯定感を高めることをねらいとしている。そこで、自己肯定感を「自分で決める」「存在を感じる」「協力協働」の観点で捉え（図3-7参照）、毎日ふりかえり時にアンケート調査をおこなった。Aさんのグループの自己肯定感の変容を調査したところ、ゴールである6日目に大いにもめたが、翌日最終日に振り返りを行ったり、関係者にお礼の手紙を書いたりする機会を設けたことで、自己肯定感が高まる傾向が見られた（図3-8参照）。

自分で決める	A	進んで友達やスタッフに話すことができた
	B	指示されたことだけでなく、自分で考えて行動することができた
	C	つらいときに力をふりしぶってがんばることができた
存在を感じる	D	自分の良いところを見つけることができた
	E	チームに自分が役立っていることを感じることができた
	F	周りの友達から支えられていることを感じることができた
協力	G	励まし合って活動に取り組むことができた
	H	友達の良いところを見つけることができた
	I	友達の気持ちを考えて行動することができた

図 3-7 自己肯定感の調査内容

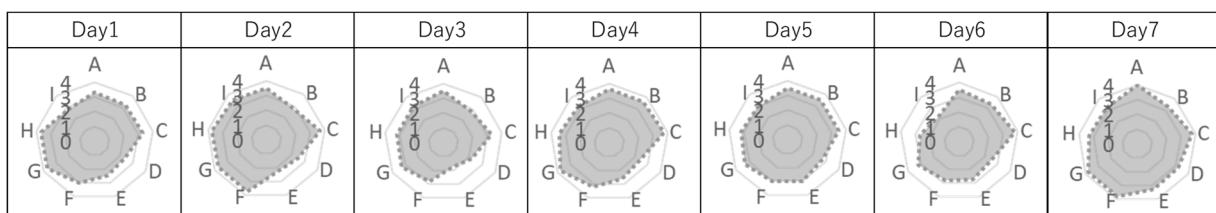


図 3-8 Aさんのグループの自己肯定感の変容

最終日の参加者アンケートからは、「大満足。こんな楽しいキャンプ、今までしたことがないで、楽しくて幸せです。きついことも苦しいことも楽しいこともうれしいこともいっぱいあって1週間が充実していました」、「いっぱい泣いて泣いて傷ついて、それでも仲直りして最後まで一人も欠けることなくみんながゴールできて幸せ」等との本事業における参加者の感動を感じ取ることができた。

さらに、本事業の内容を参考にして地域の方が、「阿蘇山一周100km古希祝ウォーク」を実施したことによって、地域力向上事業としての役割という面からも非常に意義のあるものとなった。

(2) 課題を抱える青少年を支援する体験活動事業の推進

機構では、青少年を取り巻く今日的課題に対応するため、不登校、引きこもり、ADHD等発達障害、中1ギャップ、児童養護施設やひとり親家庭等子供の貧困対策等に加え、ネット依存に対応した事業を59事業実施した。

【取組事例】おおずふれあいスクール（大洲）

大洲では、心理的・情緒的理由で不登校状態にある児童生徒や16歳～22歳までのひきこもりがちな青少年を対象に、不登校で悩む多くの子供たちの心に寄り添い、その心の居場所を提供するとともに、子供たちの自立を促し、進路決定に向けた支援を行っている。支援体制としては、運営委員会（構成メンバー：大洲市近隣の5市町の教育委員会委員長、県立高等学校長及び分校長、おおずふれあいスクール専門委員会委員長、大洲所長及び企画指導専門職など、計13人）及び専門委員会（構成メンバー：大洲市内の小・中学校教員、計11人）を設置し、年間2回～3回開催し、登録生の受入状況や活動の様子について情報を共有している。

本事業は、登録制で通年受入としていることで、登録生が自らの意思で施設へ足を運び、学習や様々な体験活動ができる体制を整えており、令和2年度は12人（不登校状態にある小学生3人、中学生9人）の登録者が学習や体験活動に励んだ。活動内容に応じて毎回職員が3人以上（大洲市教育委員会から派遣されているふれあいスクール担当職員2人、大洲職員1人以上）でサポートや指導にあたり、それぞれの活動において、児童生徒がのびのびと活動できるよう本人の意思や意欲を尊重し、心の居場所を実感できるような取り組みを心掛けている。主な日程や活動内容は以下の通りである。月～木曜日を施設での活動日とし、金曜日は学校チャレンジデーとしている。休日は学校に準じている。

	9:00	12:00	13:00	13:30	15:00	15:30
月・火・水	マイプランタイム スタディタイム	昼食 (弁当持参)	清掃 集会	ふれあいタイム 専門委員との活動	1日の 反省	
木						

- ・マイプランタイムでは、児童生徒が自分で1日の活動計画を立て、勉強や体験活動に励む。
- ・スタディタイムでは、学習内容について学校と連携をとりながら、それぞれのペースで学習に取り組めるようにし、基礎学力の補充を行う。
- ・ふれあいタイムでは、農園作業、ALTによる英会話、スポーツ、手芸、調理実習等を行う。
- ・金曜日の学校チャレンジデーは、可能ならば学校への登校を促す。



図 3-9 工作活動の様子

令和2年度登録生12人のうち、3人（中学生）は令和3年4月から通常どおり所属校へ通う意思を示しており、年度末の振り返りでは「学習計画を自分で立てたり、好きな活動に取り組んだりすることで、少しずつ自信をつけることができた」や「最初はとても不安だったけれど、ここでは多くの先生方が優しく接してくれたので、人と話すことに慣れることができた」等の感想が寄せられた。

また、保護者や専門委員の先生方へのアンケートでは「交流の家では、多様な活動が用意されており、子供たちの多様なニーズに対応できる環境が整えられており、児童生徒及び保護者にとっても大変心強い」や「安心できる環境のため、利用する児童生徒にとって心の居場所となっている」との感想をいただいた。

（3）青少年を取り巻く今日的課題に対応するための体験活動事業の実施

機関では、他にも、青少年の今日的な課題に対応するため、地域創生や地域課題に取り組む事業や防災・減災に関わる事業などを83事業実施した。

① 全国高校生体験活動顕彰制度の実施

機関では、新たに、高校生の体験活動の機会の拡充を目指し、「全国高校生体験活動顕彰制度」を創設した。

本制度は、平成30年度に設置した有識者による委員会にてプログラムや顕彰の在り方を検討し、「郷土や自然に愛着を持ち、新たな価値を創造する高校生の育成」を目的としている。

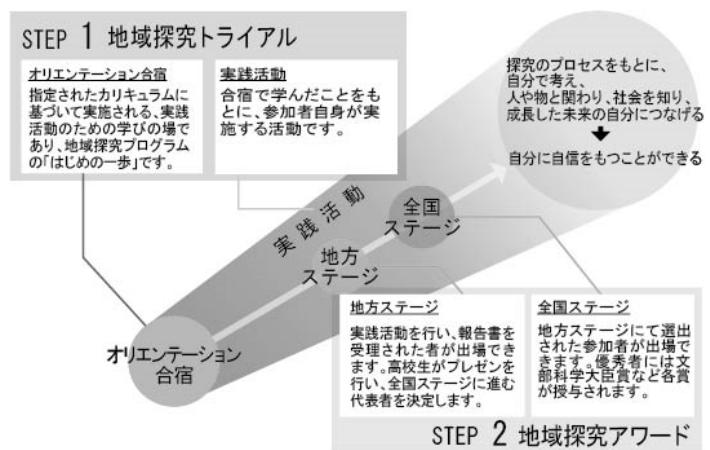


図 3-10 全国高校生体験活動顕彰制度 構成図

取組みを段階的に分けており、ステップ1「地域探究トライアル」では、探究の手法を用いた学習の場となる「オリエンテーション合宿」及び地域での「実践活動」を行い、その学びと成果を実践活動報告書にまとめる。

ステップ2「地域探究アワード」では体験活動を積極的に行った高校生を評価することを目的として実践活動報告書や口頭発表をもとに顕彰を行う。各地方での予選となる「地方ステージ」と代表者が集う「全国ステージ」を実施することとしている(図3-10 参照)。

令和2年度は、オリエンテーション合宿が10施設で実施され、296人が合宿に參加した。合宿に參加した高校生は、その学びを活かして地域での実践活動に取り組み、最終的に162人が実践活動報告書を提出し、修了認定を受けた。地方ステージは8ブロック中6ブロック(残りの2ブロックは中止)で開催され、94人が參加した。地方ステージで代表となった22人が、オンライン開催となつたがオリンピックセンターを主会場に全国ステージを実施し、最も優秀な発表には新たに文部科学大臣賞が授与されることとなつた。

個人部門にて文部科学大臣賞を受賞した生徒からは「この活動を通して、大学は地域社会学部へ進学したいという夢ができました。入試情報を確認してみると、「活動重視型」というユニークな推薦方法がありました。それを目標に、これからもこのような活動を続け、深めていけたらなと思います」といった感想があつた。その他にも、「地域を支えている大人と出会い、地域活性化の重要性を学んだ」といった感想や今後の目標として「地域課題に関するボランティアに参加し、課題解決に貢献したい」という声などが聞かれた。

新型コロナウイルス感染症の影響があつたものの、連携する高等学校等の状況に応じて柔軟にオリエンテーション合宿を実施したり、全国ステージをオンラインで実施するなどの工夫を行い、多くの高校生の学びを支援することができた。なお、令和元年度参加者からも地元市役所に就職したことの報告があり、併せて「公務員として地域に貢献する夢のために、本事業に参加しましたが、皆さんから学んだことが自分の自信になりましたし、参加していなかつたら、試験に合格できていなかつたと思います」というメッセージが寄せられた。

令和3年度は全教育施設でオリエンテーション合宿を実施する予定である。

② 地域の教育的課題に対応するプログラム開発事業

乗鞍では、地域に寄与できるプログラムの開発のため、地元高山市の「森林」を題材に「SDGsを踏まえた体験型森林環境学習」プログラムの開発に取り組んだ。高山市は日本一の森林面積を有し、歴史的にも森林と深い関わりを持っており、高山市教育振興基本計画においても「飛騨高山に誇りと愛着を持ち、学び得た知識や能力を活かし、社会で活躍できる心豊かな市民を育む」ことを目標としている。

事前に有識者による協議を行い、「森林の魅力を意図的に体感できるプログラムはなく、施設の教育的価値を充実させていくためにも有効なプログラムではないか」との意見があつた。

令和2年10月15日の試行実施では、まず2時間程度の森林環境学習を実施し、自然散策や参加者自ら集めた葉の葉脈を写し取ったエコバックづくりなどして樹木や森林に関する学習を実施した。その後、2時間程度のツリーイングを実施し、施設にあるミズナラの巨木に登ることで直接樹木と触れ合った。

このプログラムを通じて、参加者からは「樹木の特徴や種類にはあまり興味がなかったけれど、木の魅力を知り、もっと知りたいという気持ちになりました」や「エコバックづくりはとても感動しました。私は葉っぱのことが好きになりました。葉っぱとクレパスだけあんなに素敵になるなんて本当に感動しました」といった声が聞かれた。

(4) その他（青少年の“自立する”力応援プロジェクト）

近年、我が国において社会問題となっている「子供の貧困」については、「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）において、福祉とともに子供の教育の充実が取り上げられ、自立に向けた基本的な生活習慣の確立や様々な体験活動の充実等が指摘されている。

このため、機構では平成26年度に「青少年の“自立する”力応援プロジェクト」を立ち上げ、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポート制度」の創設を行った。

子供の貧困対策に関する大綱（抄）（令和元年11月29日改定）

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

1 教育の支援

(6) その他の教育支援

(多様な体験活動の機会の提供)

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。

また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（抄）

（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）

II ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

3 学びを応援

⑧教育環境等の整備

○ 青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、生活習慣や自立的行動習慣の定着のための「生活・自立支援キャンプ」、体験活動等への参加にかかる経済的負担を軽減する「子どもゆめ基金」による支援、学生生活を経済的に支援する「学生サポート制度」による支援を実施する。

① 生活・自立支援キャンプ

困難な環境にある子供を対象にそれぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るために、児童養護施設や母子生活支援施設等と連携した事業を、全ての教育施設で33事業実施し、986人の参加者を得た。

【取組事例】「ステップアップキャンプ2020」（淡路）

淡路では、児童養護施設の子供たちを対象に、日常では味わうことのできない魅力的な体験活動を提供し、個々のチャレンジ精神を養うことを通して子供たちの自立を支援する「ステップアップキャンプ2020」を1泊2日で実施した。

養護施設の職員と打合せする中で、新型コロナウイルス感染症の影響で学校のプールでの水泳学習が中止になったり、海水浴場が開設されていないことから、例年に比べ、水と触れ合う活動が減っているという話を伺い、「磯遊び・釣り」を実施することとした。参加者からは「水が冷たくて気持ちいい」などの感想が聞かれるとともに、初めて釣りを体験する子供も多く、自分で釣った魚を自慢する姿などが印象的だった。また、野外炊飯時には「次は何をするの？」という質問に対し、「今野菜を切ったけど、これをどうすると思う？」といったような形で、参加者に自ら考え主体的に取り組んでもらえるような言葉掛けを行うなどの指導の工夫を行った。その結果、事業後の様子として、生活班内で相談し協力するなど、生活場面でたくましくなった姿を多く見ることができている。

また、当該施設が単独で青少年教育施設を利用した自然体験活動が実施できるよう、施設の予約や使い方についても理解を深めてもらうとともに「子どもゆめ基金」の活用についてもレクチャーを行った結果、令和3年度に助成申請につながった。

② 子どもゆめ基金による支援

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。令和2年度においては、127件（令和元年度137件、対前年度比10件減）の活動に支援し、川遊びやキャニオニングなどの自然体験活動を通して、協力し合う思いやりや規律を学ぶとともに、グループでメニューを考え食材を購入するなどの買い物体験を通して、仲間と協力する協調性や自分で考えて行動する自主性を養い、自分たちで出来る事を増やして、子供たちの成長や自立に繋げていく取組を推進した。

③ 学生サポーター制度

本制度は、経済的に困難な状況にありながら高等教育機関において勉学に励む学生の生活及び自立を支援するため、平成27年度から実施している。

令和2年度は20人の学生サポーターを6教育施設に配置した（表3-1参照）。学生サポーターは、生活・自立支援キャンプをはじめとする各教育事業の運営補助や各教育施設の整備等の業務に携わっている。

学生サポーターの新規募集にあたっては、全国社会福祉協議会や全国市長会、子どもの未来を応援する首長連合に周知を依頼したほか、全国町村会が発行する「町村週報」への掲載を通して、全国の町村長にも周知した。

表 3-1 令和2年度学生サポーター配置状況

センター	大雪	赤城	江田島	妙高	吉備	合計
11人	3人	1人	2人	2人	1人	20人

表 3-2 令和2年度学生サポーター在学機関

大学	短期大学	高等専門学校	専門学校	合計
17人	3人	0人	0人	20人

3. グローバル人材の育成を見据えた国際交流の推進

機構では、青少年の異文化理解の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置により、通常の実施形態での実施が困難なことから、関係機関との調整により、相互交流を行う事業を中止、もしくは、延期することとなった。一方、国内での国際交流事業を充実させることを目的として、小学生を対象に「国際化推進事業～イングリッシュキャンプ～」を10施設で新たに実施した結果、令和2年度は13事業を実施し、参加者数は663人（日本人620人、外国人43人）であった。なお、日本人参加者の参加後のアンケートでは、「世界に貢献したい」、「外国人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国人の人と将来も繋がりを持ちたい」といった「外向き志向」に関する質問に対し、97.3%から肯定的な回答を得ることができた。

（1）日独の青年及び青少年指導者の交流事業

日独の青年及び青少年指導者の交流事業は、日本とドイツの両国政府主催の事業であり、両国間の理解と親善を深め、青少年交流の発展を図るために、文部科学省の委託を受けて実施した。

令和2年度は、青少年指導者を対象とした「日独青少年指導者セミナー（テーマ：A1（若者を取り巻くメディア環境）、A2（子どもと若者の貧困））」の2事業について、派遣と受け入れとを合わせオンライン形式で実施した。なお、勤労青年を対象とした「日独勤労青年交流事業（テーマ：男女ともに輝く働き方）」、ボランティア活動を行っている学生を対象とした「日独学生青年リーダー交流事業（テーマ：若者の社会参画）」の2事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置により、両国の関係機関で調整の上、中止した。

【取組事例】日独青少年指導者セミナー

本事業は、日独の青少年教育指導者が、互いの国の青少年教育について現状や取組を学び、意見交換等を通して資質や能力の向上を図る事業である。

例年、A1事業、A2事業それぞれにおいて、ドイツへの日本団の実地派遣（15日間）及びドイツ団の受け入れ（15日間）を実施していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う海外渡航・入国に関する制限措置により、実地派遣及び受け入れを中止することとなった。

そこで、日本・ドイツ双方の実施機関において、何らかの形で交流事業を継続するため検討を重ねた結果、令和元年度参加者及び令和2年度の参加予定者を対象に、オンライン会議ツールを使用し、A1事業・A2事業の固有のテーマと新型コロナウイルス感染症の影響とを関連付けながら行うオンラインセミナーとして、各2日間実施した。

具体的には、A1事業では、「若者を取り巻くメディア環境」をテーマとして実施した。コロナ禍における日々の活動の現状及び課題について、各参加者が発表した後に、テーマに基づき、学校教育・社会教育の両面から活発な意見交換が行われた。その結果、保護者や指導者が若者とともにメディアの特性を理解・評価し、同じ目線に立って規制やルールについてともに考えていくことの必要性について共有した。

A2事業では、「子どもと若者の貧困」をテーマとして実施した。コロナ禍での青少年の現状と現場での対応や支援策について、各自の取り組みを発表し、意見交換を行い、子供や若者への物理的での支援及び精神面でのサポートについて議論が進んだ。その結果、特に、医療や児童福祉の現場では、支援する側の大人が心身ともに健康でいるからこそ、子供たちの健康を守るとともに、支援する側の雇用を維持するためにも重要であることなどを共有した。

事業後の参加者アンケートでは、「オンラインでも実り多い意見交換をすることが分かり、良い経験となった」、「コロナ禍ではオンラインの活用が大切であり、このような海外交流の機会を継続して提供してほしい」との声が上がった。

（2）アジア及びミクロネシア地域の青少年交流事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う渡航制限及び入国に関する制限措置により、通常の実施形態での実施が困難なことから、関係機関との調整により、以下の事業を中止、もしくは、延期することとなった。

- ① 日本と韓国の高校生の相互交流を通して、高い国際感覚を備えた青少年を育成することを目的に実施を予定していた「日韓高校生交流事業」（文部科学省委託事業）（中止）
- ② アジア地域の青少年交流事業として、日本、中国、韓国の3か国で巡回開催をしている「日中韓子ども童話交流事業」（令和3年度に延期）及び「 ASEAN加盟国中学生招聘交流事業」（中止）
- ③ マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオ共和国との相互交流事業である「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」（中止）

(3) 国内での国際交流事業

例年、センターにおいて、外国人留学生と日本人学生が集い、年末年始の数日間とともに過ごし交流を深めるとともに、日本の文化体験を通して異文化理解を図ることを目的に「世界の仲間とゆく年くる年」が開催されていたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下で実施できる国際交流のあり方について意見交換することを目的に、オンライン会議ツールを使用し、世界11の国と地域から留学生及び日本人学生32人が参加して、実施した。

また、教育施設では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し国内での国際交流活動を充実させることを目的として、小学生を対象に「国際化推進事業～イングリッシュキャンプ～」を10施設（磐梯、能登、中央、淡路、立山、曾爾、吉備、山口徳地、室戸、夜須高原）で実施した。

(4) 過年度国際交流事業参加者へのフォローアップ調査の実施

機構では、「日独の青年及び指導者の交流事業」、「日中韓子ども童話交流事業」及び「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」の過年度日本人参加者の実態等を把握することを目的に、フォローアップ調査を実施した。

その結果、「日独の青年及び指導者の交流事業」では、本事業参加後に「語学習得などの新たな学びやスキルアップの契機となった」と回答した参加者が全体の約6割を占めた。また、参加者の半数以上が本事業参加後に海外に渡航及び留学していることが明らかになった。

「日中韓子ども童話交流事業」では、開催国の人々や文化に触れることで、参加後に相手国（中国・韓国）に対する印象が肯定的に変化した参加者が全体の8割を占めた。また、海外への留学経験を「行った」、または、「今後行ってみたい」と回答した参加者は全体の7割を占めた。

「ミクロネシア諸島自然体験交流事業」では、事業参加後に外国語の学習に力を入れるようになった参加者が全体の8割を占めた。また、事業参加後に海外への留学経験を「行った」、または、「今後行ってみたい」と回答した参加者は全体の8割を占めた。

4. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：A

令和2年度は年度計画における数値目標を各事業において上回って達成した。

平成29年度に設置した「国民運動等推進室」を中心に、「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の普及を横断的に進めており、機構内はもとより推進委員会や全国協議会、関係機関等と横断的に連携し、新たな広報資料を作成・配布とともに、事業等を企画・運営することで、青少年の体験活動等の重要性についてより一層の普及・啓発に着手することができた。

「体験の風をおこそう」運動の広がりの成果として、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動を推進する実行委員会の構成団体数が過去最多の1,164団体となった。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進については、ガイドブック等を手に取る機会が少ない家庭や教育現場においても、「早寝早起き朝ごはん」の大切さを広めることを目的に、「早寝早起き」に焦点を当てた大型絵本を全国協議会と連携して作成・配布するとともに、生活リズムに関する普及・啓発事業を76事業実施し、令和2年度計画に定める数値目標（38事業）を38事業上回って達成した。

体験活動等に係る普及・啓発事業の推進にあたっては、平成28年度より幼児期の体験活動や、令和元年度は「海の体験活動推進プロジェクト」チームの成果を活動プログラムに取り入れるなど提供内容を広げる取組を行ってきたが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響下においても単に事業を中止するのではなく、感染防止対策を徹底した事業運営や施設利用のガイドラインを作成するなど、青少年の体験活動の機会の確保に努めた。

また、高校生世代に対しては、「高校生体験活動顕彰制度」を教育施設10施設で実施することにより、探究的な学びや体験活動の機会を拡充することができた。これにより、幼児期から大学生まで発達段階に応じた体験活動を推進することができた。

グローバル人材の育成を見据えた国際交流事業の推進については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相互交流を行う事業を中止、もしくは、延期することとなつたが、オンライン会議ツールを使用したセミナーなどを一部事業で実施したことにより、例えば、「日独青少年指導者セミナー」事業後の参加者アンケートから「オンラインでも実り多い意見交換をすることが分かり、良い経験となった」、「コロナ禍ではオンラインの活用が大切であり、このような海外交流の機会を継続して提供してほしい」との声が上がった。

また、国内での国際交流活動を充実させることを目的とした事業を実施するなどの取組を行った結果、年度計画の目標値である外向き志向率80%を超えて達成した。

以上の理由により、A評定とした。

＜課題と対応＞

「体験の風をおこそう」運動については、推進月間事業の登録団体数をさらに充実させるために、推進月間事業の推進方法や登録・報告方法について検討する。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動については、インターネットやゲームの使用時間の増加など、子供たちの生活の夜型化が懸念されており、「早寝早起き朝ごはん」国民運動のより一層の普及啓発が重要であることから、全国協議会と連携しながら新しい普及・啓発資料の作成・配布にも努めていく。また、普及・啓発活動に関するアウトカムの把握も重要なことから、普及・啓発資料等を配布した幼稚園・保育園にアンケート等を配布する等、成果の把握について引き続き取り組む。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が世界的規模に拡がっていることから、日本国内の感染拡大状況を踏まえながら、感染防止対策を徹底した事業運営や施設利用のガイドラインを隨時見直しできる限り柔軟な対応を取りながら教育事業を実施したい。

国際交流事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度に相互交流を行う事業においては実地交流が実施できなかつたが、一部事業（「日独青少年指導者セミナー」「世界の仲間とゆく年くる年」）については、オンライン会議ツールを使用して参加者間の意見交換や交流を行つたところである。令和3年度以降も、実地交流での

実施が困難なことが予想されることから、令和2年度における取組やその成果を踏まえつつ、オンライン会議ツールを使用するなどを通じて国際交流を継続するとともに、事業の質を一層充実するよう検討する。

第4章 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

本章では、「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

2. 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上

青少年教育指導者等を対象に、指導者の資質・能力を向上させる養成・研修事業を実施する。その際、80%以上の参加者から「満足」の評価を得られるよう事業の質の向上を図る。

(1) 青少年教育指導者等の研修事業の推進

国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体等の指導者等を対象に、「自然体験活動指導者養成事業」及び「教員免許状更新講習」を各施設で、「体験活動安全管理研修」を「山編」「水編」それぞれ1施設ずつで実施し、自然体験活動指導者を250人以上養成するとともに、教員免許状更新講習の受講者を1,000人以上とする。

また、事業の質の向上に努め、参加者に対する事後調査において、回答者の80%以上から研修後の活動に有用な知見が提供されたという評価を得る。

(2) 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進

学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、既に地域や学校で活動している人材を対象に、地域のニーズを踏まえたプログラムの提供など、体験活動の機会と場をサポートする指導者(体験活動推進員)の養成研修を実施し、50人以上養成する。

また、読書に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するため、「絵本専門士養成講座」を実施し、「絵本専門士」を50人以上養成するとともに、「認定絵本士養成講座」を大学等と連携して実施する。

(3) ボランティアの養成・研修の推進

(a) 青少年教育施設におけるボランティアの養成

教育事業の運営サポートや研修支援等に携わるボランティアの養成・研修事業を全ての施設で実施し、1,100人以上養成する。

また、ボランティア自身が主体的に自主研修を企画・実施し、自主企画事業を20事業以上実施できるようボランティア・コーディネーターが活動を支援する。

(b) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携し、大会支援を行う。

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する教育事業として、「①青少年教育指導者等の研修」、「②地域や学校における青少年教育指導者等の養成」、「③ボランティアの養成・研修」といった事業を実施した（表4-1参照）。

また、「青少年教育指導者の養成及び資質の向上に関する事業」を171事業（令和元年度183事業、対前年度比12事業減）実施し、参加者数は5,540人（令和元年度5,879人、対前年度比339人減）、参加者の満足度は91.0%であった。

表4-1 「青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業」実施状況

事業項目及び区分	事業数	参加者数（人）	参加者の満足度（%）	
			満 足	やや満足
①青少年教育指導者等の研修事業の推進	(115) 96	(3,370) 3,081	(90.5) 89.7	(9.0) 9.9
②地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進	(9) 8	(504) 931	(97.7) 93.4	(2.0) 6.6
③ボランティアの養成・研修の推進	(59) 67	(2,005) 1,528	(86.2) 90.0	(13.1) 9.7
合 計	(183) 171	(5,879) 5,540	(91.5) 91.0	(8.0) 8.7

（注）（ ）の数値は、前年度の数値である。

1. 青少年教育指導者等の研修事業の推進

機構では、国公立の青少年教育施設職員、青少年教育団体の指導者等を対象に、官民共同の指導者認定制度である「自然体験活動指導者養成事業（NEAL）」や「教員免許状更新講習」、「体験活動安全管理研修」等を実施している。

（1）自然体験活動指導者養成事業（NEAL）

機構では、平成25年2月に体験活動に関する新たな指導者認定制度を、官民共同で創設し、指導者の養成を開始した。

指導者の種類は、専門的な知識や経験の程度により、①自然体験活動指導者（リーダー）、②自然体験活動上級指導者（インストラクター）、③自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の3資格があり、「青少年教育における体験活動」など、概論（計67.5時間）、演習（計67.5時間）から成る養成カリキュラムを受講し、段階的に修了する。

令和2年度は、リーダー養成事業を、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により実施できなかった2教育施設を除く20教育施設で実施し、316人を養成した。このほか、インストラクター養成事業を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施できなかった1教育施設を除く3教育施設（花山、中央、淡路）で実施し27人、コーディネーター養成事業を1教育施設（室戸）で実施し8人、計351人（令和元年度558人、対前年度比207人減）を養成した。

さらに、リーダーからコーディネーターまで全て修了した主任講師（講習管理者）（以下「主任講師」という。）を令和2年度は10人輩出した。

令和2年度に主任講師を取得した者に資格取得についてのアンケート調査を実施したところ、「子供の発達段階における課題や成長曲線、障害のある子供たちへの支援方法や考え方などについて学んだことで、プログラム指導の場面のみならず生活場面において、発達障害のある児童に対する説明の仕方や話し方などを工夫することができた」、「安全管理で学んだことを生かし、担当した事業では子供たちを多角的に見つめ、安全に実施するために班付リーダーを2人体制にした。また、緊急時連絡網や対応リスト作成の際には、ボランティアを含めた複数の目で確認し作成することで、配慮が必要な参加者や様々な事故に対しての共通理解がなされるとともに、担当スタッフ全体の安全管理意識の向上につながった」との意見を得た。

また、リーダー養成事業終了後にモニター調査を実施したところ、96.2%の参加者から研修後の活動に有用な知見が提供されたとの回答があった。具体的には、「自然体験活動を通して同時に社会性の学びやチャレンジ体験につながるよう、指導者が全てに手を差し伸べるのではなく、時には見守るなど、指導力向上につながったと感じる」、「自然体験活動の指導・技術で学んだことを活かし、対象者のレベルに応じて技術指導や声掛けができるようになり、段階ごとの指導を意識するようになった」といった回答があった。

（2）教員免許状更新講習

平成19年6月の教育職員免許法の改正により、全教諭は「必修領域6時間・選択必修領域6時間」、「選択領域18時間」を合わせた30時間の講習を受講することとされている。また、学習指導要領では体験活動の必要性が随所に記載されている。

このことを踏まえ、機構では、各教育施設の特色を活かした体験活動や、大学や教育委員会等と連携し、体験活動の意義、体験活動と学習指導要領の関わり及び体験活動と安全管理等について「選択領域」又は全ての領域30時間の講習を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施できなかった7教育施設を除く21教育施設において34講座、692人が受講、修了した。参加者からは、「学校教育における体験活動の重要性を再認識することができた」、「講義だけでなく実習を交えた講座となっているため、受講しやすかった。さらに学級活動や保護者会などでもすぐに使える知識や技法を教えていただき、大変勉強になった」などの当機構の強みを活かした感想が寄せられた。

事業終了後に当該事業の参加者に対してモニター調査を実施したところ、全ての参加者から研修後の活動に有用な知見が提供されたとの回答があった。具体的には、「講義で教わった指導方法をもとに、学級活動や学年集会、移動教室で行うネイチャートレッキングでの活動など様々な場面で実践することができた。子供たちが主体的に取り組む姿が増え、成果を実感している」、「児童についてより多面的な角度で見守ることができるようになった。一人一人への接し方を工夫することで児童との関係もより良好になった。」といった回答があった。

(3) 体験活動安全管理研修

青少年の体験活動に携わる指導者等の安全管理意識・能力、指導力及び救助技術の向上を目的として、「山編」を信州高遠で（参加者32人）、「水辺編」を大隅で（参加者18人）それぞれ実施した。例年は公立・民間施設の職員にも広く参加募集を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当機構の職員のみを対象とした。

主な講習内容は、安全管理の基礎、事故事例の研究、事故時の法的責任、体験活動における指導や安全管理の実習（登山実習、カッター・スノーケリング実習、雪上活動（スキー、スノーハイクなど）、ファーストエイド実習、救助実習）、本研修後の行動計画及び危機管理マニュアル（設備・備品の確認及び利用者の安全確保等）の確認などを行った。

研修終了の半年後に追跡調査を実施したところ、全ての参加者がそれぞれ所属する組織の会議やボランティア研修等で講座内容の共有を図ったり、安全管理マニュアルを見直したり、実際の指導に活かすなど様々な機会において講習で得た知見を活かしていることがわかった。

具体的には、「研修後に、施設内で情報共有及び研修を行ったが、登山活動や水辺活動に限らず、全ての事業に対して安全管理に対する意識が向上した」、「事故事例から学ぶ講義を通して、改めてリスクマネジメントの重要性を実感した。また事故が起きてしまった場合の対処法（応急処置等）も併せて学んだことで、研修後の施設内研修にも取り入れることができた。繰り返し研修を行うことで、職員全体の意識を高めていきたい」というような回答があった。

2. 地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進

学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、既に地域や学校で活動している人材を対象に、平成30年度から地域のニーズを踏まえたプログラムの提供など、体験活動の機会や場をサポートする指導者（体験活動推進員）の養成事業を実施した。

また、読書に関する専門的知識や実践力等を有する地域の指導者を養成するための絵本専門士養成講座を実施し、地域における読書活動の推進を図った。

(1) 体験活動推進員養成事業

学校と地域の連携による青少年の体験活動を推進するため、放課後子供教室や土曜日の教育活動等に参画している教育活動推進員や教育活動サポーター、ボランティア等を対象に、地域のニーズを踏まえたプログラムづくりの必要性など、体験活動の機会や場をサポートする指導者（体験活動推進員）の養成事業を実施した。

令和2年度は、本部と大雪にて7事業実施し、93人が参加した。

(2) 絵本専門士養成事業

① 絵本専門士養成講座

絵本に関する専門家として地域における読書活動を推進するため、平成26年度より絵本専門士養成講座を開設している。本講座は「知識を深める」「技能を高める」

「感性を磨く」の3分野、30コマ（50.5時間）で、絵本学者、絵本作家及び編集者等による絵本の歴史や概論をはじめ、読み聞かせの技術や手法、絵本作家が物語に込めた意図やその背景を踏まえて編集作業に取り組む活動を紹介する講義など、多種多様な講座内容で構成した。

令和2年度（第7期養成講座）は、応募総数1,101人の中から実務経験などを基に審査し選考された72人が計5回（10日間）の講座を受講し、71人が令和3年5月に絵本専門士として認定される予定である。

絵本専門士として認定された第1期生から第6期生354人に対して、認定後の読書活動推進に寄与していただくよう推奨しているため活動状況を追跡調査した結果、個人や所属団体で読み聞かせ等を行った数は2,731件、外部機関からの依頼を受けての講座・講演会を行った数は325件、計3,056件の活動が実施された。

例えば、絵本専門士の中には、下記のような活動を行っている者もいる。

- ・アナウンサーである絵本専門士が、自身の読み聞かせのスキル等を広く伝えるため、自身の経験を踏まえて保護者が読み聞かせをする際のポイントや心構えを記した書籍を令和2年度に発行。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大のため学校等が一斉休校した際に、当該テレビ局の在宅支援プロジェクトの一環としてアナウンサー仲間と絵本の読み聞かせ動画14本の配信。
- ・地域ごとに集まり、絵本の読み聞かせ活動や絵本関連イベントの開催、絵本の書籍情報を提供する活動などの団体を設立（機構は、団体名に「絵本専門士」と称する場合には事前申請を求めており、令和2年度は、4団体から「絵本専門士」の名称申請があった）。

② 認定絵本土養成制度

絵本専門士養成講座への応募者が定員の10倍を超える社会的認知・ニーズが高まっている状況を踏まえ、多くの人々が学ぶ機会を創出し、現在よりも多くの指導者を養成するため、絵本専門士養成講座のカリキュラムを全国各地の大学・短期大学・専門学校で学ぶことができる「認定絵本土養成制度」を令和元年度から本格的に実施している。

令和2年度は、前年度から継続の6機関のほか、新たに15機関を加え、計21機関が実施した。その結果、令和2年度には認定絵本土養成講座に関する全科目的単位を取得した207人の認定絵本土が誕生した。認定絵本土は、3年間の絵本に関わる実務や活動、絵本専門士としての資質・能力を測る審査を通過することにより、絵本専門士に認定されることが可能となる。

さらに、令和3年度には上記の21機関のほか、14機関（内、3機関は令和4年度開設）から認定絵本土養成講座の申請があり、絵本専門士委員会にて承認されたことから計32機関が実施することになっている。

なお、令和2年度には、認定絵本土養成講座の質の向上を図るために、大学教授、保育園長、絵本出版社役員等で構成されたテキスト作成ワーキングにて、認定絵本土養成講座テキスト（中央法規出版）を作成し、12月に6,000部出版した（令和3年5月

17日現在2,729部販売）。講座開設機関に活用いただいている他、書店販売も行っており、認定絵本士に限らず絵本専門士への問い合わせも増えている。

3. ボランティアの養成・研修の推進

(1) 青少年教育施設におけるボランティアの養成

① 法人ボランティアの養成と活動状況

機構では、「青少年理解」や「安全管理」等の講義・実習を含む共通カリキュラムに準拠した法人ボランティアの養成研修を全教育施設で実施しており、本研修を受講した参加者が法人ボランティアとして登録し、各教育事業・研修支援等において運営・指導補助に携わっている。

各教育施設で活躍する法人ボランティアの活動を一層推進するため、令和2年度はボランティア養成・研修事業を各施設で67事業実施し、1,528人の養成・研修を行った。なお、上記カリキュラムに基づく養成事業の参加者は900人であり、スキルアップ等の研修事業の参加者は628人であった。

また、法人ボランティアとして登録した人数は2,099人（令和元年度2,471人、対前年度比372人減）であり、新型コロナウイルス感染症により活動が制限されたため、実際に活動に携わった人数は、延べ3,284人（令和元年度8,904人、対前年度比5,620人減）であった。

② 法人ボランティアの自主企画事業

各教育施設のボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、法人ボランティアの社会参画を促すために、法人ボランティア自身が主体となって企画・運営を行う自主企画事業を支援している。なお、令和2年度は法人ボランティアが在学する大学からの活動自粛の要請等もあったため、法人ボランティアの自主企画事業が20教育施設で35事業（研修支援を含む）の実施となった（令和元年度41事業、対前年度比6事業減）。

【取組事例】自主企画事業支援プロジェクト

各施設のボランティア活動の発展と活力ある社会を構築できる若者の育成を目指し、法人ボランティアの自主企画事業実現のための支援を行う「自主企画事業支援プロジェクト」を実施した。

「自主企画事業支援プロジェクト」では、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、14教育施設の法人ボランティアから応募があり、本部職員及び各施設のコーディネーターが指導・助言を行う等の支援を行った。

江田島では、ウォークラリーや火起こし、焼き芋といった自然体験活動をメインプログラムとする「YAKATSU—燃え上がれ！江田島冒険隊—」を法人ボランティア11人が企画し、81人の小学生が参加した。企画に携わった法人ボランティアからは「今回の経験で得た、計画の大切さや目的からずれないように軸をしっかりと持つことなどは、大学での学業や就職活動などでも非常に大切だと考えます。今回の経験を単に経験で終わらせるのではなく、自分自身の成長に具体的に活かしていきたいと思います」

といった声が聞かれた。

【取組事例】ボランティアミックスキャンプ

全教育施設の法人ボランティアが一堂に会し、情報交換を通して交流を深め、各施設のボランティア活動がより発展することを目的とした「ボランティアミックスキャンプ」を実施した。新型コロナウイルスの影響により、オンラインでの実施となつたが、各施設で中心となって活動している法人ボランティアを対象とし、27教育施設より47人の法人ボランティアが参加した。

上記の「自主企画事業支援プロジェクト」を活用して自主企画事業を実施した施設等が自分たちの取組みについて、工夫したことや学んだことなどを発表しあい、意見交換を行う機会を設けた。また、自主企画事業を実施できていない施設もあったことから、企画書づくりの講座を実施し、企画するうえでの大切なこと、想いが伝わる企画書の作り方等を学んだ。参加者からは「自身の施設でも自主企画事業を頑張りたい」や「企画書は第三者が見ても自分たちが何をするのか・何をやりたいのかが伝わるものでないといけない」という内容を学び、非常に共感しました。そのために、企画の目的や活動、自分たちの想いをもっと突き詰めていく必要があると感じました」といった感想があった。

③ 法人ボランティアの表彰制度

機構では、学生による法人ボランティアの活動を奨励し推進する「法人ボランティア表彰制度」を平成26年度から実施している。

学生の法人ボランティアの活動は、学生にとってはリーダーシップやコミュニケーション力の育成に資するとともに、子供たちにとって学生たちの活躍を目の当たりにすることで将来への憧れや励みに繋がっている。令和2年度はこのような法人ボランティアの活動と勉学を両立させ、他の模範となるような学生を対象に70人（前年度と同人数）を表彰した。

表彰の際は、推薦者である教育施設の所長が表彰者の所属大学に出向き、学長等に臨席していただくとともに、地元新聞に記事を掲載いただくなど、大学側にも機構のボランティア活動への理解を深めてもらう機会とした。

（2）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の支援

令和2年度においても、引き続き大会における支援を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオリンピック・パラリンピックが延期となつたため、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との協議により令和3年度も引き続き支援することとなった。

4. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：A

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するため、青少年教育指導者等の養成及び資質の向上に関する事業を 171 事業実施し、5,540 人が参加した。「自然体験活動指導者養成事業」の参加者は「250 人以上」の年度計画に対し 351 人と計画を上回った。しかし、

「教員免許状講習」の参加者は「1,000 人以上」の年度計画に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため 7 施設で実施できなかつたため 692 人となり、年度計画を下回つた（中期目標では 5,000 人に対し 6,000 人を超えた）。その他、「体験活動安全管理研修」は、「山編」、「水辺編」をそれぞれ 1 施設以上で実施する年度計画に対し、2 施設で実施し 50 人が参加した。

また、事業参加者に対してアンケート調査を行ったところ、全体の 91.0%（令和元年度 91.5%、対前年度比 0.5 ポイント減）から「満足」の評価が得られ、年度計画に定める数値目標（80%）を 11.0 ポイント上回った。なお、参加者に対する事後調査については、自然体験活動指導者養成事業（NEAL）の回答者から 96.2%、教員免許状更新講習及び体験活動安全管理研修については全ての回答者から研修後の活動に有用な知見が提供されたといった評価を得ており、数値目標（80%）を大幅に上回った。

地域や学校における青少年教育指導者等の養成の推進事業では、体験活動推進員の参加者は 93 人であり、年度計画における「50 人以上」の 2 倍程度の人数を養成し、絵本専門士については、年度計画の「50 人以上」を大幅に上回る 71 人を養成した。また、絵本専門士の社会的認知・ニーズの高まりを踏まえ、「認定絵本土養成講座」は令和元年度の 6 校から新たに 15 校増やし 21 校で実施することができた。また、認定絵本土養成講座テキストを出版するなど認定絵本土養成講座の質の向上にも努めた。

ボランティア養成・研修の推進では、計画の「1,100 人以上」を上回る 1,528 人を養成した。法人ボランティアの自主企画事業についても、35 事業（数値目標は 20 事業）実施し、大幅に数値目標を上回った。なお、社会人になっても法人ボランティアを続けている者は 366 人おり、自主企画やボランティア養成事業の企画などに継続して取り組んでいる。

これらのことから、年度計画の目標を大幅に上回る成果が得られたため A 評定とした。

＜課題と対応＞

青少年教育指導者等の養成及び資質の向上については、自然体験活動や安全管理をはじめ、教員免許状更新講習やボランティア養成などの研修を実施してきたが、青少年教育指導者として体系的な資質の向上が求められる。第 4 期中期目標・中期計画期間に向けて、人づくり・つながりづくり・地域づくりという側面に留意し、指導者の資質・能力を向上させるよう取り組んでいく。

第5章 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

本章では、「青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

3. 青少年、青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の場や機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努める。

(1) 研修利用の充実

青少年、青少年教育指導者等に対する研修のための利用を促進するため、新規利用団体の開拓や閑散期の利用者拡大等に向けた「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を全施設で策定し、着実な実施に努め、青少年人口（0歳～29歳）の1割以上の利用実績を確保する。

(2) 研修に対する支援の推進

利用団体の研修目的に応じ、より効果的に研修が実施できるよう、事前打ち合わせ等で教育的なねらいを踏まえた研修計画を作成・実施するなど、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から、平均84%以上の「満足」の評価を得られるよう努める。

また、学校教育への支援を推進するため、現在、施設で実施されている体験活動プログラムについて、教育課程への位置付けを教科毎に分類・整理する。

機構では、青少年及び青少年教育指導者等の利用団体が研修目的に応じた主体的で効果的な活動が行えるよう、様々な体験活動の場と機会及び情報を提供するとともに、教育効果の高い活動プログラムを提案するなど、相談及び学習指導等の研修支援を積極的に行っている。

また、教育機能の充実を図るとともに、安全・安心な教育環境の整備に努めるため、年度計画を踏まえて策定した「令和2年度教育事業等方針」等を本部から教育施設へ示すとともに、全教育施設において「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」を策定し、月次、四半期、年度ごとに本部へ報告を行った。なお、本部においては、各教育施設から寄せられた利用者獲得につながった広報の事例や利用者の満足度に繋がった事例をまとめ、全教育施設での情報共有に努めた。

1. 研修利用の充実

令和2年度の利用者数（教育事業による利用者を除く）は、730,806人（令和元年度3,989,423人、対前年度比3,258,617人減）であり、宿泊・日帰り別で見ると、宿泊利用者数は280,063人（令和元年度2,256,005人、対前年度比1,975,942人減）、日帰り利用者は450,743人（令和元年度1,733,418人、対前年度比1,282,675人減）であった。

また、利用者数のうちセンターを除く全教育施設では、475,353人（令和元年度2,205,541人、対前年度比1,730,188人減）であり、そのうち、宿泊利用者数は265,413人（令和元年度1,909,278人、対前年度比1,643,865人減）、日帰り利用者数は209,940人（令和元年度296,263人、対前年度比86,323人減）であった。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、文部科学省からの「主催事業の中止及び団体の受入れの停止について」（令和2年3月21日 事務連絡）の要請や全国各地への「緊急事態宣言」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等により全教育施設にて延べ1,540日間の休館を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で16,167団体3,199,467人の利用が減少した。他にも、令和2年度に発生した大雨等の被害により、17,468人の利用が減少した。

（1）青少年及び青少年教育指導者等の利用者数

青少年利用（青少年及び青少年教育指導者等の利用）は614,105人（令和元年度3,440,681人、対前年度比2,826,576人減）となった。なお、青少年人口34,281,678人（「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」令和2年1月1日現在 総務省）の1.8%に留まった。

前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が大きいが、そのような中でも利用の促進に向け、可能な限りの取組みを行った。（詳細は第5章2(1)③参照）また、広報や環境整備、利用者対応等の好事例を機構職員用ポータルサイトに掲載し、全教育施設で情報共有している。

【取組事例】夜須高原のESD・SDGsに関する取組みの情報共有（本部）

本部は、教育施設が策定した「稼働率向上（利用者増加）のための数値目標の設定及び行動計画」のフォローアップを四半期毎に実施している。

夜須高原から、「現行の『活動資料集』について、指導にあたる職員や施設の利用者の意見を反映し、現状に則した内容となるよう随時改訂を行っていく」という行動計画の成果として、新たに「夜須高原『ESD・SDGs の学び』ガイド～学校団体用～」を作成し、HPで公開するとともに、「YASUKOGEN SDGs project」をスタートさせたという報告を受け、機構職員ポータルサイトに掲載し、共有を図った。夜須高原の取組みは環境教育推進プロジェクト等でも取り上げられ、各施設のESD・SDGsに関する取組みの参考となっている。

（2）利用団体数（表5-1参照）

令和2年度の利用団体数は、25,464団体（令和元年度54,869団体、対前年度比29,405団体減）であり、宿泊・日帰り別では、宿泊利用数は3,660団体（令和元年度17,386団体、対前年度比13,726団体減）、日帰り利用数は21,804団体（令和元年度37,483団体、対前年度比15,679団体減）であった。

青少年・一般別では、青少年利用団体数は18,375団体（令和元年度41,940団体、対前年度比23,565団体減）、一般利用団体数は7,089団体（令和元年度12,929団体、対前年度比5,840団体減）であった。

表5-1 利用状況(教育事業による利用者を除く)

区分		青少年利用		一般利用		合計	
		団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)	団体数	利用者数(人)
宿泊	令和2年度	3,324	265,211	336	14,852	3,660	280,063
	令和元年度	15,827	2,118,005	1,559	138,000	17,386	2,256,005
日帰り	増△減	△12,503	△1,852,794	△1,223	△123,148	△13,726	△1,975,942
	令和2年度	15,051	348,894	6,753	101,849	21,804	450,743
合計	令和元年度	26,113	1,322,676	11,370	410,742	37,483	1,733,418
	増△減	△11,062	△973,782	△4,617	△308,893	△15,679	△1,282,675
計	令和2年度	18,375	614,105	7,089	116,701	25,464	730,806
	令和元年度	41,940	3,440,681	12,929	548,742	54,869	3,989,423
	増△減	△23,565	△2,826,576	△5,840	△432,041	△29,405	△3,258,617

(注1)「青少年利用」とは、青少年及び青少年教育指導者等の研修利用である。

(注2)「一般利用」とは、青少年以外のグループや団体等の一般的研修利用である。

2. 研修に対する支援の推進

各教育施設では、職員が利用団体の指導者・引率者に対して、利用団体の目的に応じ、より効果的に研修ができるよう教育的ねらいを踏まえ、事前打ち合わせ等で研修計画や活動プログラムの指導・助言を行った。その結果、アンケート調査による利用団体の満足（4段階評価の最高）は89.6%であり、年度計画で定められた数値目標84.0%を上回った（表5-2参

照）。しかし、不満要因として施設の老朽化に対する意見が多いことから、環境整備に努めていきたい。

また、各教育施設で実施している体験活動プログラムについては、利用促進の観点も踏まえ、教科等の位置付けを明確にした学習指導案を作成し施設を利用する小学校・中学校等に提供している。なお、この指導案は新しい学習指導要領の内容にも対応している。

（1）利用者サービスの一層の向上

各利用団体の目的に合わせたプログラムを立案するため、利用団体の指導者・引率者との事前打ち合わせを実施している。その際、プログラムの紹介だけではなく、研修全体が団体のねらいに則した内容・流れになっているかどうか、具体的なプログラムの立案まで支援し、各団体に対応した取組を実施している。

また、各教育施設における利用団体の施設利用に対する意見の把握、及び集約した意見をより効果的に施設運営に反映させることができるよう、肯定的な意見を得られなかったアンケート項目については、全教育施設で情報を共有するとともに、業務の改善を図っている。

さらに利用者が安全安心に利用できるように、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を全教育施設で取り組み、安全面からも利用者サービスの向上に努めた。

① 新型コロナウイルス感染症に関連した各種取組みの実施

各教育施設においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、機構本部にて作成した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき、各教育施設は所在する地域の実情に応じた対策を講じつつ、その対策を本部で取りまとめ共有することで、団体のニーズに合わせたより安全で効果的な研修ができるよう工夫を行った。

【取組事例】出前事業の実施（山口徳地、立山、淡路、夜須高原、諫早など）

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設での遠足・集団宿泊的行事をキャンセルせざるを得なかつた学校団体や体験活動の機会が減少してしまった保育園・幼稚園等の団体に対し、職員が直接学校・園に出向き、各種体験活動の場を提供する取組みを実施した。

山口徳地では、「遊びを届け隊」と題し、「遊んで身に付く36の基本的な動き」を取り入れた活動や木材を使った遊び、クラフトなど子供たちの健全な発育・発達につながる活動や自然体験の機会を提供した。また、夜須高原では、福岡県内の県立社会教育施設とも連携した「ふくおか体験活動出前隊」を実施した。

各教育施設における取組みにより、合計で約100団体6,900人に対する出前事業を実施することができた。引率者からは「参加した子供たちの顔がどんどん良い表情になっていくのが印象的でした」、「あきらめていた体験活動が実施でき、貴重な体験を提供していただいたことに感謝したい」等の感想が寄せられた。

【取組事例】他施設の閉鎖等に伴う新規団体の受入れ（妙高、室戸）

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた施設が利用できなくなった団体等の受入れを行った。

室戸では、利用人数制限により高知県立施設の利用ができなくなった学校団体からの要請を受け、計7校約800人の受入れを行った。その際、施設が変更になることによる保護者の不安を解消するため、学校で行われる保護者説明会に職員が出向き、感染防止対策について説明を行うとともに、教員からの要望を聞き取り、負担を減らす工夫を行った。

妙高では、当初より利用予定だった江戸川区立小学校13校に加え、妙高以外の民間等を含む施設を利用予定だった同区立小学校12校も追加で利用ができるかと江戸川区教育委員会から相談を受け、元々利用予定だった13校の日程を3泊から2泊に減らし、新たに12校が利用できるよう調整を行った他、合同事前打合せや近隣スキ一場との調整等を行った（結果的には東京都の緊急事態宣言により、全校がキャンセルとなった）。

【取組事例】利用者の安全安心につながる資料作成や説明の実施（能登、中央）

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用にあたって不安を感じる団体や保護者が多くいたため、各施設においてその不安を解消するための取組みを実施した。

能登では、学校団体から「宿泊行事の実施にあたり、保護者の同意を得る必要がある」という声を聞き、施設で実施している感染防止対策に関する資料を作成し、利用を予定しているすべての利用団体へ事前に送付した。その結果、「基本的な感染防止対策が行われており、安全だと感じた」という声をいただいた。また、外部の青少年団体より、「感染防止対策の参考としたい」という要望を受け、感染防止ガイドラインを提供し、「非常に参考になった」という評価を得た。

また、中央では、衛生ガイドラインを全教育施設で共有するとともにホームページでも公開し、利用団体等にも周知を行っていたところ、静岡県立青少年教育施設から「自施設でも参考にしたい」という要請があり、資料提供を行った。

② アンケート調査の結果（表5-2参照）

センターを除く総合的な満足度については、アンケート調査の「満足」が89.6%であった。

また、総合的な満足度以外の項目については、表5-2のとおりであった。

表 5-2 センターを除く教育施設を利用した団体の満足度

質問項目	満足	やや満足
事前の情報提供	83.6%	15.5%
職員等の教育的支援	89.8%	9.2%
職員の電話や窓口での対応	92.8%	6.4%
活動プログラム	88.7%	10.6%
教育施設を使用しての総合的な満足度	89.6%	9.8%

(注) アンケート調査、項目ごとの回答数と割合を算出。

③ 利用者サービス向上の主な取組状況

各教育施設においては、アンケートに記載された利用者の意見や要望を基に、利用者サービス向上及び満足度向上のために様々な取組を通年で実施している。

【取組事例】新型コロナウイルス感染防止に対応した活動プログラムの工夫（日高）

日高では新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初は提供を中止していた活動プログラムについて、学校団体から「ぜひ実施したい」との要望を受け、「野外炊事」、「キャンプファイヤー」、「ナイトハイク」、「ラフティングボート」について、感染防止対策を検討し、人数の制限やソーシャルディスタンスを確保することで実施できるようにした。

キャンプファイヤーにおいては、営火場のサークル内に蛍光塗料のマーキングを行い、ソーシャルディスタンスを保つための工夫を施し、さらに大声で歌わないなどの注意喚起を行うことでプログラムの提供を再開した。また、それでも不安を感じる団体へ対応するため、たき火台を設置し、少人数で火を囲む「たき火」を代替プログラムとして提供できるようにした。

（2）教科等に関連付けた体験活動プログラムの推進

令和2年度は、平成28年度に作成した「集団宿泊活動サポートガイド」を改訂したほか、新たに、これまで各施設が取り組んできた教科等に関連付けた体験活動プログラムの事例や、令和2年度に集団宿泊的行事で各施設を利用した学校を対象に機構で実施した「コロナ禍における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査」などを盛り込んだ「集団宿泊活動サポートガイド（5年間のまとめ）」を1万部作成し、全国の教育委員会や公立施設等へ配付した。

また、教科等に関連付けた体験活動プログラムは、文溪堂が出版する月刊誌「道徳と特別活動」に12回シリーズのうち10回、各教育施設が試行実施した中学校版の代表的な事例が掲載された。なお、残りの2回（令和3年2月号及び3月号）は、全国高校生体験活動顕彰制度での代表的事例が掲載された。

【取組事例】なすかしの森 セカンドスクール（那須甲子）

本事業は、那須甲子近隣の小学5年生を対象に、1週間程度、親元を離れ、学校と家庭での生活を施設に移して行うものであり、通常の授業が行われる時間をスクールタイムと呼び、対象校の教員が主体となって活動し、それ以外の時間をなすかしの森タイムと呼び、施設側が主体となって活動する事業である。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施が危ぶまれたが、職員が学校の保護者説明会に出向き、感染防止対策の説明を行い保護者の方々に理解していただいたことで、西郷村全小学校（5校）と棚倉町の3つの小学校の計8校が参加した。

本事業の中で、教科等に関連付けた体験活動プログラムとして、理科の学習「流れる水のはたらき」と関連付けた「沢歩きハイキング」や社会科の学習「私たちの生活と森林」と関連付けた「森の恵みの体験学習（紙すき体験）」などを各学校が取り入れ可能な範囲で実施した。

参加した児童及び教員からは、「教科書で学習したことを実際の川で確かめることができ、とても勉強になった。（児童）」「体験活動がたくさんあり、学校での学習より主体的に取り組めた。（児童）」「教科学習を施設の教育環境・教育資源を活用して行うことができ、子供たちが普段よりも主体的に取り組む様子が見られたし、自分自身の指導力向上にもつながった。（教員）」「効果的な単元構成を考えたり、学習のつながりやまとまりを考えたりしながら授業づくりができたことで、カリキュラムマネジメントの視点を獲得することができた。（教員）」との感想が得られた。

また、令和2年度は、西郷村教育委員会の協力により、西郷村小学校校長会の研修会において、セカンドスクール及び教科等に関連付けた体験活動プログラムをテーマとして話し合われた結果、教科等に関連付けた体験活動プログラムの共通カリキュラムとして前述した理科の学習「流れる水のはたらき」と関連付けた「沢歩きハイキング」及び社会科の学習「私たちの生活と森林」と関連付けた「森の恵みの体験学習（紙すき体験）」を行うことが決定するなど、教科等に関連付けた体験活動プログラム事業が広がっている。



図5-1 沢歩きハイキングでの様子

3. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

新型コロナウイルス感染症が日本国内のみならず世界的な感染拡大の中においても、感染防止対策を徹底した事業運営や施設利用のガイドライン作成など青少年、青少年教育指導者等に対して、広く学習の機会、情報を提供するとともに、指導・助言等の教育的支援を行い、利用者の研修目的が達成されるよう努めた。

令和2年度における青少年利用者数は、年度計画に定める数値目標（青少年人口34,281,678人の1割以上の利用者確保）に対して、緊急事態宣言の発令やその他都道府県からの要請などによる受入停止の措置を取るなどしたため、614,105人に留まった。

年度計画に定める数値目標（利用団体から84%以上の「満足」の評価を得る）については、89.6%と達成することができた。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で県立青少年施設等の利用停止に伴い新規団体（高知県内・江戸川区など）の受入れを行ったり、出前事業を実施したりするなど、体験活動の機会を確保するとともに利用団体に応じた柔軟な対応を行った。

また、小・中学校の学習指導要領改訂に対応した体験活動プログラムの実施や学習指導案の作成、高等学校における総合的な探究の時間と連動させた全国高校生体験活動顕彰制度の本格実施など、利用者の増加に向けた中・長期的な取組を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい中でも、利用者の方々と全教育施設との協働で新型コロナウイルスの感染が拡がることはなく、安全安心な施設運営を実施しため、B評定とした。

＜課題と対応＞

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により利用者が大幅に減少したが、各施設において地域の実情に応じた受入マニュアルを作成すること等によって、学校や団体が安全・安心に利用できるよう引き続き努力していく。

学校等において集団宿泊的行事の中止や規模縮小などの体験活動の減少は、学習面や生活面、メンタル面においても児童・生徒たちに様々な課題を生じさせていると考えられる。そのような課題を解決するには自然体験活動が効果的である。また、教員の働き方改革も含め、教科等に関連付けた体験活動プログラムについて、学校が利用しやすい指導案を示しながら、引き続き内容の充実に向け取り組んでいく。

今後は、第4期中期目標・中期計画期間に向け、各教育施設の特色化を図りながら、活動プログラムだけではなく、ESDや防災などの教育テーマを定めたプログラム（活動プログラムと活動プログラムの組み合わせ）の充実に取り組んでいく。

第6章 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

本章では、「青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

4. 青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国的な会議や研究集会として5事業を実施し、参加者を1,000人以上とする。

機構では、昨今の目まぐるしく変化する青少年に関する諸課題について、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ適切に対応し、青少年教育の充実・発展を図っている。

各関係機関・団体相互の連携を促進させることを目的として、全国的な会議や研究集会を実施している。

また、平成29年度に設置した民間企業等連携促進室を中心に、民間企業との連携を進めており、企業と連携した事業の実施や物品等の提供を受けている（第9章参照）。

教育施設においても、地元の関係団体等と連携したフォーラム等の事業を実施している（「体験の風をおこそう」運動、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の取組については第3章参照）。

1. 全国的な会議や研究集会の実施

青少年に関する関係機関・団体相互の連携を促進するため、全国的な会議や研究集会として、全国の青少年教育施設の職員を対象とした会議や集会、青少年の読書活動や相談業務に関わる担当者のためのフォーラムや集会等の事業を4事業実施（オンライン開催3事業を含む）し、参加者数は984人であった。

さらに、令和2年度は新たに、新型コロナウイルス感染症の影響により青少年教育を考える研究集会をオンライン形式で開催し、全国的な会議や研究集会については計5事業、参加者数は1,207人であった。なお、感染症の感染拡大に伴い、当初予定していた3事業を中止した。

- ・子どもの読書活動推進フォーラム（令和2年4月23日、中止）
- ・コロナ状況下の青少年教育を考えるオンラインフォーラム【オンライン開催】（令和2年5月21日～22日、参加223人）
- ・全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会（令和2年12月10日～11日、参加者72人）
- ・体験の風をおこそうフォーラム（令和2年12月11日、中止）
- ・全国中学生・高校生防災会議【オンライン開催】（令和2年12月26日、参加者166人）
- ・全国青少年相談研究集会【オンライン開催】（令和3年1月14日～31日、参加者654人）
- ・第3回全国学生ボランティアフォーラム【オンライン開催】（令和3年3月13日～14日、92人）
- ・早寝早起き朝ごはん全国フォーラム（令和3年3月12日、中止）

【取組事例】コロナ状況下の青少年教育を考えるオンラインフォーラム

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、学校外の様々な分野で子供・若者に関わる施設・団体において、「いま何が起きているのか」、「いま何ができるのか」、「これから何をしていくべきか」についての情報を共有し、新たな取組を考えていくための場として、令和2年5月以降、全6回にわたってオンラインフォーラムを開催した。5月に実施した第1回では、青少年教育に関わる9人の実践者に登壇いただき、各分野の現状や課題、新たに実施している取組について情報交換を行った。

第2回（令和2年12月）から第6回（令和3年3月）にかけて、「子ども・若者に関わる施設・団体の2020年度を振りかえる～『あれから』と『これから』をつなぐ連続シンポ

ジウム～」と題し、第1回の登壇者に再度ご登壇いただき、その後の経過や令和3年度以降の青少年教育の課題や展望について議論を行った。

参加者の活動領域は、自然体験活動やボランティア活動、居場所づくり、冒険遊び場、学習支援、放課後支援、子ども食堂など、多岐にわたっており、異なる分野で活動する参加者が情報交換を行う機会となった。

なお、本事業の映像はYouTubeチャンネルで公開しており、第2回以降の参加者数は把握していない。

【取組事例】全国中学生・高校生防災会議

これからの中学生・高校生を対象に、地域防災を担う「防災ジュニアリーダー」を育成することを目的に、平成30年度から「全国中学生・高校生防災会議」を実施している。

3年目となる令和2年度は、センターを会場に実施する予定だったが、新型コロナウィルス感染症の影響によりオンライン開催に変更して実施し、15都府県31校166人（中学生：33人、高校生：80人、教員：53人）と多くの参加があった。

参加した生徒たちは、普段から学校で防災についての活動に取り組んでいるが、事業参加にあたり事前に災害や防災についての講義動画を視聴した。事前講義の内容は国土強靭化に関することや防災ジュニアリーダーに求められること、感染症と災害の関わりなどをテーマに設定し、参加者は講義で疑問に感じたことを事業当日に講師陣に対して質疑応答することで、さらに知見を深めることができた。

また、各校で取り組む防災・減災に関する活動報告を、他の参加校へ共有することを目的として制作し、制作した発表動画を事前に公開することで、参加者は他校の取組を予め知ることができた。さらに、情報交換の場面では宮城教育大学の学生が参画し、コーディネートすることで参加者生徒間の意見を引き出し、促すなど、情報交換をより深めることができた。

参加者からは「他の学校の皆さんに、色々な目線から自分たちの活動について、アドバイスや質問をいただき、自分たちの活動を見直すことができた。自分たちにはなかったアイデアを出してもらうことができ、活動の幅が広がるきっかけにもなった」、「災害についての民話や神話などを調べることが、地域に防災のことを伝える一つの手段としてわかりやすいと考えた。自分たちが地域の文化を知るきっかけになるとともに、地域との繋がりにもなるため、今後、実践していきたい」などの声があった。

さらに、事業終了後には情報交換を行った参加校同士が自主的に防災グッズ等を送り合い、送られてきたグッズを各校において特設コーナーを設置・紹介することで事業に参加できなかった生徒にも情報を共有でき、各校における今後の取組の充実につながる機会にもなった。

【取組事例】全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会

機構では、国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に、青少年教育施設の運営や教育プログラムの充実に資するため、全国の青少年教育施設の所長及び施設職員が一堂に会し、青少年教育に係る様々な情報を得る機会とともに、それぞれの施設が有す

る情報やノウハウを交換し合う場を提供し、施設間の連絡及び協力を促進する目的で、平成23年度から「全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会」を実施している。

令和2年度は、「体験活動と安全管理」をテーマに、コロナ禍ではあるが全国から72人の参加者を迎えて、2日間の当事業を無事開催することができた。

プログラム内容は、1日目に調査報告、特別講演、シンポジウム、2日目に分科会（3テーマ）及び全体会（分科会内容を共有する目的）を実施した。

特別講演では、北海道大野記念病院医師で国際山岳医の大城和恵氏を招いて「体験活動と安全管理～新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた施設運営の在り方を含む～」をテーマに2時間のご講演をいただいた。講演後半には、参加者からの質問を受け、講師がその場で回答するという時間を設け、聴講した上でさらに理解を深めることができた。参加者からは、「安全管理の面において、緊急時の対応や判断を要する場面においては、情に流されない客観的視点での判断が重要で

あり、そのための知識・技能の習得が不可欠であることが再認識できた。」「コロナ対策について具体的な取組のヒントを得られ、自施設での実施状況で不足している部分はすぐに実践したい。」との感想が得られた。

2日目の分科会に関しては、1日目のシンポジウムの内容と連動させることで、より具体的で活発な意見交換が見られた。参加者からは、「天災が毎年のように続いている上、コロナ対策にも追われる昨今において、2日間を通して非常にタイムリーな情報を提供していただき、どれも参考となる内容であった。」「事例を交えたお話が多く、想定がしやすく参考になった。」との感想が得られた。また、2日目の最後に全体会を設定し、他の分科会内容を共有できたことも大変好評であった。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：A

全国的な会議や研究集会としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため3事業を中止したが、全国の青少年教育施設の職員を対象とした事業やこれからの中学生・高校生を対象とした事業、新たにコロナ状況下の青少年教育を考える事業等、オンライン形式での開催も含め5事業（数値目標5事業）実施し、1,207人（数値目標1,000人）の参加者を集め、年度計画で定めている数値目標を上回った。特に、平成30年度から実施している「全国中学生・高校生防災会議」では新たに防災を学ぶ大学生や大学などの高等教育機関と連携して実施するなど充実を図ることができた。なお、中期目標期間の数値目標についても5年間で34事業（数値目標25事業）実施し、8,462人（数値目標5,000人）参加者を集めるなど、目標を上回った。



図6-1 特別講演の様子

青少年教育に関する関係機関・団体等との連携促進としての計画に加え、民間企業等と新たに連携し、事業等を実施したためA評定とした。

＜課題と対応＞

今後も、青少年教育のナショナルセンターとして迅速かつ円滑に対応し、青少年教育の発展・充実を図るため、関係機関・団体相互の更なる連携促進に努める。特に、平成30年度から実施している「全国中学生・高校生防災会議」については、防災教育に積極的に取り組む中学校及び高等学校等との連携促進をさらに充実させることにより、災害が頻発する我が国における防災・減災の担い手（防災ジュニアリーダー）の育成に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い多くの青少年団体等の活動が制約されている状況が続く中、当機構としては、コロナ禍における感染対策や体験活動の工夫などについて、各団体間の連携や情報交換が促進されるよう努めていく。

第7章 青少年教育に関する調査研究

本章では、「青少年教育に関する調査研究」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

5. 青少年教育に関する調査研究

体験活動の重要性等青少年教育に関する調査を国内外で実施し、その成果を報告書やパンフレット等に取りまとめ関係機関・団体等に周知する。

(1) 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施

- ① 「青少年の体験活動等に関する意識調査（平成31年度（2019年度）調査）」の調査結果を分析する。
- ② 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査を行い、日本の青少年の意識の特徴を分析する。
- ③ 令和元年度に作成した体験カリキュラム案の普及を行う。
- ④ 子供の頃の読書活動の効果に関する調査研究（会場調査）を実施する。
- ⑤ 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究を実施する。
- ⑥ 全国の青少年教育施設等の運営状況・事業内容等を把握する調査を実施する。

(2) 調査研究成果の普及及び活用

- ① 体験活動の重要性等に関する調査結果を簡潔に取りまとめたパンフレット等を作成・配布するとともに、Web掲載等を活用した調査研究の成果の普及に努める。
- ② 機構が実施した調査結果については、個票データをデータベースに追加するなど、ホームページ等を活用して広く提供する。
- ③ 調査結果に関する記事を雑誌等へ積極的に掲載するほか、全国規模の会議等での発表や説明の機会を設け、調査結果の普及に努める。

機構では、我が国の青少年教育のナショナルセンターとしての役割を果たすため、青少年教育における体験活動の重要性や教育効果に関する調査研究を実施し、その研究成果を広く周知するため、報告書やパンフレット等に取りまとめて関係機関・団体等に配布している。また、調査結果の引用や個票データの二次利用等、広く調査研究成果の普及・活用に努めている。

1. 基礎的及び専門的な調査研究の計画的実施

(1) 基礎的な調査研究

① 青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）

機構では、青少年教育の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成18年度から青少年の自然体験、生活体験、生活習慣の実態や自立に関する意識等について3年に1度（平成28年度調査までは2年に1度）、全国規模の調査を実施している。

令和2年2月から3月にかけて、全国の小学校（4～6年生）や中学校（2年生）、高等学校（2年生）の計900校の児童・生徒約14,000人と、小学生（1～6年生）の保護者約13,000人を対象とした調査を実施し、令和2年度は集計・分析を行った。

調査の結果、自然体験や生活体験、文化芸術体験が豊富な子供、お手伝いを多く行っている子供は、探究力が身についている傾向にあることが明らかになった。

なお、自然体験の多寡の推移については、約20年間で子供の自然体験は平成10年度と同程度に戻っているが、近年には一部の体験（「海や川で泳いだこと」「夜空いっぱいに輝く星をゆっくり見たこと」など）にやや減少傾向がみられることがわかつた。

小学生の、調査年の1年前（平成31年）の4月から調査時点までに公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事への参加率は50.0%であり、参加しない理由としては、「子供が関心を示さない」、「保護者などの時間的負担が大きい」ことが挙げられた。

また、専門家による追加分析の結果、体験活動と心身の諸側面及び社会経済的背景との関連について新たな知見を得ることができた。

これらの結果については、令和3年度に公表する予定である。

② 日本、米国、中国、韓国の高校生の意識に関する比較調査

機構では、日本の青少年の意識の特徴を把握することを目的として、4か国（日本、米国、中国、韓国）の青少年を対象とした調査を、毎年調査テーマを変えて実施している。

令和2年度は、日本、米国、中国、韓国の普通科に在学する高校生約9,000人を対象に令和元年9月から11月までに実施した「高校生のオンライン学習に関する意識調査」の結果について集計・分析を行い公表した。

本調査からは、日本の高校生は、他の三か国の高校生と比較し、オンライン学習の経験率が低いことが明らかとなった。一方、オンライン学習経験者のほうが、普段自ら進んで勉強していることが明らかとなった。

これらの調査結果について、令和2年5月28日に報道発表を行い、30件（新聞4件、Web記事26件）のメディアで取り上げられた。

また、「高校生の社会参加に関する調査」をテーマに、令和2年9月～令和3年2月に日本、米国、中国、韓国の普通科に在学する高校生約12,000人を対象に調査を行った結果、日本の高校生が他国と比較して「政治への参加に消極的」などの課題が明らかになった。この調査結果は、令和3年度に報告書として取りまとめ公表する予定である。

③ 子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究

機構では、青少年の読書活動に関する調査を、5年ごとに実施することとしている。

令和2年度は、平成30年度に20代から60代の成人（合計5,000人）を対象に実施したWeb調査の分析を実施した。さらに、子供の頃の読書活動と認知機能との関連を明らかにするため、令和2年5月～7月に、首都圏にあるA大学の大学生（113人）を対象に、ワーキングメモリの程度を測定するN-Back課題を実施し、集計・分析を行った。その結果、子供の頃の読書量が多い人は、それ以外の人に比べて意識・非認知能力及び認知能力が高い傾向にあることや、小学校高学年の頃の特定の経験が、小中高を通じた読書量が多い傾向につながることが明らかとなった。

これらの調査結果は、令和元年度に速報版として公表した結果と合わせ、報告書にまとめた。なお、令和3年度に報告書の内容を公表する予定である。

④ 青少年教育関係施設基礎調査

機構では、国公立の青少年教育施設の運営状況を把握するための調査を実施している。

令和2年10月から令和3年2月にかけて、約900施設を対象に調査を実施した。また、本調査は「新型コロナウィルス感染症流行下における青少年教育施設の運営に関する現状調査」の第2回として、感染予防対策や新たに始めた取組等についての項目を追加した。この調査結果は、令和3年度に集計・分析し報告書として取りまとめ公表することによって、全国の公立青少年教育施設および所管する地方自治体教育委員会、さらには民間の青少年教育団体の事業運営に資する基礎情報・データを提供する予定である。

（2）専門的な調査研究

① 青少年の発達段階等に応じた体験カリキュラムに関する調査研究

将来、社会を生き抜く資質能力を身に付けた大人になるためには、子供の頃から様々な活動に挑戦し、多様な経験を積み重ねていくことが必要である。そのためには、周りにいる大人が、子供の生活環境の中に意図的、計画的に多様な体験の場や機会を作っていくことが大切になる。しかし、そのような場や機会を作るといつても、どの時期に、どういった体験を、どのようにさせたらいいのかなど、発達段階に応じた望ましい体験の在り方については未だ明らかにされていない状況にあるといえる。

機構では、平成21年度から子供の頃の体験と大人になった現在の意識や資質能力との関係について研究を開始し、子供の頃の体験が育む力やその成果について検証を重ねてきた。本研究は、そうした過去の研究成果を基に各年齢期で求められる体験やそれによって育まれる力を改めて検証し、それらを体系的に整理することで、発達段階に応じた望ましい体験の在り方（体験カリキュラム）を明らかにすることを目的にしている。

令和2年度は、令和元年度に完成した報告書「発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究～『体験カリキュラム』の構築に向けて～（中間まとめ）」を基に、社会を生き抜くために体験を通じて育成したい12の資質・能力、それらの成長を支える体験として20の体験をわかりやすくまとめたリーフレットを作成した。リーフレットは機構ホームページに掲載するとともに、各教育施設を通じて利用団体等に配付することで普及・啓発に努めた。また、文部科学省のホームページにある「体験活動推進特設ページ(たっぷり体験)」に掲載してもらい、広く普及を図った。

なお、体験カリキュラムについては、報告書として完成させたものであるが、常に発展を続けていくよう心がけていくべきであるという意味を込めて「中間まとめ」としている。

② 子供の感受性の差を踏まえた自然体験活動の効果に関する調査研究

都市化による気候変動や環境問題の深刻化等が進む中、自然環境と向き合う意識を育むために自然体験活動を通じてその感性を涵養する必要性が指摘されている。本調査研究では、環境教育的視点を考慮し、SPS（感覚処理感受性）の個人差が、自然体験活動の上記の効果にどのような影響を与えるかを明らかにする。また、SPSが自然体験活動の効果を促進し、豊かな感性を育み、心身の健康を良好な状態にする可能性を仮定し、個人のSPSの個人差を意識したプログラム開発や指導方法開発に発展させることを見据えている。

令和2年度は、立教大学と連携し、複数の教育施設（夜須高原（153人）、妙高（208人）、大洲（185人））で小中学生を対象に実施した事業前後における各指標の変化についてSPSの個人差を考慮し、分析した。その結果、日帰りの事業では、SPSの個人差を考慮せずとも、メンタルヘルスや自然環境と向き合う意識を高めることが示唆された。一方、1泊2日の事業では、従来通りに実施した場合、SPSが高い個人においてメンタルヘルスを構成する生活満足感が低下することが明らかとなった。

令和3年度は、今回の結果を踏まえ、調査を再設計したうえで、幼児期から青年期までの幅広い年代を対象に、各教育施設や他機関のフィールドで調査を実施し、報告書を作成する予定である。

③ 青年海外協力隊帰国者の意識等に関する調査研究

我が国の青少年の内向き指向が指摘される中にあって、自らの意思で日本を飛び出して発展途上国での協力活動に取り組んだ青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア（以下「青年海外協力隊等」という。）の帰国者を対象に、幼少期の体験が青年海

外協力隊等への参加の意思決定にどのように影響しているか、また、当該対象者が現地での協力活動等を通じて感じた意識・行動等の変化を調査し、帰国後にどのような影響があったかを把握することを目的として、本調査を実施した。

調査の結果、協力隊参加者は一般成人と比較すると、子供の頃に豊かな体験をし、大人になった現在、社会を生き抜く資質・能力も高いことや、一般成人、協力隊参加者ともに子供の頃の体験活動が多いほど社会を生き抜く資質・能力が高い人の割合が多くなる傾向にあることが明らかになった。令和2年度は、これらの調査結果を公表した。

令和3年度、一般社団法人協力隊を育てる会が主催するシンポジウムにおいて、本調査結果について報告を行う予定である。

④ 青少年の体験活動と意識に関する追跡調査

令和元年度に実施した「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」において本調査への協力意思を示した回答者（青少年とその保護者）を対象に、青少年の自然体験と自立に関する意識との相互関係を縦断的に明らかにすることを目的に、令和3年1月下旬から2月上旬にかけて調査を実施した。保護者300人、青少年251人の回答を得ることができた。

令和3年度も継続して調査を実施する予定である。

（3）その他の調査研究

① 国立青少年教育施設での勤務経験による資質能力の向上に関する調査研究

本調査研究は、国立青少年教育施設に道府県等教育委員会から派遣される学校教員が減少傾向にあることを踏まえ、国立青少年教育施設における勤務により向上する資質能力等の有用性のエビデンスを得ることを目的としている。

令和2年度は、令和元年度の調査結果から明らかとなった「国立青少年教育施設に勤務することにより向上した資質能力」をもとに調査票を作成し、平成27年度から令和元年度の5年間に、教育委員会から国立青少年教育施設に派遣されて勤務した180人を対象にWeb調査を行い、153人の回答を得ることができた。

令和3年度に分析を行い、結果を取りまとめ、報告書を作成することとしている。本調査によって得られた知見は、企画指導専門職等を派遣している道府県等教育委員会に提示する等、機構の教育委員会に対する人事施策に企てる他、機構内の人材養成のための方策に企てる予定である。

② 新型コロナウイルス感染症流行下における公立青少年教育施設の運営に関する現状調査

新型コロナウイルス感染症の流行により、全国の青少年教育施設では受入れ停止や制限が行われた。こうした状況を受け、令和2年4月末から5月上旬にかけ、全国の公立青少年教育施設467施設を対象に、新型コロナウイルス感染症の流行による施設運営への影響について緊急調査を行った。

調査の結果、調査実施時点ではほとんどの施設が利用者の受入れを停止し、多くの利用者がキャンセルしたことがわかった。また、自己収入の減収額や、支援を必要としている施設の多くが経済的支援を要望していることも明らかとなった。

なお、本調査の結果については機構ホームページに掲載するとともに、令和2年5月に実施した「第一回コロナ状況下の青少年教育を考えるオンラインフォーラム」において報告を行った。

令和2年10月には、本調査の第2回として、「青少年教育関係施設基礎調査」の中で一部設問を追加し、施設で実施している感染予防対策、新たに始めた取組や、運営上の課題等の具体的な内容について調査を行った。この結果については、令和3年度に公表する予定である。

③ 国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査

—コロナ禍における安心安全に配慮した体験活動の在り方—

新型コロナウイルス感染症の影響により、集団宿泊的行事が余儀なく中止・縮小されている。こうした状況を踏まえ、学校関係者が安心して集団宿泊的行事を実施できるよう、受入れる教育施設等が安全管理体制を整え、有意義な体験活動の機会を提供できるようにするための基礎的情報を得ること及び、新型コロナウイルス感染症が流行下の子供のメンタルヘルスの実態を把握するとともに、自然体験活動の効果を検討することを目的とし、教員対象と児童・生徒対象の2つの調査を実施した。

教員を対象とした調査では、令和2年10月下旬から11月上旬に各教育施設を利用した小・中学校及び特別支援学校を対象とし、Web調査を実施した。その結果、集団宿泊的行事を実施する上での不安や課題、また、各教育施設において実施している感染防止対策への満足度等が明らかになり、今後の安全管理体制を検討する上での基礎的情報を得ることができた。なお、この結果の一部については文部科学省が開催する会議等で公表した。

児童・生徒を対象とした調査では、令和2年11月下旬から12月中旬に大洲または妙高を利用した学校（小学校2校、中学校3校）の児童・生徒を対象とし、実施した活動の前後および1ヶ月後における各指標の変化について分析した。その結果、小学生の一部がメンタルヘルスに問題を抱えていることが示された。また、活動によりメンタルヘルスに関する指標の一部が改善することが明らかとなり、活動の有効性が示唆された。

これらの調査結果は、令和3年度に集計・分析し、報告書として取りまとめ公表する予定である。

④ 青少年教育施設におけるけが・病気等の発生状況に関する調査研究

令和2年度も危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づく各マニュアルの点検・見直し等を行い、利用者の安全性の確保に努めてきた。（第9章参照）

さらに安全・安心な教育環境の提供を行うため、教育施設において発生した傷病の分析を令和2年度も実施した。

この調査研究は、教育施設で発生した傷病や事故の状況を把握するとともに、その傾向や要因を検証し、教育施設の安全管理の改善や安全対策の充実に資することを目的に、平成30年度から実施している。

令和2年度は、令和元年度（4月～3月）の利用団体を対象に調査を実施した。主な調査結果は以下のとおりである。

- ・令和元年度の傷病の発生件数は3,260件（負傷1,013件、疾病2,247件）であり、平成30年度に比べ209件（負傷128件、疾病81件）減少した。
- ・負傷の発生が多かった活動ごとに発生した症状をみると、スポーツ活動（野球、サッカー、テニス等）では「打撲」「ねんざ」「すり傷」、野外炊事では「やけど」「きり傷」「虫さされ」、登山・ハイキングでは「ねんざ」「虫さされ」「すり傷」が多くなっていた。なお、スポーツ活動による負傷の発生件数は、平成30年度と比較しおおよそ半減した。
- ・疾病的症状をみると、発熱、頭痛、腹痛が上位を占めており、いずれの症状も「疲労」が主な要因として挙げられていた。
- ・傷病者の年齢期ごとに傷病の発生件数をみたところ、負傷、疾病ともに「小学生」（負傷370件、疾病831件）が最も多く、傷病の発生件数の3割半を占めていた。

以上の分析結果は、概要版を取りまとめ、ホームページに掲載した。また、全国青少年教育施設所長会議及び各教育施設の次長が一堂に会する会議で報告し、各教育施設における安全管理意識の向上に役立てた。

なお、令和2年度は各教育施設で事故や傷病の発生状況を分析できるよう、分析ツールの開発を行った。令和3年度以降、各教育施設に配付する予定である。

⑤ 利用者満足度アンケートを活用したヒヤリハット調査

けがや事故を未然に防ぐためには、施設内や活動エリアにある危険を感じる場所や設備、用具を把握するとともに、危険な行為が発生しやすい状況を把握する必要がある。各教育施設では、日頃から施設の点検・整備を通じてそれらの発見・把握に努め、安全管理の改善や安全対策の充実に努めているところであるが、施設点検だけでは気づきにくい危険があるのも実情である。そこで、実際に活動している利用者から利用期間中に感じたヒヤリハットの情報を得ることにより、より安全・安心な環境づくりに役立てる目的に、利用者満足度アンケートを活用したアンケート調査を実施した。調査は、複数の教育施設に協力してもらい、令和2年8月から10月にかけて実施した。

調査の結果、ヒヤリハットの要因については、①施設・設備の構造、②腐食・劣化、③自然環境、④ヒューマンエラーに起因する4つの危険に分類することができた。これらの結果については、対策の提案も含め、各教育施設に周知し、安全管理意識の向上に役立てた。

2. 調査研究成果の活用及び普及

(1) 調査研究結果に関する広報物等の作成及び活用

① 報告書

令和2年度に公表した調査結果については、機構のホームページに掲載するとともに、それぞれ報告書を作成し、文部科学省や都道府県の青少年行政主管課・教育委員会、関係機関・団体等に配布している。

表 7-1 調査研究等の公表状況

調査研究名称	公表時期
高校生のオンライン学習に関する意識調査報告書-日本・米国・中国・韓国の比較-	5月
新型コロナウイルス感染症流行下における公立青少年教育施設の運営に関する現状調査	6月
青少年教育施設におけるけが・病気等の発生状況に関する調査研究	11月
青年海外協力隊帰国者に対する意識等の調査研究	3月
青少年教育研究センター紀要第9号	3月

② 研究紀要

「青少年教育研究センター紀要」（以下「紀要」という。）は、青少年にかかる調査研究の視点から青少年教育の振興に寄与するため、青少年教育関係者や大学院生からの投稿原稿を募集し、掲載している。令和2年度は紀要第9号を作成し、機構のホームページに掲載するとともに、文部科学省や大学、関係機関・団体等に配布した。なお、当紀要是「特集」「投稿原稿」「調査研究報告」で構成している。

特集は、テーマを「子ども・若者の『社会参加』と『余暇』～ソーシャルディスタンス時代に考える～」とし、子供・若者の居場所づくりやユースワークに関わる実践者や研究者4人を招き、ミニレクチャーと座談会を開催した。なお、令和2年度は新たな取組として、座談会の様子をYouTube上でライブ配信した。投稿原稿は12本あり、そのうち11本を受理した。学者等による査読を経て、論文4本、研究ノート1本、報告1本を掲載した。調査研究報告は、当該年度に研究センター及び機構各部・各教育施設が、実施または取りまとめた調査研究事業等を掲載しており、今号は7件の調査研究報告を掲載した。

③ 調査結果を活用したパンフレット等の作成・配布

体験活動の重要性を啓発するため、機構が実施した調査結果を簡潔に取りまとめたパンフレット等を作成し、各教育施設を通じて自治体や地域の青少年団体等に配布している。

令和2年度は、「発達段階に応じた望ましい体験の在り方に関する調査研究～『体験カリキュラム』の構築に向けて～（中間まとめ）」をもとに、「子どもの成長を支える20の体験」と「体験を通して育成したい12の資質・能力」についてまとめたリーフレットを作成した。

リーフレットは機構ホームページに掲載するとともに、各教育施設を通じて青少年団体等への普及を図った（図7-1参照）。



図7-1 「子どもの成長を支える20の体験」リーフレット

④ 調査結果の活用

新たな調査結果を公表した際には、機構の調査研究報告書検索のデータベースに加えホームページに掲載するとともに、調査の個票データを研究者等が活用できるようにするため、個票データの二次利用申請を受け付けている。令和2年度は、個票データの二次利用申請が4件あった。

⑤ その他

機構のホームページには、機構が実施した調査結果に加え、青少年施策に関わる法令・審議会等の答申・各種統計データなどの情報を随時更新している。

(2) 調査結果の普及

機構が実施した調査の結果については、前項記述の報告書、紀要、パンフレットの作成等による調査研究結果の活用促進のほか、報道発表を通じて広く社会に普及を行っている。

① 調査結果の引用・掲載

令和2年5月に公表した「高校生のオンライン学習に関する意識調査」は、読売新聞、毎日新聞等全国紙を含む4紙、共同通信や東京新聞 TOKYO Web 等のWebサイトでの掲載26件の合計30件が引用・掲載された。

この他、これまでに機構が実施した他の調査結果についても、文部科学省や教育委員会等の関係機関・団体等の資料に新たに引用され、雑誌や新聞記事にも掲載されるなど、調査結果の普及が図られている。令和2年度は、資料等への引用について27件の報告があった。報告されていないものも含めると、実際はより多くの場面で活用されていると考えられる。

また、公益財団法人日本教育会が発行している「月刊『日本教育』」では9月号に、「新型コロナウイルス感染症流行下における公立青少年教育施設の運営に関する現状調査」の調査結果を掲載した。また、「月刊公民館」では4月号と6月号に、「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査研究」及び「大学生のボランティア活動等に関する調査」の調査結果を、「SYNAPSE（シナプス）」5月号では「高校生の留学に関する意識調査」の調査結果を掲載した。

② 全国規模の会議やフォーラムでの発表

本部で実施する全国規模の会議やオンラインフォーラム（「全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会」「コロナ状況下の青少年教育を考えるオンラインフォーラム」）で参加者に対して解説・紹介を行ったほか、「日本野外教育学会第23回学会大会」等に機構職員が参加しての調査結果発表、文部科学省等が開催する研修会、会議等で報告を行うなど、成果の普及に努めた。

③ オンラインフォーラムの実施（第6章参照）

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、学校外の様々な分野で子供・若者に関わる施設・団体において、「いま何が起きているのか」、「いま何ができるのか」「これから何をしていくべきか」についての情報を共有し、新たな取組を考えていくための場として、令和2年5月以降、全6回にわたってオンラインフォーラムを開催した。

5月に実施した第1回では、青少年教育に関わる9人の実践者に登壇いただき、各分野の現状や課題、新たに実施している取組について情報交換を行った。

第2回（令和2年12月）から第6回（令和3年3月）にかけて、「子ども・若者に関わる施設・団体の2020年度をふりかえる～『あれから』と『これから』をつなぐ連続シンポジウム～」と題し、第1回の登壇者に再度ご登壇いただき、その後の経過や令和3年度以降の青少年教育の課題や展望について議論を行った。

参加者の活動領域は、自然体験活動やボランティア活動、居場所づくり、冒険遊び場、学習支援、放課後支援、子ども食堂など、多岐にわたっており、異なる分野で活動する参加者が情報交換を行う機会となった。

本フォーラム内において、「新型コロナウイルス感染症流行下における公立青少年教育施設の運営に関する現状調査」の結果の公表を行った。

3. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：S

令和2年度においては、目標として掲げた全ての基礎的・専門的調査研究を実施したほか、「新型コロナウイルス感染症流行下における公立青少年教育施設の運営に関する現状調査」や「国立青少年教育施設における小・中学校の集団宿泊的行事に関する調査－コロナ禍における安心安全に配慮した体験活動の在り方－」といった緊急の課題に対応する新規調査研究に即応的に取り組み、コロナ禍における学校や施設の実態を明らかにして、危機の中で、さらには日常を取り戻す上で役立つ情報・データを提供した。

調査研究成果の普及及び活用については、「発達段階に応じた望ましい体験の在り方にに関する調査研究～『体験カリキュラム』の構築に向けて～（中間まとめ）」をもとに、その成果をまとめたリーフレットを作成し、Web掲載を行ったほか、各教育施設を通じて普及を図った。

報告書として取りまとめた調査研究の結果については、機構ホームページへの掲載、関係機関・団体等への配布、機構が実施する全国規模の会議や事業等での解説・紹介を行い、成果の普及を行ったほか、関係機関・団体が作成する広報誌に調査結果に関する記事を掲載することができた。また、日本、米国、中国、韓国との青少年を国際比較研究した「高校性のオンライン学習に関する意識調査」の結果をプレスリリースしたこと、30件の新聞・インターネット等に引用・掲載されるなど、多数のメディアに取り上げられた。このほか、資料等への引用についても27件の報告を受けている。

さらに、令和2年度は、これまで調査研究成果の公表・普及に関して活用例が少なかつたYouTubeに着目し、新たな取組としてYouTubeチャンネルを通じて研究紀要の座談会のライブ配信や、オンラインフォーラムでの調査結果の紹介を行い、より広く成果を普及することができた。令和2年度末時点で、チャンネルの視聴回数は長時間かつ娯楽性のない内容にもかかわらず3,000回を超え、従来の会場集合型のこの種の事業に比べて、多くの集客が得られた。

上記のとおり、年度計画における全ての目標を達成したほか、コロナ状況下において、社会のニーズに対応した新規調査やオンライン等を活用した新たな取組を実施することができた。さらに、有用な知見を得るとともにその成果の普及及び活用につなげる等初期の目標を大きく上回る量的及び質的に顕著な成果が得られたことから、S評定とした。

＜課題と対応＞

調査研究によって明らかになった知見を広く一般に普及するため、分かりやすい調査概要資料の作成、調査データを引用したリーフレット等の作成、配布に加え、教育関係誌

等への寄稿や機会を捉えたプレスリリース、調査研究報告書等のWeb掲載等、情報発信に取り組む。また、引き続きオンラインを活用した成果の普及に努める。

また、これまで蓄積してきた調査研究事業成果を活用するとともに、教育施設との連携を深め、新たな青少年教育課題に対応する教育事業開発に資する知見を提供することを検討していく。

さらに、現代の青少年教育の課題に対応した調査研究を今後も計画的に実施していく。今後は、企業や民間団体・研究機関、大学等の教育機関との連携を積極的に行い、多角的な視野での調査研究及び成果の普及について検討していく。

第8章 青少年教育団体が行う活動に対する助成

本章では、「青少年教育団体が行う活動に対する助成」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

6. 青少年教育団体が行う活動に対する助成

青少年教育団体が行う体験活動や読書活動に対して助成金を交付し、40万人程度の子供に活動機会を提供する。

また、1活動あたりの子供の参加人数を増加させるため、助成活動の実施時期・場所などの情報をホームページで広く提供する。

なお、助成団体の選定にあたっては、外部有識者で構成する委員会を設置し、選定基準を定めて客観性の確保に努める。助成団体のコンプライアンスについては、募集説明会や現地調査等において、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図る。

「子どもゆめ基金」は、衆議院・参議院の超党派の国会議員により構成される「子どもの未来を考える議員連盟」が子供の未来のために有意義な基金の創設を発意し、平成13年4月に創設されたものである。

青少年の健全育成のため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験教室等の体験活動、絵本の読み聞かせ等の読書活動、子ども向け教材を開発・普及する活動への支援を行っている。令和2年度助成においては、5,326件（令和元年度5,744件、対前年度比418件減）の応募があり、4,426件（令和元年度4,491件、対前年度比65件減）を採択し、2,677件（令和元年度4,127件、対前年度比1,450件減）に交付した（表8-1参照）。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の発出の際には、助成団体に対し宣言の区域、期間中の助成活動の中止・延期を要請するとともに助成金の交付をしない措置を講じた。宣言解除後においても活動の実施にあたっては、各自治体の方針に従うよう新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、令和2年度の助成活動の取下1,710件のうち、これに関連した助成活動の取下が1,625件あった。また、助成活動の廃止179件のうち、これに関連した活動の廃止が170件あった。加えて、計画変更130件のうち、これに関連した変更は129件あった（表8-2参照）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、普及がなされたオンラインを活用した体験活動についても、委員会において審査の視点及び活動の注意点をまとめ、それに基づいて審査を行い団体に周知し、助成活動のオンラインへの計画変更（上記129件のうち94件）を認め、オンラインを活用した体験活動への取り組みについても支援を行った（表8-2参照）。

この助成により、200,059人（令和元年度537,516人、対前年度比337,457人減）の子供たちに様々な体験活動や読書活動の機会を提供する事業に対し支援を行うことができた。また、子供の体験活動や読書活動を支援する指導者等を対象とした活動には、17,384人（令和元年度48,003人、対前年度比30,619人減）が参加した（表8-3参照）。

表8-1 助成金の応募・採択状況

助成対象 活動区分	年度	応募状況		採択状況		確定状況	
		応募 件数	交付申請額 (単位:千円)	採択件数	交付決定額 (単位:千円)	確定件数	交付確定額 (単位:千円)
体験活動	令和2年度	4,693	2,355,024	3,908	1,530,442	2,367	750,705
	令和元年度	5,042	2,406,376	3,957	1,429,406	3,622	1,132,737
	増△減	△349	△51,352	△49	101,036	△1,255	△382,032
読書活動	令和2年度	605	266,882	508	190,587	300	85,987
	令和元年度	671	278,805	524	178,194	496	151,429
	増△減	△66	△11,923	△16	12,393	△196	△65,442
教材開発 ・ 普及活動	令和2年度	28	198,966	10	66,876	10	64,870
	令和元年度	31	186,995	10	52,426	9	46,730
	増△減	△3	11,971	0	14,450	1	18,140
合 計	令和2年度	5,326	2,820,872	4,426	1,787,905	2,677	901,562
	令和元年度	5,744	2,872,176	4,491	1,660,026	4,127	1,330,896
	増△減	△418	△51,304	△65	127,879	△1,450	△429,334

表 8-2 新型コロナウイルス感染症の影響による取下等について

(単位:件)

区分	採択件数	取下件数	確定件数		
				計画廃止	計画変更
令和2年度 総件数	4,426	1,710	2,677	179	130
新型コロナウイルス感染症の影響による件数	—	1,625 (全体の 95.0%)	—	170 (全体の 95.0%)	129 (※1) 94

※1 オンラインの活動への計画変更

表 8-3 助成活動への参加状況

(単位:人)

区分	令和元年度			令和2年度			増△減		
	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計	体験活動	読書活動	計
子供を対象とする活動	693,945	73,427	767,372	253,747	26,885	280,632	△440,198	△46,542	△486,740
うち子供の参加人数	493,927	43,589	537,516	183,166	16,893	200,059	△310,761	△26,696	△337,457
うち大人の参加人数	200,018	29,838	229,856	70,581	9,992	80,573	△129,437	△19,846	△149,283
フォーラム等講習会及び運動指導者養成	12,912	35,091	48,003	8,124	9,260	17,384	△4,788	△25,831	△30,619
合 計	706,857	108,518	815,375	261,871	36,145	298,016	△444,986	△72,373	△517,359

1. 助成活動の募集

(1) 募集に係る広報の状況

① 募集説明会の実施等

令和2年度に実施した助成の募集説明会は、近年の応募件数の減少を踏まえ、全国29都道府県51か所（令和元年度55か所、対前年度比4か所減）での開催を計画した。しかしながら、台風の接近等の影響により4会場、新型コロナウイルス感染症の影響により5会場で中止となつたため42か所で実施した。同説明会では、応募書類の作成方法や対象経費等について説明するとともに、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。

なお、令和2年度は、新たに説明動画を作成し、子どもゆめ基金ホームページに掲載することにより、説明会に来ることができなかつた方でも説明内容を見ることができるようになった。

これまで各教育施設や一部の都道府県教育委員会と連携して全国各地で広く開催し、説明及び情報交換を行ってきたが、令和元年度において最も申請件数が少なかつた鳥取県で機構主催の説明会を開催したところ、同県における令和3年度（1次募集）は対前年度比約22%増の22件の申請があつた。さらに、国立青少年教育施設が未設置の県である茨城県の結城市において、那須甲子と連携することにより、新たに説明会を開催することができた。

② 周知を図る取組



図 8-1 子どもゆめ基金助成金活動情報サイト

助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆめ基金ガイド」を作成し、全国の関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載し広く情報提供を行った。

また、1活動あたりの子供の参加人数を増加させるため、平成30年3月から「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」の運用を行い、助成活動の実施時期・場所などの情報を広く提供している。これらの取組により、1活動あたりの子供の参加人数は、75人であった。なお、令和2年度のトップページアクセス数は56,483件であった。

(2) 助成金の応募状況（表8-1、8-4、8-5参照）

令和2年度助成活動の分野別の応募件数は、体験活動4,693件、読書活動605件、教材開発・普及活動28件の合計5,326件（令和元年度5,744件、対前年度比418件減）であった。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、二次募集の応募件数は合計841件（令和元年度1,216件、対前年度比375件減）と、大幅に減少した。

なお、応募団体数は、2,754団体（令和元年度3,037団体、対前年度比283団体減）であり、このうち新規の応募団体数は、581団体（令和元年度655団体、対前年度74団体減）で全体の21.1%であった。

表 8-4 助成金の応募状況

(団体種別団体数・割合)

団体種別	令和元年度		令和2年度		増△減
	応募団体数	割合(%)	応募団体数	割合(%)	
財団法人・社団法人	298	9.8	300	10.9	2
特定非営利活動法人	688	22.6	671	24.4	△17
法人格を有しない団体等	2,051	67.5	1,783	64.7	△268
合計	3,037		2,754		△283

(注)項目ごとに小数点2位以下を四捨五入しているため、団体数の合計が100%にならない場合がある。

表 8-5 助成金の応募状況(新規団体数)

(単位:団体)

団体種別	令和元年度	令和2年度	増△減
新規団体数	655 (21.6%)	581 (21.1%)	△74 (△0.5%)

(3) 助成金応募団体の分布状況（表8-6参照）

令和2年度の助成金応募団体数は合計2,754団体であり、都道府県別に見ると、東京都（394団体）、大阪府（220団体）、神奈川県（151団体）の応募が多かった。

表8-6 助成金の応募状況(団体所在地都道府県別)

都道府県	応募団体数			応募件数		
	令和2年度	令和元年度	増△減	令和2年度	令和元年度	増△減
北海道	122	145	△ 23	245	289	△ 44
青森県	23	33	△ 10	54	63	△ 9
岩手県	21	29	△ 8	42	41	1
宮城県	38	38	0	46	65	△ 19
秋田県	13	14	△ 1	24	24	0
山形県	20	26	△ 6	29	36	△ 7
福島県	29	28	1	56	56	0
茨城県	41	60	△ 19	69	94	△ 25
栃木県	68	61	7	112	109	3
群馬県	35	32	3	56	58	△ 2
埼玉県	103	102	1	219	204	15
千葉県	96	114	△ 18	234	273	△ 39
東京都	394	424	△ 30	819	799	20
神奈川県	151	165	△ 14	258	268	△ 10
新潟県	61	58	3	101	96	5
富山県	18	13	5	29	19	10
石川県	25	37	△ 12	49	58	△ 9
福井県	25	25	0	29	28	1
山梨県	24	37	△ 13	66	75	△ 9
長野県	49	57	△ 8	91	91	0
岐阜県	33	46	△ 13	66	85	△ 19
静岡県	53	67	△ 14	98	121	△ 23
愛知県	94	111	△ 17	152	199	△ 47
三重県	35	38	△ 3	46	60	△ 14
滋賀県	31	37	△ 6	50	62	△ 12
京都府	77	73	4	152	147	5
大阪府	220	233	△ 13	425	471	△ 46
兵庫県	113	122	△ 9	195	248	△ 53
奈良県	44	45	△ 1	100	84	16
和歌山县	36	41	△ 5	52	67	△ 15
鳥取県	11	14	△ 3	23	25	△ 2
島根県	14	19	△ 5	20	27	△ 7
岡山県	56	58	△ 2	102	106	△ 4
広島県	27	26	1	45	44	1
山口県	26	31	△ 5	41	47	△ 6
徳島県	40	41	△ 1	65	69	△ 4
香川県	30	34	△ 4	47	62	△ 15
愛媛県	49	51	△ 2	107	106	1
高知県	18	18	0	42	45	△ 3
福岡県	112	143	△ 31	212	270	△ 58
佐賀県	19	15	4	63	43	20
長崎県	26	22	4	53	40	13
熊本県	37	46	△ 9	71	71	0
大分県	18	17	1	30	31	△ 1
宮崎県	30	30	0	81	81	0
鹿児島県	125	134	△ 9	326	347	△ 21
沖縄県	24	27	△ 3	34	40	△ 6
合計	2,754	3,037	△283	5,326	5,744	△418

(4) 助成金の採択・確定分布状況（表8-7参照）

令和2年度の助成金採択件数は合計4,426件であり、都道府県別に見ると、東京都(666件)、大阪府(359件)、鹿児島県(259件)が多かった。

表8-7 助成金の採択・確定状況(団体所在地都道府県別)

都道府県	採択件数			確定件数		
	令和2年度	令和元年度	増△減	令和2年度	令和元年度	増△減
北海道	217	244	△27	127	218	△91
青森県	43	42	1	30	36	△6
岩手県	29	33	△4	18	31	△13
宮城県	40	56	△16	17	49	△32
秋田県	20	20	0	14	20	△6
山形県	26	28	△2	15	26	△11
福島県	45	47	△2	21	46	△25
茨城県	59	72	△13	25	68	△43
栃木県	88	73	15	36	67	△31
群馬県	42	45	△3	23	44	△21
埼玉県	187	174	13	114	167	△53
千葉県	202	220	△18	120	204	△84
東京都	666	644	22	397	587	△190
神奈川県	206	200	6	133	174	△41
新潟県	87	74	13	51	71	△20
富山県	24	16	8	8	15	△7
石川県	42	43	△1	20	40	△20
福井県	27	26	1	13	25	△12
山梨県	53	53	0	32	51	△19
長野県	80	65	15	53	59	△6
岐阜県	57	61	△4	40	59	△19
静岡県	77	86	△9	53	73	△20
愛知県	131	138	△7	78	121	△43
三重県	40	55	△15	19	47	△28
滋賀県	47	49	△2	27	49	△22
京都府	125	121	4	90	115	△25
大阪府	359	340	19	221	320	△99
兵庫県	165	179	△14	101	172	△71
奈良県	90	66	24	46	61	△15
和歌山県	43	54	△11	23	41	△18
鳥取県	21	23	△2	12	22	△10
島根県	14	22	△8	7	20	△13
岡山県	79	82	△3	37	78	△41
広島県	34	32	2	19	27	△8
山口県	35	42	△7	21	42	△21
徳島県	52	57	△5	34	54	△20
香川県	41	41	0	28	37	△9
愛媛県	93	91	2	62	83	△21
高知県	36	44	△8	24	41	△17
福岡県	169	215	△46	123	186	△63
佐賀県	50	38	12	32	38	△6
長崎県	51	35	16	35	35	0
熊本県	58	51	7	33	47	△14
大分県	22	23	△1	15	21	△6
宮崎県	71	69	2	45	68	△23
鹿児島県	259	269	△10	170	242	△72
沖縄県	24	33	△9	15	30	△15
合計	4,426	4,491	△65	2,677	4,127	△1,450

2. 選定手続き等の客観性の確保

(1) 選定手続きの状況

① 審査委員会組織及び審査体制

助成の審査を専門的見地から行うため、審査委員会の下に、自然体験活動専門委員会（4委員会）、科学体験活動専門委員会（1委員会）、交流体験活動専門委員会（3委員会）、社会奉仕・職場・その他の体験活動専門委員会（3委員会）、読書活動専門委員会（1委員会）、教材開発・普及活動専門委員会（1委員会）の各専門委員会（13委員会・41人）を設置している。

通常であれば、審査委員会及び専門委員会は参集型で行われていたが、新型コロナウイルス感染症の影響下においても各委員会を滞りなく執り行う為に、全ての委員会をオンラインに統一もしくはオンラインと参集を併用した形で行った。

② 審査委員会委員及び専門委員会委員の選任

審査委員の任期は、子どもゆめ基金審査委員会規程により2年としている。令和2年度助成は、男性11人、女性3人の計14人が審査委員として審査に当たった。また、男性29人、女性12人の計41人が専門委員として審査を行った。

③ 審査委員会及び各専門委員会の審査状況

令和3年度助成の審査については、令和2年11月から翌3月にかけて実施した。審査は、審査委員会が定めた助成金交付のための基本方針を踏まえ、各専門委員会が審査の方法等について認識の共有を図った上で助成対象活動の評定を行い、その結果を審査委員会へ報告している。

審査委員会においては、各委員会の評定結果に基づき、助成対象活動の採択を行うことで、客観性の確保に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、普及がなされたオンラインを活用した体験活動についても、委員会において以下の審査の視点を定め、審査を行った。

- ア. 実際に集合して行う活動と同程度の目的やねらいを達成できること
- イ. テレビ会議システム等で双方向につながっていること
- ウ. 実技を伴う活動は安全に行えるよう配慮すること

ただし、自然体験活動については分野の趣旨にある「自然に触れ親しむ」ことができないため、また、読書活動については、使用する絵本等の著作権の使用が認められないことから、子供を対象とした活動は原則として認めないとする決定がなされた。

さらに、活動を行う上での注意点として以下をまとめ団体に周知した。

- ア. 参加者の募集に関すること
- イ. 対象とする地域によって募集規模を設定すること
- ウ. 著作権に関すること
- エ. 肖像権に関すること

- オ. 安全対策に関すること
- カ. 個人情報保護・情報セキュリティ対策に関すること
- キ. オンラインによる活動における経費に関すること

（2）選定手続き等の客観性の確保に関する取組

審査状況や採択結果のほか、助成金交付の基本方針（選定基準）、審査委員・専門委員名をホームページに掲載するなど、客観性の確保に努めた。

3. 助成金の交付

助成金交付に際しては、外部有識者から構成される「子どもゆめ基金審査委員会」に審査を諮問し、特色ある活動を中心に助成するという基本方針の下、審査が行われ、5,326件、2,820,872千円の応募に対し、4,426件（採択率83.1%）、1,787,905千円の交付決定を行った。

（1）特色ある活動への助成

特色ある活動として次のような取組に対して助成を行った。

- ① 小学生の親子を対象に、自然体験活動を活用した防災・減災活動に関する知識と技術の習得をし、災害時に生き抜く知恵と心を育むことや子供たちが集団で共同生活を送ることで、社会性や他者への思いやりを持った豊かな人間関係づくりを学び、育む場を提供することを目的として、ブルーシートを活用したシェルター作りや非常食作りを体験する取組。
- ② 新型コロナウイルスの感染防止のためオンラインを活用し、小学生から中学生の子供を対象に、“ものづくり”を通して、自分たちが暮らす地域の環境について、またそこに住まうことについて、子供たちが実践的に学ぶ場を設け、将来のより良い地域社会作りに貢献する“人”を育むことを目的とし、木工作業や建築模型の製作など、ものづくりを中心とした環境・建築教育を学ぶ取組。

（2）経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動への助成

「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定、令和元年11月29日改定）を踏まえ、経済的に困難な状況にある子供を対象とした活動について、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を特に助成の対象とすることで、参加者の負担が軽減されるよう平成27年度から措置を講じている。

令和2年度においては、127件（令和元年度137件、対前年度比10件減）の活動に支援し、家庭ではなかなか行えない川遊びやキャニオニングなどの自然体験活動を通して、協力し合う思いやりや規律を学ぶとともに、グループでメニューを考え食材を購入するなどの買い物体験を通して、仲間と協力する協調性や自分で考えて行動する自主性を養い、自分たちで出来ることを増やして、子供たちの成長や自立に繋げていく取組を推進した。

4. 適正な助成に向けた取組

助成活動の実施状況と経理状況を確認するため、対前年度比12件増の91件を抽出し調査を行い、適正な会計処理及び罰則等についての周知徹底を図った。なお、調査結果は概ね適正であったが、関係書類の管理に不備が見受けられた団体については、改善するよう指導した。

また、助成活動において実際には実施していない活動の実績報告書を提出するなどの、不正行為が多数確認され、不正の事実確認や実態把握のため関係団体等への調査を実施した。不正受給による取消は13団体、125件あった。

このことから、写真撮影時のフォトボードの掲示などの撮影要件や、実績報告時に提出いただく写真の要件等を定める措置を講じるとともに要綱改正の検討を行った。

5. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度においては、4,426件の採択のうち、1,625件の取下、170件の計画廃止の申請があり、計画していた活動を実施することができない状況となった。そのような状況の中でも、新たにオンラインでの活動も可能とする審査の視点及び活動における注意点を定めるなどの工夫を行い、活動機会を可能な限り確保できるようにした。その結果、令和2年度においては計画を大きく下回りはしたもの、約20万人の子供に活動機会を提供することができた。

平成27年度からは子供の貧困対策の一環として、通常は助成対象外とされている参加者の交通費・宿泊費などの自己負担経費を助成対象とすることで、経済的に困難な状況にある子供の負担が軽減されるよう措置を講じており、令和2年度は127件の活動を支援した。

助成活動の周知を図るため、助成活動の事例と申請時のポイントをまとめた「子どもゆ基金ガイド」を作成し、情報提供を図ったほか、「子どもゆめ基金助成活動情報サイト」において、助成活動の実施時期・場所などの情報を広く提供している。

これらに加えて、令和2年度において、説明会に来ることができなかつた方でも子どもゆめ基金のホームページからいつでも説明内容を見ることができるように、子どもゆめ基金助成金の説明動画を作成した。

このように、新型コロナウイルス感染症流行下においてオンラインを活用した活動を助成の対象にしたことやオンライン活動における注意点をまとめるなど、様々な工夫を行ったことによりB評定とした。

＜課題と対応＞

引き続き、多くの子供たちに様々な体験活動等の機会を増加させるため、助成活動の実施時期・場所などの情報をホームページで広く提供するとともに、助成金の一層の周知を図るため、全国のNPO等の中間支援組織等とも連携した広域的な広報活動を行うとともに、

事業内容の質の向上の観点から、助成団体の事業運営を支援するため、他団体のもつノウハウ等を共有するなど、助成団体の運営サポートを行っていく必要がある。また、応募の少ない県に対しては説明会を開催するなど、重点的に募集案内を行う必要がある。

加えて、経済的に困難な状況にある子供たちの活動を支援するため、関係機関・団体への広報を更に強化する必要がある。

第9章 共通的事項

本章では、「共通的事項」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

7. 共通的事項

前述の1~6に掲げる各業務間の有機的な連携を図るとともに、各業務の性質に応じて、以下の事項を行う。

(1) 広報の充実

- ① 教育事業や調査研究の結果等については、プレスリリース等を行いマスメディアで取り上げられるよう努める。
- ② 体験活動を推進する社会的気運を醸成するため「体験の風をおこそうフォーラム」や、「早寝早起き朝ごはん全国フォーラム」を実施する。
- ③ 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に広く周知するために、リーフレット等の各種啓発資料を作成し、全国規模の会議やイベントを通じて関係機関・団体や保護者等へ配布する。
- ④ 機構の取組に賛同する企業のCSR活動等と連携した広報活動の充実を図る。
- ⑤ 本部ホームページの内容の充実を図るとともに、各施設のホームページの掲載情報を随時見直し、最新情報の掲載に努めることにより、ホームページ総アクセス件数340万件を達成する。

(2) 各業務の点検・評価の推進

各業務及び事業の検証を行うため、アンケート調査をもとに事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。

また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

(3) 各業務における安全性の確保

利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図るために、以下の方策を講じる。

- ① 「安全管理マニュアル」や「危険度の高い活動プログラム安全対策マニュアル」などの改善・充実を図り、遵守する。
- ② 日常的な施設設備及び教材教具類の保守点検を実施する。
- ③ 安全管理情報の共有化を図るための「事故データ集」を改訂・配布する。
- ④ 関係機関や民間団体と連携し、国公立青少年教育施設職員や民間事業者等の安全意識の高揚及び指導技術向上のための安全管理研修を実施する。

機構は、我が国の青少年教育に対する理解増進や体験活動を推進する社会的気運の醸成のため、様々なエビデンスを基にその必要性を発信していくことが求められている。令和元年度は、理事長のリーダーシップの下、広報官（平成29年4月設置）を中心に広報計画を策定し、機構横断的に必要な情報を集約するとともに、「民間企業等連携促進室」（平成30年2月設置）を中心に機関全体で民間企業等との連携を強化し、教育事業等の質的及び量的な拡充及び広報の充実に取り組んだ。

また、各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、その結果について外部検証を行い、業務の改善に反映させている。

各業務の実施にあたっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全安心な教育環境を確保している。

1. 広報の充実

機構は、我が国の青少年教育に対する理解増進や体験活動を推進する社会的気運の醸成のため、様々なエビデンスを基にその必要性を発信していくことが求められている。令和2年度は、理事長のリーダーシップの下、広報計画を策定し、機構横断的に必要な情報を集約するとともに、「民間企業等連携促進室」（平成30年2月設置）を中心に機関全体で民間企業等との連携を強化し、教育事業等の質的及び量的な拡充及び広報の充実に取り組んだ。

また、各業務及び事業に関する自己点検・評価を実施するとともに、その結果について外部検証を行い、業務の改善に反映させている。

各業務の実施にあたっては、利用者、関係者及び職員等の安全の確保を図り、日常的な点検・改善整備等を通じて、安全安心な教育環境を確保している。

（1）メディアの活用

① 調査研究結果等のプレスリリース（第7章再掲）

機構が実施した調査の結果については、報告書、紀要、パンフレットの作成等による調査研究結果の活用促進のほか、報道発表を通じて広く社会に普及を行っている。

令和2年5月に公表した「高校生のオンライン学習に関する意識調査」は、読売新聞、毎日新聞等全国紙を含む4紙、共同通信や東京新聞東京Web等のWebサイトでの掲載26件の合計30件が引用・掲載された。

② 雑誌・新聞・テレビ等への掲載・放映

ア. 各教育施設においてプレスリリースを行い、教育施設が所在する地域の地方新聞に、事業等を通した各教育施設の体験活動推進の取組等が掲載された（令和2年度：延べ66紙、265回）。

イ. 当機構の事業等に関する記事や写真を4紙・誌（「日本教育新聞」（発行：株式会社日本教育新聞社）、「教育ジャーナル」（発行：株式会社学研教育みらい）、「SYNAPSE（シナプス）」（発行：株式会社ジダイ社）、「月刊公民館」（発行：公益社団法人全国公民館連合会）に年間を通じて連載している他、令和元年度より「マナビィ・メールマガジン」（発行：文部科学省）において、各教育施設の紹介記事

を掲載している。令和2年度は、新規に「内外教育」(発行:時事通信社)、「CAMPING」(発行:公益社団法人日本キャンプ協会)の2誌に年4回の連載をすることとなった。

ウ. NHK「ニュース『シブ5時』」(5月18日放送)が、俳優で子どもの教育応援大使を務める香川照之氏よりコロナウイルス感染予防のための子供用マスク1,000枚と絵本28冊の寄贈を理事長が受ける様子について放送した。この様子は「文教ニュース」(文教ニュース社発行)の第2599号(5月25日)にも掲載された。また、「内外教育」(時事通信社発行)の6864号(10月)の巻頭に「体験と感性」と題した理事長コラムを掲載した。

エ. 7月9日発行「読売新聞」(読売新聞社)他3紙及び共同通信(株式会社共同通信社)他25社のWebニュースに、日本・米国・中国・韓国の高校生を対象としたオンライン学習への意識や実態に関する調査結果について掲載した。また、6月8日発行「日本経済新聞」及び同社のWebニュースに、国内の大学生を対象としたボランティア活動の実施状況や意識等に関する調査結果が掲載された。

オ. 山陽新聞(岡山県)の子供新聞「さん太タイムズ」(9月27日及び10月4日発行)、「内外教育」(時事通信社)の6856号(9月8日発行)、「社会教育」(一般財団法人日本青年館)の892号(10月1日発行)、「月刊公民館」(第一法規株式会社)の762号(11月1日発行)に「体験の風をおこそう運動」や「早寝早起き朝ごはん国民運動」に関する取り組みや事業のPRについて掲載した。

カ. 教育施設で実施した教育事業等の様子が地元テレビ局に取材され、ニュース等の番組で放映された。

例えば、赤城では主催事業「赤城フェスタ」の様子が群馬テレビに取材され10月25日放送の「ニュースJUST6」で放映された。また、淡路では小学校への出前事業「防災クエスト」(防災プログラム)の様子がNHK徳島放送局に取材され1月29日放送の「とく6徳島」及び「とくしまニュース845」で放映された。

(2) フォーラムの開催

① 体験の風をおこそうフォーラム

機構では、青少年教育関係者のみならず、広く一般に対しても体験の重要性について理解を深める機会を設けるため、体験の風をおこそう運動推進委員会と連携して「体験の風をおこそうフォーラム」を毎年実施している。

令和2年度についても実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

② 「早寝早起き朝ごはん」全国フォーラム

機構では、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会や企業、学校等と連携し、「早寝早

「起き朝ごはん」全国フォーラムを毎年実施している。

令和2年度についても実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

(3) 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料の作成・配布

① 体験活動推進に係る新規啓発資料の広報

令和2年度は、従前より推進している「読書・手伝い・外遊び」の一環として新規に立ち上げた「子供のお手伝い推進プロジェクト」において、子供をお手伝いに参加させるまでのノウハウや手伝いの教育的効果等を取りまとめた冊子「はっけん！！おてつだいやってみ隊」とその広報用チラシを作成した。冊子は全国の国公立図書館約3,000箇所や機構の教育施設28施設に合計5,900冊を配布した他、チラシは子どもゆめ基金の助成団体約1,700団体に配布した。また、「読書・手伝い・外遊び」のWebサイトを開設し、本冊子の紹介ページを設けるとともに、Webサイトのバナーリンクを機構ホームページに貼る等多様な手段で広報活動を展開した。

図9-1 冊子「はっけん！！おてつだいやってみ隊」



表紙

目次

内容(例)

② 文部科学省による全国的な会議等での配布

令和元年度に引き続き、文部科学省主催の小・中・高等学校各教科等教育課程研究協議会、生徒指導担当者連絡会議、都道府県私立学校主幹部課長会議で、全国の教育行政関係者に教育施設や体験活動推進に関するリーフレット等を配布した。また、全国各地から幼稚園教諭が参加する幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）において、機関の調査をまとめたリーフレット等を配布し、体験活動推進と機関の利用促進を広報した。

③ 文部科学省内での広報活動

令和2年9月から12月にかけて「文部科学省 情報ひろば」企画展示室において、教育施設や「体験の風をおこそう」運動の紹介、調査研究の結果等を中心に企画展示

を行った。その際、機構概要や各施設のリーフレット、各種体験活動のやり方や注意事項等を取りまとめた機構発刊の「体験・遊びナビゲーター」、調査研究報告書等 30 種以上、合計 1,500 部程のリーフレットや報告書等を配布し、機構の PR と体験活動の重要性について広報した。

④ 連携・協力団体等との連携による広報活動の実施

従来の青少年教育関係団体等が主催・実施する会議等において、施設や主催事業の紹介、リーフレット等の配布を実施したほか、教育施設近隣の連携・協力団体と相互広報活動を実施した。

令和 2 年度は、当機構職員が団体会員として加入している日本自然保育学会において、第 5 回学会大会プログラム・発表要旨集への広告掲載を行い、機構の取組について発信した。幼児教育に携わる会員の方向けに、幼児向けプログラムや指導者向けプログラムに焦点を当てながら、あらためて機構を認識してもらう広報活動となった。

⑤ 動画資料の活用

体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する啓発資料は、地方自治体や地域の青少年団体、学校等にも提供している。

例えば、令和 2 年度は、事業等の事前学習に有用なオリエンテーション動画を作成して学校等に配布したところ、教員等から学校行事等の事前学習に役立ったとして好評を得た。また、施設の利用方法や野外炊飯実施の流れ等を紹介・解説した動画を作成して施設の YouTube チャンネルにアップロードしたところ、利用団体から動画を見て事前学習ができたとの意見があった。

（4）企業等と連携した広報活動

企業等と連携した広報活動については、民間企業等連携促進室を中心とした取り組みや各教育施設の独自のネットワークを活かしたものがあり、様々な形で民間企業等と連携して企業の広報力を活用した広報活動に取組み、その充実を図っている。

① 民間企業等連携促進室を中心とした取り組み

ア. 「民間企業等連携促進室」の活動

「民間企業等連携促進室」は、民間企業等との連携を強化し、教育事業等の質的及び量的な拡充を図るために、平成 30 年 2 月に設置された。令和元年度は、継続・新規合わせた 52 の事業や広報等で企業等と連携を図り、また 10 以上の企業等と新たな連携について検討・協議していた。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度連携企業との関係を継続させることが困難となったが、継続・新規合わせた 25 の事業や広報等では、連携を実施することができた。

また、令和 2 年度は、今後、全ての教育施設において広く民間企業等との連携を行っていくために、「民間企業等との連携についてのガイドライン」の策定、当機構ホームページ内の民間企業等連携促進室のページの整備、企業等の CSR 担当者等

を対象とした「連携の提案に関する資料」の作成等、連携に必要な基盤整備を重点的に行つた。

a. 連携促進のための取組み

令和2年度は、機構ホームページにおいて、新たに策定したガイドラインや連携実績、企業等のCSR担当者を対象とした資料等の公表を行つた。また、職員向けポータルサイトにおいても、企業等と連携する際に活用できる資料について共有を図る等、連携のための基盤整備を行つた。

b. 共催事業等の実施（広報連携を含む）

東武鉄道株式会社との連携による「育パパ&育ママ応援ファミリーキャンプ」（1泊2日）を行つた。本事業は、幼児期からの体験活動のさらなる充実や基本的な生活習慣の育成を推進する当機構と3世代が住みよい沿線作りをめざす東武鉄道株式会社との意向が合致した連携事業で3年目の取り組みである。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で秋のみの実施となつたが、令和元年度までと同様、特急車両の貸し切り、鉄道料金の割引などの協力を得るとともに、企業の広報力を活用して情報発信を行つた。沿線の各駅構内へのチラシ配架に加え、池袋・渋谷などの首都圏及び横浜まで直通する都市部と、埼玉県・群馬県・栃木県で走行する列車の全車両内1か所ずつに1週あたり2,200枚の募集告知ポスターを2週間、中吊り告知したことにより、機構の取組の一つを広く一般に広報することができた。

また、プログラム内容について、密を避け、親子で余裕をもって楽しめるよう配慮したことにより、「コロナでなかなか地元に帰れないなか、久しぶりに大自然に触れて元気をもらった」「キャンプはハードルが高いと思っていたが、初心者に優しい内容で、参加して良かった」など、参加した家族の8割以上から高評価を得ることができた。

3か年の取組みを経て、鉄道会社と当機構の特徴を活かした子育て家族応援事業のモデルを創ることができた。

c. 出前事業等の実施

株式会社大塚製薬工場による熱中症予防対策講座は、令和2年度で6年目となり、当機構10の教育施設で合計12事業実施し、うち1事業（乗鞍）はオンライン形式で実施した。

また、「体験の風をおこそう」運動の一環であるキッズフェスタは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け規模を大幅に縮小して行つたが、令和元年度に引き続き株式会社セブン銀行の協力を得て、体験教室を展開した。

d. 物品等の提供

令和元年度に引き続き、出前事業や研修支援等において、株式会社大塚製薬工場（経口補水液配布による熱中症予防啓発）から物品提供を得た他、キッズフェ

スタにおいては、日本マクドナルド株式会社、ほめ写プロジェクトから参加賞としての物品提供があった。また、東武鉄道株式会社との共催事業「育パパ&育ママ応援ファミリーキャンプ」では、事業の趣旨に賛同する株式会社ミキハウス、アサヒ飲料株式会社、富士フィルム株式会社から参加者特典の提供があった。

一方、令和2年度は、アランチヲネ株式会社から子供用マスク合計2,000枚、絵本合計56冊の寄贈を受けた。なお、子供用マスクについては、全ての教育施設を通じ、各地域のマスクの入手が困難な子供たちへの配布を行った。

イ. 企業のプロジェクトに協力することによる広報

当機構の利用促進や体験活動推進を図ることを目的に、株式会社富士フィルムの呼びかけで始まった「ほめ写プロジェクト」に賛同団体としての加盟登録を令和元年度に引き続き継続した。同プロジェクトは、家庭に写真を飾り子供をほめることで、自己肯定感を育む活動を推奨するものである。

令和2年度は、熱中症に詳しい医師やスポーツ等の専門家で構成される熱中症・脱水症予防の啓発団体「教えて！「かくれ脱水」委員会」の賛同団体に加盟登録した。これにより、同団体の普及啓発ポスターやWebサイトに機構名が掲載され、広く周知された。

② 教育施設の取り組み

ア. 民間企業等との連携による広報

令和元年度から続く取組みとして、妙高では、えちごトキめき鉄道株式会社のサポートクラブに協賛し、施設パンフレットを駅の待合室に設置した。近隣の駅構内や道の駅などと連携した広報は、この他6施設で行った。

また、一部の教育施設では、企業の運営するサイトを通じて情報発信を行った。例えば、曾爾ではカシオ計算機株式会社が運営するWebサイト「Wild Mind GO ! GO！」に「ネイチャーアートフェスタ in 奈良県 国立曾爾青少年自然の家」の募集告知及び事業報告を、室戸では株式会社JTBパブリッシングが運営する「るるぶ& more」に施設の情報を、それぞれ掲載した。

イ. 民間企業等との連携による事業

各教育施設においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、民間企業等との連携を図り、令和2年度は、「“ホンモノ”と出会う1泊2日 English Tour in Awaji」（淡路・日本航空株式会社と連携）、「ネイチャーアートフェスタ in 奈良県 国立曾爾青少年自然の家」（カシオ計算機株式会社と連携）など、16の教育施設において教育事業を共催実施した。また、各教育施設がイベント会場に出向いて展開する出前事業は11の教育施設が民間企業等と連携した事業を実施し、プログラムや広報の充実を図った。

その他、施設開放事業等における物品の提供を引き続き受けるなど各教育施設が独自で各地域の民間企業等との連携を促進している。

ウ. 民間団体等との連携による広報

令和元年度に引き続き、商工会議所や観光協会、まちづくり協議会などの協力を得て施設リーフレット等を配架するとともに、タウン誌や観光マップ、各地のイベント配布物に各施設利用案内や取組について掲載している。その他、地元のNPO法人・団体と連携して情報冊子などに施設のイベントの掲載をするなど、民間団体の地域への影響力や情報発信力を活用し広報を実施した。

【取組事例】民間団体と協働して実施する広報（能登）

能登では、のと里山空港利用促進協議会の発行するフリーペーパー「ぶらり能登ガイドブック 2021」（県内約450箇所、首都圏約320箇所、乗継利用促進協議会会員約140箇所、計約910箇所に配布）に施設の概要を掲載し、所在県の内外に広く広報を行った。

エ. マスコミ関係者との連携

令和元年度に引き続き、マスコミ関係者を施設業務運営委員会の委員等に招聘して当該委員の所属するメディアと連携したり、施設の所在地周辺に影響力を持つ地元メディアと連携して、主催事業等の記事を多数掲載したり、連載枠に記事を定期掲載する等メディアとの連携を活用した効率的かつ効果的な広報の実施を図っている。

【取組事例】施設業務運営委員会委員を通じた連携による取組（赤城）

赤城では、施設業務運営委員会委員が所属する上毛新聞社と当該委員を通じて連携し、施設の主催事業等について9回記事を掲載した。その成果として、6月1日発行の上毛新聞にも掲載された家族向け宿泊プラン「ステイ AKAGI」は家族の利用が令和元年度より増加した。

【取組事例】新聞社と連携した取組（三瓶）

三瓶では、島根日日新聞と連携し、平成26年2月から毎月、交流の家担当者が記事を執筆する「大田だより」を掲載し、事業の募集や利用促進、施設でのできごとなど、幅広い内容を定期的に発信している。家族を対象とした事業の記事を掲載した際には、定員を大きく上回る申込みがあり、効果的な発信の機会となっている。

（5）ホームページの活用

① ホームページのアクセス数

機構及び各教育施設のホームページでは、事業の参加者募集、事業報告、各教育施設の利用促進に関する情報などを提供しており、令和2年度のトップページ総アクセス件数は約530万件であった。

各施設においては、更新頻度の向上による最新情報の掲載やユーザビリティの向上、スマートフォン対応、SNSでの動画発信など、アクセス数の増加を図った。また、ア

イキャッチ画像を活用することで、利用者の興味を引く魅力的なホームページの構築に取り組んでいる。このほか、事業等の申込み手続きのWeb化により、利用者の利便性向上にも努めている。

② SNS を活用した広報活動

YouTube、Facebook 等のSNSを活用し、教育施設の紹介や実施事業の様子、野外活動やオリエンテーリングの手順等について動画や写真、文章を投稿し広報活動を展開している。令和2年度は、全教育施設において施設のPR動画を制作した他、これを契機に令和3年3月より機構ホームページに各教育施設のYouTubeチャンネルを取りまとめた「国立青少年交流の家 自然の家 公式YouTubeチャンネル」を開設し、利用者が本ページから全教育施設のYouTubeチャンネルを閲覧できるようにした。

(6) 複数の文部科学省所管独立行政法人による合同広報研修の実施

令和元年度に実施した広報研修を、令和2年度は、機構を含む12の文部科学省所管独立行政法人（参加者数：延べ233人）に拡大して、広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的に合同広報研修を実施した。本研修は、第1部を講義、第2部をグループワークとし、講義では外部の専門家を招き広報の考え方や効果測定、基礎的な広報スキルを学び、グループワークでは参加者による広報の事例発表や意見交換を通じて法人間の情報共有を図った。

参加者の意見・感想として、講義では「『広報とは』という基本的なことから具体的な事例まで様々なポイントを紹介いただき今後の広報戦略を考える上で非常に重要な示唆を得られた。」との好評を得た。また、グループワークでは「職員個人に蓄積された広報のノウハウを、人事異動等で交代する際どのように継承していくのか。」等意義深い話し合いができたとの意見が複数見られた。

なお、本研修はコロナウイルス感染防止のためオンライン開催とした。

2. 各業務の点検・評価の推進

(1) アンケート調査の実施と業務改善への反映状況

アンケート調査では、満足度を把握するとともに、施設利用に関するアンケート調査結果を踏まえ、利用者が「不満」と回答した場合の要因分析を行っており、要因及び対策を取りまとめ全教育施設で共有している。さらに、「やや不満」、「やや満足」の回答であっても、窓口で細やかな聞き取りをしながら、利用者サービスの向上に努めている。

【取組事例】家族向けの利用に関する情報提供の充実（赤城）

赤城では、家族利用者から「HPで家族向けの利用についてわかりやすくまとめてほしい」という要望があったことから、「家族向け利用案内」ページを新たに作成し、家族向けに利用の流れやおすすめの活動を紹介するなどの工夫を行った。その結果、家族団体の利用に関する満足度について、当該ページ公開前は74.3%だったものが公開後は87.5%となった。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による体験活動の機会不足に対する取組として、不特定多数との接触が避けられる家族利用の促進を行った。「ステイ AKAGI」と題したチラシを作成し、過去の教育事業参加者や近隣の幼稚園・保育所等への広報を行った結果、平成 30 年度 18 家族、令和元年度 37 家族であった利用が令和 2 年度は 55 家族となり家族利用が例年に比べ増加した。利用した家族からは「自然を肌で感じられた。親子ともども良い体験となった」や「子供が家ではしない、片付けや清掃と一緒にすすんでやってくれた」などの感想が寄せられた。

(2) 業務全般に関する自己点検・評価の実施状況

文部科学大臣による業務の実績等に関する評価を受けるにあたって、業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる機構評価委員会において評価や指摘等をいただき、その結果を「自己点検・評価報告書」として取りまとめ、機構 Web サイトに掲載することにより公表している。

文部科学大臣や機構評価委員会の評価や意見等については、各部署に速やかに伝達し対応を検討するとともに、評価や意見等を踏まえて業務改善に努め、対応状況を機構評価委員会へ報告している。

3. 各業務における安全性の確保

(1) 安全管理マニュアル等の改善・充実やその遵守

各教育施設においては、危機管理マニュアル策定指針に基づいた「危機管理マニュアル」及び「危険度が高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」を遵守している。

平成 30 年度に、全教育施設の危機管理マニュアル等を本部で検証し、自然災害発生時の具体的な対応に関する記載や、危機管理に係る主要な訓練・研修とマニュアルとの関連付けなど、機構全体で統一して点検する観点を取りまとめ、「危機管理関係マニュアル点検方針」を策定した。

令和 2 年度も、各教育施設において、当該点検方針に基づき点検・見直しをするとともに、研修・訓練を行うことで、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図り、利用者の安全確保に取り組んだ。

また、令和 2 年 5 月に本部において策定した「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を基に、全教育施設において、新型コロナウイルス感染防止対策、感染が疑われる者が発生した場合の対応など、全職員が対応できるよう可視化したマニュアルを作成した。

(2) 日常的な施設整備及び教材教具類の保守点検の実施状況

各教育施設では、施設整備や教材教具の安全・衛生管理について、「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」に基づき日常的な点検に取り組んでいる。

さらに、文部科学省が青少年教育施設の管理者向けに作成した「青少年教育施設の施設管理者点検マニュアル」や職員ポータルサイトに掲載している各教育施設の安全点検チェックリストを踏まえ、安全点検の実施を徹底した。

(3) 事故データ集等の改訂、外部への発信

本部では、安全管理に関する情報として、「事故データ集」を作成し、ポータルサイトで共有するだけでなく、機構ホームページにて公立の青少年教育施設等が活用できるよう掲載している。

令和2年度は、令和元年度（4月～3月）の利用団体を対象に調査を行い、研究センターが分析を行った上で「国立青少年教育施設における傷病の概況」を作成し、施設利用中に起こった負傷や疾病の状況をまとめた（第8章参照）。

なお、この結果については、機構ホームページに掲載するとともに、全国青少年教育施設所長会議・施設研究集会で報告するなど、外部にも積極的に発信している。

(4) 体験活動安全管理研修の実施（第4章参照）

4. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：A

広報の充実については、「高校生のオンライン学習に関する意識調査報告書－日本・米国・中国・韓国の比較－〔概要〕」の成果について、積極的にマスメディアへプレスリリースした結果、新聞やWebサイトに取り上げられ広く国民に周知できた。更には、「大学生のボランティア活動等に関する調査」の成果については大手マスメディアが独自取材により新聞やWebサイトへ掲載された。また、従来の日本教育新聞等（4誌）や「マナビィ・メールマガジン」（発行：文部科学省）の他、令和2年度は「内外教育」（発行：時事通信社）や「CAMPING」（発行：公益社団法人日本キャンプ協会）を加え、機構の取組を連載及び各教育施設の紹介記事を掲載してPR活動の充実を図った。

体験活動等の重要性に関する啓発資料の作成・配布については、令和元年度に引き続き文部科学省主催の小・中・高等学校各教科等教育課程研究協議会等全国規模の会議において教育施設や体験活動推進に関するリーフレット等を配布した他、令和2年度は子供を手伝いに参加させるまでのノウハウや手伝いの教育的効果等を取りまとめた冊子「はっけん！！おてつだいやってみ隊」と広報用チラシを作成して全国の公立図書館や全ての教育施設に約5,900冊を配布する等広範囲において、広報を展開することができた。

企業等と連携した広報活動については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止や規模縮小等厳しい状況の中、「民間企業等連携促進室」（平成30年2月設置）を中心に教育事業等の質的及び量的な拡充を図るため、民間企業等との連携に継続して取り組んだ。その結果、令和元年度に引き続き、継続企業及び複数の新たな企業や関連団体との共催事業の実施や広報協力、物品提供等を得るとともに、企業との連携により広報やプログラムを実施することができた。また、令和2年度は、今後民間企業等との連携を円滑に実施するため、「民間企業等との連携についてのガイドライン」の策定、当機構ホームページ内における専用ページの整備、企業等のCSR担当者等を対象とした「連携の提案に関する資料」の作成等、連携に必要な基盤整備を行った。

一方、民間企業等連携促進室を中心に、東武鉄道株式会社との連携を継続した結果、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたため、実施回数を令和元年度の2回から1回に減らすことになったが、「育パパ＆育ママ応援ファミリーキャンプ」を共催実施することや、募集告知の中吊りポスターを東武鉄道路線（東京都、埼玉県、神奈川県、群馬県、栃木県）の車内に掲示するなど、企業の広報力を引き続き活用することができた。

ホームページの活用については、平成30年度のホームページ改良以降、スマートフォンへの対応やSNSでの動画発信等に取り組んでいる。これらの取組を行った結果、令和元年度に引き続き令和2年度も本部及び全教育施設のホームページ総アクセス数については、数値目標（340万件）を大幅に上回る530万件を達成した。また、令和2年度は機構全施設のPR動画の制作や機構ホームページに各施設のYouTubeチャンネルを紹介する専用ページを開設する等施設PRや情報発信力の強化を図った。

各業務における安全性を確保するため、「危機管理マニュアル」及び「危険度の高い活動プログラムにおける安全対策マニュアル」について、令和2年度も全教育施設でマニュアルの見直しを図るとともに、点検を実施した。

これらのことから年度計画における所期の目標を上回る成果を得られたため、A評定とした。

＜課題と対応＞

広報については、組織内での意識と広報スキルを高めるため広報研修を定期的に実施したり、SNSを活用した情報発信に力を入れたりする等、組織全体としての広報力を強化していくとともに、より効率的・効果的な広報についても検証することとしている。

特に、「国立青少年交流の家 自然の家 公式YouTubeチャンネル」は、SNSを活用した重要な情報発信の手段であり、本チャンネルの活用方法や広く一般に利用してもらうための広報等、多角的に検討を加え機構広報の主たるツールとして整備していく必要がある。

民間企業等との連携においては「民間企業等連携促進室」を中心に引き続き、企業の青少年教育への参画を促し、SDGsなどの共通の目標の把握や共有に努めるとともに、その課題解決に向けた連携方策を検討する。令和2年度は企業等との連携に係るガイドラインや関連資料を作成して基盤整備を行った。今後は、本ガイドライン等を活用して連携企業等の新規開拓や連携継続を図るとともに、実績企業等へのニュースレターの発信やオンラインの積極的な活用により連携方法を工夫し、企業等との連携方法のマニュアル化や連携の好事例をホームページ等で公表して各教育施設が連携をし易くする等、引き続き連携促進のための基盤整備を行っていく必要がある。

また、広報の強化に不可欠な広報研修については定期的に実施するとともに、実施方法は職員の誰もが参加可能なオンライン開催を多用するなど、研修の実効性が可能な限り向上するように努める。

安全性の確保については、令和3年度から全教育施設に安全管理担当者を配置することとしており、プログラム実施時はもちろんのこと、活動環境を含めた安全性の向上をしていきたい。

第10章 業務の効率化

本章では、「業務の効率化」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

1. 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の効率化・見直し等により、平成27年度と比較して一般管理費（安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については15%以上、業務経費（基金事業費及び安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については5%以上の効率化を行う。

(2) 給与水準の適正化

政府における人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。

(3) 契約の適正化

主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一者応札の点検・見直し及び調達に関するガバナンスの徹底等に取り組むことにより、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するため、「令和2年度調達等合理化計画」を策定する。

(4) 間接業務等の共同実施

共同実施を決定した業務について、順次実施したうえで費用対効果及び効率化等の検証を行う。また、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について検討を行う。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、保有資産等利用検討委員会により定期的に利用実態等を把握するとともに、その必要性や規模の適正性についての検証を不断に行う。

1. 一般管理費等の削減

毎年、運営費交付金が削減されており、経費等の削減・効率化等について計画的に行って いるところである。

一般管理費及び業務経費については、中期計画において、「一般管理費については 15%以上、業務経費についても、5%以上の効率化を行う。なお、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能が損なわれないようにする。」としている。中期計画を踏まえた令和2年度計画においては、「平成27年度と比較して一般管理費（安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については 15%以上、業務経費（基金事業費及び安全確保に関する保守・修繕費等を除く）については 5%以上の効率化を行う。」としている。

令和2年度においては、表10-1のとおり、利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除き、一般管理費については 31.2%の削減、業務経費については 26.0%の削減をしており、目標どおり達成している。

表 10-1 一般管理費及び業務経費(利用者の安全確保に関する経費及び基金事業費を除く)の縮減状況
(単位:千円)

区分	平成27年度決算額	令和2年度決算額	増減額(増△減率)
一般管理費	2,532,886	1,743,016	△789,870(△31.2%)
業務経費	2,102,656	1,555,765	△546,891(△26.0%)
合 計	4,635,542	3,298,781	△1,336,761(△28.8%)

【経費の削減に向けた主な取組】

予算については、年度計画に基づき一定の削減を行う等、予算統制を図っている。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、全施設において一定の期間利用団体の受け入れを停止する措置を講じたことにより事業収入が大幅に減となることに対応し、教育事業の中止や光熱水料等の削減、超過勤務の抑制等により、経費の削減に取り組んだ。

2. 給与水準の適正化

役職員の給与体系・給与水準については、平成26年度の国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、経過措置を含め、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)等に準じて取り扱っている。なお、令和2年度についても、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、適正な水準を維持するため、これまでと同様に国の給与法等に準じた改正を行った。

なお、当機構のラスパイレス指数(対国家公務員)は94.5である。

また、諸手当に関しても国の給与法等に準じたものとなっており、勤勉手当及び昇給においては勤務成績を反映した仕組みを取り入れている。

表 10-2 【経年比較】ラスパイレス指数(対国家公務員)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ラスパイレス指数	96.7	94.7	94.9	94.1	94.5

3. 契約の適正化

(1) 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)(以下「総務大臣決定」という。)に基づき、令和2年度調達等合理化計画(以下「調達等合理化計画」という。)を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。

また、調達等合理化計画の策定等にあたっては、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会による点検及び見直しを行った。

① 調達の現状と要因の分析

表 10-3 令和元年度及び令和2年度に締結した契約の状況

(単位:件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(65.8%) 183	(86.0%) 35.7	(47.8%) 86	(81.5%) 31.4	(△53.0%) △97	(△12.0%) △4.3
企画競争・公募	(14.4%) 40	(2.7%) 1.1	(21.7%) 39	(3.5%) 1.3	(△2.5%) △1	(21.4%) 0.2
競争性のある契約(小計)	(80.2%) 223	(88.7%) 36.8	(69.4%) 125	(85.0%) 32.8	(△43.9%) △98	(△11.0%) △4.0
競争性のない随意契約	(19.8%) 55	(11.3%) 4.7	(30.6%) 55	(15.0%) 5.8	(0.0%) 0	(22.8%) 1.1
合計	(100%) 278	(100%) 41.5	(100%) 180	(100%) 38.5	(△35.3%) △98	(△7.2%) △3.0

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

令和2年度の契約状況は、表10-3のとおりであり、契約件数は180件、契約金額は38.5億円である。また、競争性のある契約の件数・金額は、125件(69.4%)・32.8億円(85.0%)、競争性のない随意契約の件数・金額は、55件(30.6%)・5.8億円(15.0%)となっている。令和2年度は、令和元年度と比較して、地方教育施設の清掃、警備など定型的な一般管理業務の更新年度ではなかったことから、競争入札等の契約件数が減少(△53.0%)している。

表 10-4 令和元年度及び令和2年度の一者応札・応募の状況

(単位:件、億円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
複数者 応札・応募	件数	164 (73.5%)	99 (79.2%)	△65 (△39.6%)
	金額	25.6 (69.5%)	22.9 (69.9%)	△2.7 (△10.5%)
一者 応札・応募	件数	59 (26.5%)	26 (20.8%)	△33 (△55.9%)
	金額	11.2 (30.5%)	9.9 (30.1%)	△1.3 (△12.0%)
合計	件数	223 (100%)	125 (100%)	△98 (△43.9%)
	金額	36.8 (100%)	32.8 (100%)	△4.0 (△11.0%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争性のある契約の件数及び金額である。

令和2年度の一者応札・応募の状況は、表10-4のとおりであり、契約件数は26件(20.8%)、契約金額は9.9億円(30.1%)である。

令和2年度は、業者に対する幅広い意見の収集や、公平性に配慮したうえでの受注可能業者者の調査に取り組んでおり、令和元年度と比較して競争性のある契約全体に占める一者応札・応募の件数割合は減少(26.5%→20.8%)している。

② 重点的な取組分野

令和2年度については、以下の項目について重点的に調達等の合理化に努めた。

- ア. 仕様書についての幅広い意見の収集
- イ. 公告期間及び業務等準備期間の十分な確保
- ウ. 入札説明書受領業者のうち入札不参加であった業者への聴き取り
- エ. 公平性を保ったうえでの受注可能業者の調査

③ 調達に関するガバナンスの徹底

ア. 隨意契約に関する内部統制の確立

競争性のない随意契約を締結した案件については、調達内容を十分把握し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性を確認のうえ、事前に契約事務の執行に携わらない監査室により内部監査を受けた。

イ. 不祥事の発生の未然防止のための取組

会計検査院等が指摘した不適切事例の把握に努め、研修を実施するなど、内部統制の体制強化及び契約事務の適正化を図った。

4. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、効果的・効率的な業務運営のため、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館及び教職員支援機構の3法人と共同して実施することを決定した下記の業務について、着実に実行し経費の削減及び業務の効率化が図られた。

- (1) 物品(蛍光管、事務用品(ドッヂファイル等))等の共同調達
- (2) 間接事務(会計事務等の内部監査)の共同実施
- (3) 職員研修(ダイバーシティ研修、情報セキュリティ研修、独立行政法人制度研修(法律、評価、会計))の共同実施

また、4法人の連携を推進する場として設置された「間接業務等の共同実施に関する協議会」において、更なる業務運営の効率化を図るため、新たな共同実施の対象品目及び対象業務について引き続き検討を行った。

5. 保有資産の見直し

(1) 資産の保有状況

法人の目的を達成するための業務として、機構法第11条に「青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研

修のための施設を設置すること」が規定されており、これを実施する資産として、建物・構築物（延べ床面積：453,461 m²、資産額：40,336 百万円、宿泊定員：センター1,500 人、その他の教育施設は160 人～500 人）、土地（延べ面積：291,395 m²、資産額：36,914 百万円）を保有している。このほか、機構の業務を実施するために必要な機械器具、車両、船舶等の資産を保有している。

（2）保有資産の見直し状況

保有資産の具体的な見直しとして、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用に関して、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成25年度に、独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会を設置した。

令和2年度は11月に同委員会を開催し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているかの検討を行った。

その結果、施設等が有効利用されていることを確認するとともに、今後も継続して有効に利用されているか等、利用状況を把握していくこととした。

6. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

一般管理費の削減については、一般管理費及び業務経費とともに所期の目標を達成した。

役職員の給与については、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、機構の業務の特殊性を踏まえたうえで適正な水準を維持している。

契約の適正化については、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ結果、内部統制の体制強化や契約事務の適正化など一定の効果が得られた。

間接業務等の共同実施については、共同実施を決定した業務について、着実に実行するとともに、更なる業務運営の効率化を図るために、新たな対象品目及び対象業務についても引き続き検討を行った。

保有資産の見直しについては、前年度に引き続き保有資産等利用検討委員会を開催し、施設等が有効利用されていることを確認した。

上記のとおり、年度計画における所期の目標を達成していることから、B評定とした。

＜課題と対応＞

一般管理費等の削減について、今後も一般管理費及び業務経費とともに削減に取り組む。

契約の適正化については、今後も調達等合理化計画に基づき、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達の推進に努めることとする。

間接業務等の共同実施については、引き続き、新たな対象品目及び対象業務の検討を行っていく。

保有資産の見直しについては、今後も組織的かつ不斷に自主的な見直しを行う。

第11章 効果的・効率的な組織の運営

本章では、「効果的・効率的な組織の運営」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

2. 効果的・効率的な組織の運営

(1) 各施設の役割の明確化及び運営の改善

平成23年度に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において検討された結果を踏まえ、施設の特色化により一層努める。また、業務実績について各施設の自己評価を行い、結果及び課題を取りまとめ、各施設の業務改善に反映させる。

(2) 地域と連携した施設の管理運営

施設の管理運営や事業の企画・実施へ多様な主体が参画する形の管理運営を目指すため、引き続き、地域の多様な人材発掘に努めるとともに、「運営協議会」方式の活用による施設の運営に努める。

また、広域的な観点から施設の特色化の推進や連携強化をより一層進めるため、全国のブロック化に向けたブロック拠点の有効性（ブロックの範囲、拠点施設の在り方、拠点施設と他の施設の関係等）の検討、及びブロックでのマネジメントに当たる広域主幹の配置等を進める。

(3) 施設の効率的な利用の促進

青少年教育団体の多様なニーズを踏まえ、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から平均80%以上の「満足」の評価を得るとともに、宿泊室稼働率の全施設平均55%以上を確保する。

文部科学省の「国立青少年教育施設の在り方に関する検討会」では、「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成23年2月）において、国立青少年教育施設が取り組むべき事項として①効果的・効率的な施設配置のための各施設の特色・機能を明確にすること、②「新しい公共」型の管理運営の導入に向けた試行的実施に着手することなどが示された。

これを踏まえ、機構では、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設置し、①教育施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な教育施設の配置及び管理運営、②教育施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画（「新しい公共」型の管理運営）の2点について調査研究を実施した。

そして、平成24年3月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第一次報告）」、平成27年3月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等について（第二次報告）」を取りまとめ、令和2年度はこれらの結果を踏まえ以下の取組を実施した。

1. 各教育施設の役割の明確化

モデル的事業の開発、青少年教育指導者の養成、青少年の体験活動等の重要性についての普及・啓発など、国立青少年教育施設として全うすべき役割を果たすとともに、各教育施設の役割の明確化に取り組んだ。各教育施設においては、それぞれの特色や機能を踏まえて運営に努めた。

（1）各教育施設の役割の明確化

令和2年度は、地域に寄与できるプログラムの開発や充実のため、「地域の教育的課題に対応するプログラム」（特色化準備）推進事業を全教育施設において計画した。新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止となったが、47事業を実施した（第3章参照）。

さらに、令和2年度中に、各教育施設における事業の検証等を踏まえ、それぞれの教育施設の特色化を図るための教育テーマ及び教育施設のキャッチコピーを再設定し、令和3年度から運用を開始することとした。

（2）業務実績の自己点検・評価（第9章参照）

2. 地域と連携した施設の管理運営

（1）「運営協議会」方式の活用による施設の運営

先述のとおり、「今後の国立青少年教育施設の在り方について」（平成23年2月）において、「新しい公共」型の管理運営（「運営協議会」方式）の導入が言われており、機構においては、様々な地域課題の解決方策として青少年の体験活動の機会の活用を進められるよう、地域の青少年教育団体やNPO、企業、自治体等の様々な人材を委員として委嘱する「運営協議会」方式を平成30年度までに全教育施設が導入した。

令和2年度も、各教育施設において、運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。

【取組事例】運営協議会委員の協力による広報に関する取り組み（赤城）

赤城では、新型コロナウイルス感染症対策として外出を制限されている子供たちや親子に向け、自宅で体を動かして心身をリフレッシュしてもらうことを目的に、競技性のある体験活動「おうち遊びリンピック」の動画を3本作製し、YouTubeを用いて公開した。この動画の紹介記事を、運営協議会委員が所属する新聞社が発行する地方紙に掲載してもらった。

同地方紙には、教育事業「ステイ AKAGI」の募集に関する記事も掲載してもらうことができ、49の家族団体（令和元年度37団体、対前年度比12件増、県内比18件増）が利用した。

また、別の運営協議会委員が所属するテレビ局において、2日間にわたって実施した「赤城フェスタ」の初日の様子が放映されたことにより、1,005人が参加（令和元年度日帰り参加者152人、対前年度比853人増）した。

【取組事例】運営協議会委員の協力を得た教育事業及び環境整備（中央）

中央では、令和2年度から実施を開始した高校生対象の教育事業「地域探究プログラム」の実施にあたり、地域活動の実践者の協力が必要となった。そこで、地域の人脈が豊富な運営協議会委員より、近隣地域の人材を紹介してもらい、講義及びフィールドワークの講師となつてもらうなど、協力を得ることができた。

具体的には、近隣で茶園を経営している企業の方や、耕作放棄された土地を活用したトマト農園を経営している方である。講師以外にも、教育施設開放事業「オープンハウス」の中のブースの1つ「SDGs マルシェ」の運営に協力いただいたおかげで、SDGsの重要性の周知を行うことができた。

また、開所60周年を記念し、敷地内にビオトープを設置した際、森林関係の団体に所属する運営協議会委員から看板を寄附いただき、所内環境整備に協力いただいた。今後ビオトープを活用し、環境教育等推進していく予定である。

（2）ブロック拠点の有効性の検討

教育施設間の連携による利用促進及び体験活動の充実を図るため、ブロック拠点の有効性の検討を実施し、広域的な観点からマネジメントにあたる広域主幹を配置した。

① ブロック拠点の有効性の検討

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）等を踏まえ、青少年を取り巻く現状と課題に対応すべく、広域主幹や各教育施設からの意見を聴取し、近接する地域でのブロック化と施設の立地環境や特色によるブロック化を検討した。

令和2年度は、第4期中期目標・中期計画期間に向け、地域ブロックの運用方針についてさらなる検討を行い、これまで各地域の複数の教育施設が独自に運用してきた「地域ブロック」での取組の統一化を図るとともに、特色によるブロック化である「教育テーマ」グループを設置することとした。

「地域ブロック」については、各ブロックで所長会議を開催し会議や研修の年間計画を作成するとともに、国立青少年教育施設が設置されていない府県への体験活動の

普及等に係る分担を明確にすることとした。

「教育テーマ」グループについては、各教育施設が打ち出す「防災教育」、「SDGs」等の教育テーマに基づいたグループを設定し、それぞれの教育施設が、地域に寄与できるプログラムを開発、充実させることにより、地域から理解・認知され、活用されることを目指すとともに、機構内でグループを中心に情報共有し、その成果を報告書又はフォーラム開催により普及することとした。

② 広域主幹の配置等

広域主幹は、毎月教育事業部が行っている各教育施設の利用者数に関する定例報告に参加し、併せて広域主幹の業務の連絡・調整を行うことで、定期的に情報共有を図っている。

また、前述の「地域ブロック」の検討においては、各地域ブロックの取組内容や状況を調査してとりまとめたほか、職員と意見交換を行った。

3. 施設の効率的な利用の促進

(1) 青少年団体の多様なニーズに応えるサービス向上（第5章参照）

青少年団体の多様なニーズを踏まえ、利用者のサービス向上に取り組んだ結果、全教育施設の総合的な満足度について、アンケート調査の「満足」が89.0%であり、年度計画に掲げられた「平均80%以上の利用団体から満足評価を得ること」という目標値を達成した（表11-1 参照）。

表11-1 全教育施設を利用した団体の満足度(全施設)

質問項目	満足	やや満足
事前の情報提供	(80.6%) 83.1%	(18.0%) 15.8%
職員の電話や窓口での対応	(90.0%) 92.5%	(8.8%) 6.6%
教育施設を使用しての総合的な満足度	(86.7%) 89.0%	(12.2%) 10.3%

(注1) () 内の数値は、前年度の数値である。

(2) 宿泊室稼働率（表11-2 参照）

令和2年度の全教育施設の宿泊室稼働率は15.7%であり、年度計画に掲げる宿泊室稼働率の平均55.0%を達成できなかった。

表11-2 教育施設の総利用者数(全体)

年度	総利用者数			宿泊利用者数			日帰り利用者数			宿泊室稼働率
	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	合計	教育事業	研修支援	
R1	4,652,358	662,935	3,989,423	2,347,589	91,584	2,256,005	2,304,769	571,351	1,733,418	58.1%
R2	921,720	190,914	730,806	308,675	28,612	280,063	613,045	162,302	450,743	15.7%
増減	△3,730,638	△472,021	△3,258,617	△2,038,914	△62,972	△1,975,942	△1,691,724	△409,049	△1,282,675	△42.4%

(注1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、全教育施設が令和元年度は1ヶ月程度、令和2年度は1ヶ月半程度休館した。

4. 自己点検・評価

<評定と根拠>

評定：B

令和2年度は、第3期中期目標期間の目標達成及び第4期中期目標期間を見据え、各教育施設の特色を踏まえた施設運営に努めた。

各教育施設における事業の検証等を踏まえ、それぞれの教育施設の特色を活かすことを図るため、教育テーマ及び教育施設のキャッチコピーを再設定し、令和3年度から運用を開始することとした。

ブロック拠点の有効性の検討については、第4期中期目標・中期計画期間に向け、地域ブロックの運用方針についてさらなる検討を行い、これまで各地域の複数の教育施設が独自に運用してきた「地域ブロック」での取組の統一化を図るとともに、特色によるブロック化である「教育テーマ」グループを設定し、機構内でグループを中心に情報共有し、その成果を報告書又はフォーラム開催により普及することとした。

教育施設の立地環境等によるブロック化を図ることで、効果的に他の教育施設の好事例を展開し、事業の相互評価を行うことができた。

「運営協議会」方式の活用による施設の運営については、令和2年度も、各教育施設において、運営協議会委員と協働し、様々な知見や協力を得ながら教育事業の企画・運営や研修支援の利用促進、施設整備等を実施した。

また、施設の効率的な利用の促進として、利用者サービスの向上に取り組み、利用団体から89.0%の「満足」（数値目標80%）の評価を得たが、宿泊室稼働率については15.7%（数値目標55%）と年度計画で定める数値目標は達成できなかつたが、新型コロナウイルス感染症の影響下でも感染防止対策を徹底した事業運営や施設利用のガイドラインを作成し、団体のニーズに合わせ柔軟な運営を行ったため、B評定とした。

<課題と対応>

各教育施設においては、今後も、特色を踏まえた施設運営を推進していく必要がある。

第12章 予算執行の効率化

本章では、「予算執行の効率化」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

3. 予算執行の効率化

収益化単位の業務及び管理部門の活動と運営費交付金の対応関係を明確にし、予算と実績を適切に管理する。

1. 予算執行の効率化の状況

予算執行の効率化について、年度計画において、収益化単位の業務ごと及び一般管理費を区分した「予算」、「収支計画」及び「資金計画」を策定し、計画に基づいて執行管理を行った。

その結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確になり、適切に管理できている。

表 12-1 令和2年度の予算（要約）

(単位：千円)

区別	自立する青少年の育成の推進		青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】 運営費交付金	1,022,555	1,438,296	417,662	587,471	1,235,705	1,738,107
事業収入等	618,495	86,619	252,625	46,762	747,421	103,990
施設整備費補助金	－	277,478	－	113,336	－	335,319
その他	－	257,910	－	100,954	－	298,306
計	1,641,050	2,060,304	670,287	848,523	1,983,126	2,475,722
【支出】 業務経費	839,447	1,248,855	342,872	510,096	1,014,429	1,509,180
一般管理費	801,603	624,797	327,415	255,199	968,697	755,037
施設整備費補助金	－	277,478	－	113,336	－	335,319
その他	－	46,899	－	14,533	－	42,619
計	1,641,050	2,198,030	670,287	893,164	1,983,126	2,642,154

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(単位：千円)

区別	青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進		青少年教育に関する専門的な調査研究		青少年団体が行う活動に対する助成	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】 運営費交付金	28,804	40,515	175,706	247,143	2,300,000	2,300,000
事業収入等	17,422	2,424	106,277	14,786	－	24,087
施設整備費補助金	－	7,816	－	47,679	－	－
その他	－	6,954	－	42,416	－	1,234,662
計	46,226	57,709	281,983	352,025	2,300,000	3,558,749
【支出】 業務経費	23,646	35,179	144,243	214,592	2,037,718	1,494,967
一般管理費	22,580	17,600	137,740	107,360	262,282	227,572
施設整備費補助金	－	7,816	－	47,679	－	－
その他	－	993	－	6,060	－	－
計	46,226	61,589	281,983	375,691	2,300,000	1,722,539

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区 別	一般管理費		合 計	
	予算額	決算額	予算額	決算額
【収入】 運営費交付金	3,390,647	3,390,647	8,571,079	9,742,179
事業収入等	50,333	22,017	1,792,573	300,686
施設整備費補助金	-	-	-	781,629
その他	-	112,130	-	2,053,332
計	3,440,980	3,524,794	10,363,652	12,877,826
【支出】 業務経費	-	-	4,402,355	5,012,869
一般管理費	3,440,980	3,055,881	5,961,297	5,043,446
施設整備費補助金	-	-	-	781,629
その他	-	-	-	111,104
計	3,440,980	3,055,881	10,363,652	10,949,048

(注1) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(注2) 収入のうち、「その他」については、大口の民間出えん金、寄附金及び前年度繰越金が含まれている。

(注3) 決算額には、令和2年度補正予算（運営費交付金）と平成元年度補正予算（施設整備費補助金）（繰越分）が含まれている。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

予算執行の効率化について、年度計画において、収益化単位の業務ごと及び一般管理費を区分し、計画に基づいて執行管理を行った結果、業務及び管理部門の活動と運営費交付金や事業収入等の対応関係が明確になり、適切に管理ができたことから、B評定とした。

＜課題と対応＞

限られた財源の活用のため、今後とも適切に管理していく必要がある。

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

本章では、「予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

（令和2年度計画）

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を行う。また、自己収入の確保の観点から、定期的に料金体系を検証する等の取組を行うことにより、事業収入については、平成27年度と比較して5%以上の増収を図る。さらに、国や民間団体等からの受託事業等の積極的な受入れ等により、外部資金の確保及び寄附金の増加に努める。

また、利用者の安全を確保するために必要な人員配置や施設・設備のメンテナンスには十分配慮し、ナショナルセンターとしての機能を維持しつつ、管理・運営業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を行う。

1. 予算

（1）事業収入等の確保の状況

① 令和2年度事業収入等予算額	1,792,573 千円
② 令和2年度事業収入等決算額	300,686 千円
	(対令和2年度予算比 △1,491,887 千円、83.2%減)
	(対平成27年度予算比 △1,278,709 千円、80.1%減)

（2）事業収入等の確保に係る主な取組状況

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、文部科学省からの「主催事業の中止及び団体の受入れの停止について」（令和2年3月21日 事務連絡）の要請や全国各地への「緊急事態宣言」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等により全教育施設にて延べ1,540日間の休館を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も合わせ、推定で16,167団体3,199,467人の利用が減少した（第5章再掲）。そのため、利用者数の大幅な減となり、事業収入等は、300,686千円（対予算比83.2%減）の確保に留まった。

一方で、オリンピックセンターにおける利用料金の値上げについて、令和3年9月から実施することを利用者に周知し、自己収入の確保に努めている。

また、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、令和2年度において、大口の民間出えん金（803,075千円）及び寄附金（274,370千円）を受入れている。

表13-1 令和2年度の予算

(単位:千円)

区別	自立する青少年の育成の推進			青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	1,022,555	1,438,296	415,741	417,662	587,471	169,809
事業収入等	618,495	86,619	▲ 531,876	252,625	46,762	▲205,863
施設整備費補助金	-	277,478	277,478	-	113,336	113,336
寄附金収入	-	102,089	102,089	-	38,730	38,730
受取利息	-	-	-	-	-	-
雜益	-	33,278	33,278	-	12,861	12,861
受託収入	-	632	632	-	128	128
補助金	-	1,371	1,371	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	120,541	120,541	-	49,235	49,235
計	1,641,050	2,060,304	419,254	670,287	848,523	178,236
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	839,447	1,248,855	▲409,408	342,872	510,096	▲167,224
自立する青少年の育成の推進	839,447	1,248,855	▲409,408	-	-	-
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	342,872	510,096	▲167,224
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-	-
一般管理費	801,603	624,797	176,806	327,415	255,199	72,216
人件費	801,603	624,797	176,806	327,415	255,199	72,216
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	636	▲636	-	128	▲128
補助金事業費	-	1,371	▲1,371	-	-	-
寄附金事業費等	-	44,892	▲44,892	-	14,405	▲14,405
施設整備費補助金	-	277,478	▲277,478	-	113,336	▲113,336
計	1,641,050	2,198,030	▲556,980	670,287	893,164	▲222,877

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(単位：千円)

区 別	青少年教育指導者等研修及び 青少年研修に対する指導及び助言			青少年教育に関する施設及び 団体相互間の連絡及び協力の促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	1,235,705	1,738,107	502,402	28,804	40,515	11,711
事業収入等	747,421	103,990	▲643,431	17,422	2,424	▲14,998
施設整備費補助金	-	335,319	335,319	-	7,816	7,816
寄附金収入	-	114,587	114,587	-	2,671	2,671
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	38,051	38,051	-	887	887
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度繰越金	-	145,668	145,668	-	3,396	3,396
計	1,983,126	2,475,722	492,596	46,226	57,709	11,483
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	1,014,429	1,509,180	▲494,751	23,646	35,179	▲11,533
自立する青少年の育成の推進	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	1,014,429	1,509,180	▲494,751	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	23,646	35,179	▲11,533
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	-	-	-
一般管理費	968,697	755,037	213,660	22,580	17,600	4,980
人件費	968,697	755,037	213,660	22,580	17,600	4,980
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	42,619	▲42,619	-	993	▲993
施設整備費補助金	-	335,319	▲335,319	-	7,816	▲7,816
計	1,983,126	2,642,154	▲659,028	46,226	61,589	▲15,363

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(単位:千円)

区別	青少年教育に関する専門的な調査研究			青少年教育団体が行う活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	175,706	247,143	71,437	2,300,000	2,300,000	-
事業収入等	106,277	14,786	▲91,491	-	24,087	24,087
施設整備費補助金	-	47,679	47,679	-	-	-
寄附金収入	-	16,293	16,293	-	-	-
受取利息	-	-	-	-	-	-
雑益	-	5,411	5,411	-	-	-
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	803,075	803,075
前年度繰越金	-	20,713	20,713	-	431,587	431,587
計	281,983	352,025	70,042	2,300,000	3,558,749	1,258,749
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	144,243	214,592	▲70,349	2,037,718	1,494,967	542,751
自立する青少年の育成の推進	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	-	-	-
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	-	-	-
青少年教育に関する専門的な調査研究	144,243	214,592	▲70,349	-	-	-
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	2,037,718	1,494,967	542,751
一般管理費	137,740	107,360	30,380	262,282	227,572	34,710
人件費	137,740	107,360	30,380	262,282	227,572	34,710
管理運営経費	-	-	-	-	-	-
受託事業費	-	-	-	-	-	-
補助金事業費	-	-	-	-	-	-
寄附金事業費等	-	6,060	▲6,060	-	-	-
施設整備費補助金	-	47,679	▲47,679	-	-	-
計	281,983	375,691	▲93,708	2,300,000	1,722,539	577,461

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区 別	一般管理費			合 計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【収入】	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	3,390,647	3,390,647	-	8,571,079	9,742,179	1,171,100
事業収入等	50,333	22,017	▲28,316	1,792,573	300,686	▲1,491,887
施設整備費補助金	-	-	-	-	781,629	781,629
寄附金収入	-	-	-	-	274,370	274,370
受取利息	-	0	0	-	0	0
雑益	-	4,657	4,657	-	95,145	95,145
受託収入	-	-	-	-	759	759
補助金	-	-	-	-	1,371	1,371
民間出えん金	-	-	-	-	803,075	803,075
前年度繰越金	-	107,473	107,473	-	876,611	876,611
計	3,440,980	3,524,794	83,814	10,363,652	12,877,826	2,514,174
【支出】	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
業務経費	-	-	-	4,402,355	5,012,869	▲610,514
自立する青少年の育成の推進	-	-	-	839,447	1,248,855	▲409,408
青少年教育指導者等の養成及び資質の向上	-	-	-	342,872	510,096	▲167,224
青少年教育指導者等研修及び青少年研修に対する指導及び助言	-	-	-	1,014,429	1,509,180	▲494,751
青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進	-	-	-	23,646	35,179	▲11,533
青少年教育に関する専門的な調査研究	-	-	-	144,243	214,592	▲70,349
青少年教育団体が行う活動に対する助成	-	-	-	2,037,718	1,494,967	542,751
一般管理費	3,440,980	3,055,881	385,099	5,961,297	5,043,446	917,851
人件費	1,877,136	1,882,271	▲5,135	4,397,453	3,869,837	527,616
管理運営経費	1,563,844	1,173,609	390,235	1,563,844	1,173,609	390,235
受託事業費	-	-	-	-	764	▲764
補助金事業費	-	-	-	-	1,371	▲1,371
寄附金事業費等	-	-	-	-	108,969	▲108,969
施設整備費補助金	-	-	-	-	781,629	781,629
計	3,440,980	3,055,881	385,099	10,363,652	10,949,048	▲585,396

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

(1) 収入の主な増減理由

- ①運営費交付金：補正予算に伴う運営費交付金の増。
- ②事業収入等：新型コロナウイルスの感染症拡大防止による教育施設の受入停止に伴う事業収入等の減。

(2) 支出の主な増減理由

- ①業務経費：令和2年度補正予算による工事に係る支出の増。
- ②一般管理費：新型コロナウイルス感染症の拡大防止による教育施設の受入停止に伴う光熱水費及び人件費（超過勤務）等の減。

2. 収支計画

表13-2 令和2年度の収支

(単位:千円)

区 別	自立する青少年の育成の推進			青少年教育指導者等の養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	1,686,586	1,625,999	60,588	688,886	664,169	24,717
経常費用	1,686,586	1,625,999	60,588	688,886	664,169	24,717
業務経費	1,686,586	1,580,480	106,106	688,886	645,709	43,177
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	636	▲636	-	128	▲128
減価償却費	-	44,882	▲44,882	-	18,332	▲18,332
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	1,686,586	1,302,005	▲384,581	688,886	538,796	▲150,090
経常収益	1,686,586	1,284,907	▲401,679	688,886	531,813	▲157,074
運営費交付金収益	1,022,555	1,011,001	▲11,554	417,662	412,943	▲4,719
事業収入等	618,495	86,619	▲531,876	252,625	46,762	▲205,863
受託収入	-	632	632	-	128	128
補助金等収益	-	1,371	1,371	-	-	-
施設費収益	-	30,358	30,358	-	12,400	12,400
寄附金収益	-	33,282	33,282	-	10,626	10,626
雑益	-	33,278	33,278	-	12,861	12,861
引当金見返に係る収益	45,536	43,541	▲1,995	18,599	17,784	▲815
資産見返運営費交付金戻入	-	30,678	30,678	-	12,530	12,530
資産見返物品受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	-	14,148	14,148	-	5,779	5,779
臨時利益	-	17,098	17,098	-	6,984	6,984

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

第13章 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(単位:千円)

区 別	青少年教育指導者等研修及び 青少年研修に対する指導及び助言			青少年教育に関する施設及び 団体相互間の連絡及び協力の促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	2,038,154	1,953,009	85,146	47,509	45,525	1,984
経常費用	2,038,154	1,953,009	85,146	47,509	45,525	1,984
業務経費	2,038,154	1,898,771	139,384	47,509	44,260	3,248
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-	-
減価償却費	-	54,238	▲54,238	-	1,264	▲1,264
臨時損失	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	2,038,154	1,559,356	▲478,798	47,509	36,348	▲11,160
経常収益	2,038,154	1,538,694	▲499,460	47,509	35,867	▲11,642
運営費交付金収益	1,235,705	1,221,742	▲13,963	28,804	28,479	▲325
事業収入等	747,421	103,990	▲643,431	17,422	2,424	▲14,998
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	-	-	-
施設費収益	-	36,687	36,687	-	855	855
寄附金収益	-	31,437	31,437	-	733	733
雑益	-	38,051	38,051	-	887	887
引当金見返に係る収益	55,028	52,617	▲2,411	1,283	1,227	▲56
資産見返運営費交付金戻入	-	37,073	37,073	-	864	864
資産見返物品受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	-	17,097	17,097	-	399	399
臨時利益	-	20,662	20,662	-	482	482

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区 別	青少年教育に関する専門的な調査研究			青少年教育団体が行う活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【費用の部】	(a) 289,808	(b) 277,701	(a)-(b) 12,107	(a) 2,320,943	(b) 1,707,894	(a)-(b) 613,049
経常費用	289,808	277,701	12,107	2,320,943	1,707,894	613,049
業務経費	289,808	269,988	19,819	2,320,943	1,689,700	631,243
一般管理費	-	-	-	-	-	-
受託経費	-	-	-	-	-	-
減価償却費	-	7,712	▲7,712	-	18,194	▲18,194
臨時損失	-	-	-	-	-	-
【収益の部】	(a) 289,808	(b) 221,726	(b)-(a) ▲68,081	(a) 2,320,943	(b) 2,742,609	(b)-(a) 421,666
経常収益	289,808	218,788	▲71,019	2,320,943	1,709,580	▲611,363
運営費交付金収益	175,706	173,721	▲1,985	2,300,000	1,668,018	▲631,982
事業収入等	106,277	14,786	▲91,491	-	24,087	24,087
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収益	-	-	-	-	-	-
施設費収益	-	5,217	5,217	-	-	-
寄附金収益	-	4,470	4,470	-	-	-
雑益	-	5,411	5,411	-	-	-
引当金見返に係る収益	7,825	7,482	▲343	20,943	15,260	▲5,683
資産見返運営費交付金戻入	-	5,271	5,271	-	2,215	2,215
資産見返物品受増額戻入	-	-	-	-	-	-
資産見返寄附金戻入	-	2,431	2,431	-	-	-
臨時利益	-	2,938	2,938	-	1,033,029	1,033,029

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位:千円)

区 別	一般管理費			合 計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【費用の部】	3,670,500	3,069,362	601,137	10,742,386	9,343,658	1,398,728
経常費用	3,670,500	3,058,199	612,301	10,742,386	9,332,495	1,409,891
業務経費	-	-	-	7,071,886	6,128,910	942,977
一般管理費	3,547,000	2,930,159	616,841	3,547,000	2,930,159	616,841
受託経費	-	-	-		764	▲764
減価償却費	123,500	128,040	▲4,540	123,500	272,663	▲149,163
臨時損失	-	11,164	▲11,164		11,164	▲11,164
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【収益の部】	3,670,500	3,392,028	▲278,471	10,742,386	9,792,870	▲949,516
経常収益	3,670,500	3,342,685	▲327,815	10,742,386	8,662,334	▲2,080,052
運営費交付金収益	3,390,647	2,995,091	▲395,556	8,571,079	7,510,993	▲1,060,086
事業収入等	50,333	22,017	▲28,316	1,792,573	300,686	▲1,491,887
受託収入	-	-	-	-	759	759
補助金収益	-	-	-	-	1,371	1,371
施設費収益	-	-	-	-	85,517	85,517
寄附金収益	-	-	-	-	80,548	80,548
雑益	-	4,657	4,657	-	95,145	95,145
引当金見返に係る収益	106,020	264,983	158,963	255,234	402,893	147,659
資産見返運営費交付金戻入	122,200	55,583	▲66,617	122,200	144,214	22,014
資産見返物品受増額戻入	500	-	▲500	500	-	▲500
資産見返寄附金戻入	800	355	▲445	800	40,208	39,408
臨時利益	-	49,343	49,343	-	1,130,536	1,130,536

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

（1）費用の部の主な増減理由

- ①業務経費：新型コロナウイルス感染症の拡大防止による教育施設の受入停止に伴う事業費等の減。
- ②一般管理費：新型コロナウイルス感染症の拡大防止による教育施設の受入停止に伴う光熱水費及び人件費（超過勤務）等の減。
- ③減価償却費：補正工事による固定資産増加に伴う減価償却費の増。

（2）収益の部の主な増減理由

- ①事業収入等：新型コロナウイルス感染症の拡大を防止による教育施設の受入停止に伴う減。
- ②寄附金収益：大口寄附金の受け入れによる増。
- ③臨時利益：中期目標期間終了に伴う運営費交付金債務の収益化による増。

3. 資金計画

表 13-3 令和2年度の資金

(単位：千円)

区 別	自立する青少年の 育成の推進			青少年教育指導者等の 養成及び資質の向上		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
【資金支出】	(a) 1,641,050	(b) 1,978,378	(a)-(b) ▲337,328	(a) 670,287	(b) 796,814	(a)-(b) ▲126,527
業務活動による支出	1,641,050	1,135,783	505,268	670,287	452,684	217,603
投資活動による支出		842,595	▲ 842,595	-	344,130	▲ 344,130
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-	-
【資金収入】	(a) 1,641,050	(b) 1,978,378	(b)-(a) 337,328	(a) 670,287	(b) 796,814	(b)-(a) 126,527
業務活動による収入	1,641,050	1,673,873	32,823	670,287	672,439	2,152
運営費交付金による収入	1,022,555	1,438,296	415,741	417,662	587,471	169,809
事業収入等	618,495	84,108	▲534,387	252,625	45,737	▲206,888
受託収入	-	43,581	43,581	-	-	-
補助金等収入	-	1,371	1,371	-	-	-
寄附金収入	-	102,089	102,089	-	38,730	38,730
その他収入	-	4,428	4,428	-	502	502
投資活動による収入	-	304,505	304,505	-	124,375	124,375
施設整備費補助金 による収入	-	304,505	304,505	-	124,375	124,375
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
長期性預金の償還 による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区 別	青少年教育指導者等研修及び 青少年研修に対する指導及び助言			青少年教育に関する施設及び 団体相互間の連絡及び協力の促進		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	1,983,126	2,328,563	▲345,437	46,226	54,151	▲7,925
業務活動による支出	1,983,126	1,314,935	668,191	46,226	30,178	16,048
投資活動による支出	-	1,013,628	▲1,013,628	-	23,973	▲23,973
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	-	-
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	1,983,126	2,328,563	345,437	46,226	54,151	7,925
業務活動による収入	1,983,126	1,960,584	▲22,542	46,226	45,574	▲652
運営費交付金による収入	1,235,705	1,738,107	502,402	28,804	40,515	11,711
事業収入等	747,421	106,406	▲641,015	17,422	2,353	▲15,069
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	114,587	114,587	-	2,671	2,671
その他収入	-	1,484	1,484	-	35	35
投資活動による収入	-	367,979	367,979	-	8,578	8,578
施設整備費補助金 による収入	-	367,979	367,979	-	8,578	8,578
有形固定資産の売却 による収入	-	-	-	-	-	-
長期性預金の償還 による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
民間出えん金	-	-	-	-	-	-
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	-	-

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区 別	青少年教育に関する専門的な調査研究			青少年教育団体が行う活動に対する助成		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	281,983	330,326	▲48,343	2,300,000	4,836,180	▲2,536,180
業務活動による支出	281,983	185,681	96,302	2,300,000	2,404,322	▲104,322
投資活動による支出	-	144,645	▲144,645	-	1,626,156	▲1,626,156
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
翌年度への繰越額	-	-	-	-	805,701	▲805,701
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	281,983	330,326	48,343	2,300,000	4,836,180	2,536,180
業務活動による収入	281,983	278,003	▲3,980	2,300,000	2,413,337	113,337
運営費交付金による収入	175,706	247,143	71,437	2,300,000	2,300,000	-
事業収入等	106,277	14,356	▲91,921	-	3,979	3,979
受託収入	-	-	-	-	-	-
補助金等収入	-	-	-	-	-	-
寄附金収入	-	16,293	16,293	-	-	-
その他収入	-	211	211	-	109,359	109,358
投資活動による収入	-	52,323	52,323	-	813,641	813,641
施設整備費補助金による収入	-	52,323	52,323	-	-	-
有形固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	813,641	813,641
財務活動による収入	-	-	-	-	803,075	803,075
民間出えん金	-	-	-	-	803,075	803,075
前年度よりの繰越金	-	-	-	-	806,126	806,126

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

(次ページに続く)

(単位：千円)

区 別	一般管理費			合 計		
	予算額	決算額	差額△減額	予算額	決算額	差額△減額
	(a)	(b)	(a)-(b)	(a)	(b)	(a)-(b)
【資金支出】	3,440,980	6,095,081	▲2,654,101	10,363,652	16,419,494	▲6,055,842
業務活動による支出	3,440,980	3,316,084	124,896	10,363,652	8,839,667	1,523,985
投資活動による支出	-	▲84,301	84,301	-	3,910,828	▲3,910,828
財務活動による支出	-	89,469	▲89,469	-	89,469	▲89,469
翌年度への繰越額	-	2,773,829	▲2,773,829	-	3,579,530	▲3,579,530
	(a)	(b)	(b)-(a)	(a)	(b)	(b)-(a)
【資金収入】	3,440,980	6,095,081	2,654,101	10,363,652	16,419,494	6,055,842
業務活動による収入	3,440,980	3,417,460	▲23,520	10,363,652	10,461,270	97,618
運営費交付金による収入	3,390,647	3,390,647	-	8,571,079	9,742,179	1,171,100
事業収入等	50,333	22,017	▲28,316	1,792,573	278,956	▲1,513,617
受託収入	-	-	-	-	43,581	43,581
補助金等収入	-	-	-	-	1,371	1,371
寄附金収入	-	-	-	-	274,370	274,370
その他収入	-	4,796	4,796	-	120,813	120,813
投資活動による収入	-	-	-	-	1,671,401	1,671,401
施設整備費補助金による収入	-	-	-	-	857,760	857,760
有形固定資産の売却による収入	-	-	-	-	-	-
長期性預金の償還による収入	-	-	-	-	813,641	813,641
財務活動による収入	-	-	-	-	803,075	803,075
民間出えん金	-	-	-	-	803,075	803,075
前年度よりの繰越金	-	2,677,622	2,677,622	-	3,483,748	3,483,748

(注) 区別ごとに表示単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しないことがある。

【主な増減理由】

（1）資金支出の主な増減要因

- ①投資活動による支出：満期保有目的債権の購入による増。
補正工事による固定資産の増。

（2）資金収入の主な増減要因

- ①業務活動による収入

運営費交付金による収入：補正予算に伴う運営費交付金の増。
事業収入等：新型コロナウイルス感染症の拡大による受入停止等に伴う減。

- ②投資活動による収入

施設整備費補助金による収入：補正予算に伴う施設整備費補助金事業の増。
長期性預金の償還による収入：過年度預入分の長期性預金の償還による増。
③財務活動による収入：民間出えん金の増。

4. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、文部科学省からの「主催事業の中止及び団体の受入れの停止について」（令和2年3月21日事務連絡）の要請や全国各地への「緊急事態宣言」の発令、その他各教育施設の所在する都道府県等からの要請等により全教育施設にて延べ1,540日間の休館を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用団体側からのキャンセル等も含め、利用者数の大幅な減となり、事業収入等は、300,686千円（対予算比83.2%減）の確保に留まった。この結果、平成27年度と比較して5%以上の増収を図ることとしていたが、△1,278,709千円（対平成27年度予算比80.1%減）となった。

一方で、これまでの機構の健全な青少年の育成等に関する取組が最大限評価されたことにより、令和2年度については、民間出えん金（803,075千円）及び寄附金（274,370千円）を確保した。

固定経費については、光熱水料や人件費（超過勤務）を削減するとともに、外部委託費等について競争性を確保することにより支出の抑制に努めた。

以上のことから、B評定とした。

＜課題と対応＞

今後も自己収入の確保が必要であることから、新型コロナウイルス感染症の流行状況を十分に注視しつつ、引き続き、料金体系の検証や寄附金の確保に努める。

教育施設の機能向上の改修等に係る経費については、次期中期目標において新たに収入を確保する仕組みを構築することとされたことを踏まえ、検討することとした。

第14章 短期借入金の限度額

本章では、「短期借入金の限度額」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

なし

1. 短期借入金の限度額の状況

短期借入金の限度額は 20 億円である。なお、令和 2 年度においては、短期借入金の実績はなかった。

2. 自己点検・評価

<評定と根拠>

評定：B

短期借入金の実績はなかったため、B 評定とした。

<課題と対応>

今後も資金管理に留意していく。

第15章 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

本章では、「不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

なし

1. 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画（第10章参照）

保有資産の見直しについて、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用について、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成25年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」（以下「保有資産等利用検討委員会」という。）を本部に設置した。

令和2年度は、11月に同委員会を開催し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているか、検討を行った。

その結果、施設等は有効利用されており、不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産に該当する施設等はないことを確認するとともに、今後も継続して見直しを検討していくこととした。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

保有資産等利用検討委員会を開催し、各教育施設の保有資産が必要最小限のものとなっていることを組織的かつ不断に確認しているため、B評定とした。

＜課題と対応＞

今後も各教育施設の使用する保有資産について、組織的かつ不断に把握・見直しを行う。

第16章 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画

本章では、「不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画」について、計画・具体的な取組、成果等について述べる。

(令和2年度計画)

なし

1. 不要財産以外の重要な財産の処分に関する計画（第10章参照）

保有資産の見直しについて、各教育施設の使用する土地及び建物（以下「施設等」という。）の有効利用について、組織的かつ不断に把握・検討を行う体制を整備して、施設等の適正かつ効率的な運用管理を図るべく、平成25年度に、「独立行政法人国立青少年教育振興機構保有資産等利用検討委員会」（以下「保有資産等利用検討委員会」という。）を本部に設置した。

令和2年度は11月に同委員会を開催し、施設等の利用状況の把握を行い、事務事業を実施する上で、必要最小限のものとなっているか、検討を行った。

その結果、施設等は有効利用されており、不要財産以外の重要な財産の処分に該当する施設等はないことを確認するとともに、今後も継続して見直しを検討していくこととした。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

保有資産等利用検討委員会を開催し、各教育施設の保有資産が必要最小限のものとなっていることを組織的かつ不断に確認しているため、B評定とした。

＜課題と対応＞

今後も各教育施設の使用する保有資産について、組織的かつ不断に把握・見直しを行う。

第17章 剰余金の使途

本章では、「剰余金の使途」について、計画・具体的な取組、成果等について述べる。

(令和2年度計画)

なし

1. 剰余金の使途

令和2年度において、新たな剰余金は発生していない。なお、前中期目標期間繰越積立金については、文部科学大臣に承認された使途に充当した。

2. 自己点検・評価

<評定と根拠>

評定：B

令和2年度においては、剰余金の使用実績はなかった。

なお、前中期目標期間繰越積立金については、文部科学大臣に承認された使途に充当したことから、B評定とした。

<課題と対応>

今後も予算の計画的かつ効率的な執行に努める。

第18章 施設・設備に関する事項

本章では、「施設・設備に関する事項」について、計画・具体的な取組、成果等について述べる。

(令和2年度計画)

1. 施設・設備に関する事項

- (1) 施設・設備に関する施設整備5ヶ年計画に基づき、保守・管理を適切に行う。また、利用者の安心・安全な体験活動に必要な施設・設備の改善等を進める。
- (2) 利用者のニーズを踏まえ、特に幼児、高齢者、身体障がい者等が円滑に施設及びサービスを利用できるよう、適切な施設整備を進める。

1. 施設整備の実施状況

令和2年度の施設・設備の整備に当たっては、「施設整備5ヶ年計画」に基づき、各教育施設の利用者の安全・安心及び研修・宿泊施設等の防災・減災対策に取り組んだ。

また、台風や強風、落雷で被災した各教育施設の災害復旧整備を実施した。実施に当たっては、工事中の利用者の安全確保を優先した。

(1) 施設整備事業（施設整備費補助金・運営交付金）

令和元年度補正（災害復旧2事業：101,546千円・防災対策5事業：680,083千円）

令和2年度第一次補正（新型コロナウイルス感染症対策4事業：1,122,937千円）

(2) 各所修繕

令和2年度運営費交付金（71,053千円）

2. 利用者に配慮した施設整備の状況

給水排水設備において、給水排水管の老朽化に伴う漏水や機器の故障による断水のリスク解消としての予防保全である改修を行った。

また、電源設備及び熱源設備においても、利用者の安全・安心のため、防災対策として受変電設備やボイラー設備の更新を行った。

更に、防災・減災対策については、火災時に利用者が安全に避難できるように自動火災報知設備の機器及びシステムの改修を行った。

環境面においては、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年6月2日法律第77号）、同施行令」に基づき、環境配慮への方針、環境目標・計画、環境報告書の報告内容及び公表方法について審議・検討を行い、「環境報告書2020」を取り纏め、温室効果ガス（CO₂）の排出の削減のため、非常照明用蓄電池の更新を実施した。

なお、近年発生している大規模災害に対応するため、広域防災補完拠点としての機能を有すべく施設整備計画(案)を作成した。

3. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

「施設整備5ヶ年計画」に基づき、本部が各教育施設と連携しながら計画的に各施設の保守・管理等を実施するとともに、各教育施設の地域性に配慮しつつ、施設運営に支障が生じないように、緊急性を踏まえ、基幹設備の老朽化に伴う防災・減災対策を着実に実施した。

また、省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を行った。

＜課題と対応＞

今後は、各教育施設の建物・基幹設備等の老朽解消対策として、長寿命化を主眼とするインフラ長寿命化計画を踏まえて、施設・設備整備を行うとともに、温室効果ガス（CO₂）の排出削減のために省エネルギーが見込まれる設備・備品等の導入を重点的かつ計画的に推進する。

また、最近頻発する自然災害への対応として、防災・減災、国土強靭化対策を行い、広域防災補完拠点としての機能拡充・改善の整備を行う必要がある。

第19章 人事に関する計画

本章では、「人事に関する計画」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

2. 人事に関する計画

- (1) 「人事に関する基本方針」に基づき、人員の適正配置を行うとともに、業務の質・量に応じた人員配置の見直しを定期的に行う。
- (2) 新規職員の計画的な採用、地方公共団体、教育委員会、国立大学法人等との人事交流や任期付任用、幹部職員の公募などの多様な方法により、意欲ある優秀な人材の計画的な確保に努める。
- (3) 職員の企画力、指導力、接遇サービスの向上や施設の安全管理などを図るための研修を計画的に実施する。また、外部での研修に積極的に参加させる。
- (4) 人事評価制度に基づき公正な評価を実施し、評価結果を人材育成及び人事管理等に活用して職員の能力・資質の向上を図る。

1. 人事管理の実施状況

人事管理については、「人事に関する基本方針」（平成27年3月一部改正）に基づき、職員の資質向上、優れた職員の確保、主体的で意欲ある人材育成等を計画的に進めるとともに、職員の適性・能力・意欲等に相応しい職務又は待遇となるよう、公平・公正で計画性のある人事を行っている。

（1）人員の適正配置

各職員の経歴、適性及び希望等や業務の専門性、困難さを把握し、業務の質・量に応じて組織全体として最も力を発揮できる人員配置となるよう、各教育施設所長等からのヒアリングを行った上で人員配置の見直しを行っている。

職員一人ひとりが個人調書にキャリア形成目標及び能力開発への取組を掲げることとし、これを踏まえて、各職員の専門分野や資質等をより適切に把握するため、所属の所長等からは、各職員の職務適性及びキャリアパスに係る所見の提出を受けて人員配置等の参考にしている。

（2）多様で優れた人材の確保

① 職員の新規採用

公募による選考採用により、令和2年4月に15人（大雪1人、岩手山1人、磐梯1人、赤城1人、中央1人、淡路1人、三瓶1人、江田島1人、阿蘇1人、那須甲子3人、信州高遠1人、妙高1人、室戸1人）の職員を採用した。また、国立大学法人等職員採用試験による選考により、令和2年4月に1人（本部）の職員を採用した。これらに加え、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による内定取り消し者を含む既卒者を対象とした公募による選考採用により、7月に5人（本部2人、江田島1人、立山1人、夜須高原1人）、10月に2人（中央1人、信州高遠1人）の職員を採用した。

令和2年度に実施した新規職員採用活動においては、機構独自の採用試験からの公募選考を行ったほか、国立大学法人等職員採用試験からも選考を行い、令和3年4月に11人の職員を採用することを決定した。

また、職員採用試験の広報にあたっては、広報部門と人事部門が連携し、民間の就活サイトの活用、大学の就職支援窓口へのメール配信など、これまでとは異なる手法で幅広い広報活動を行った結果、前年度と比較して約1.7倍の応募者の中から採用選考を行うことができた。

このほか、令和2年4月以降に14人の任期付き職員（研究員を含む）を採用するなど、多様な方法により、意欲ある優秀な人材を確保した。

② 人事交流の実施（表19-1、19-2参照）

青少年教育機関として継続性を維持しつつ、効果的・効率的な法人運営を行うため、多様な人材の確保及び人材の育成・活用が必要であることから、国立大学法人等の文部科学省関係機関及び地方公共団体との間で連携の強化を図り、広く計画的な人事交流を行った。

表 19-1 機関との人事交流の状況

(令和2年4月1日現在)

区分	受入れ状況		出向状況	
	交流先機関数	人事交流者数(人)	交流先機関数	人事交流者数(人)
文部科学省関係機関	29	111	4	4
地方公共団体	44	127		
合 計	75	240	4	4

表 19-2 【経年比較】他機関との人事交流の状況

(各年度4月1日時点)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人事交流の受入状況	交流先機関数	79	77	75	75
	人事交流者数(人)	259	255	252	245
人事交流の出向状況	交流先機関数	4	3	3	3
	人事交流者数(人)	4	3	3	3

(3) 職員研修の実施 (表 19-3、19-4、19-5 参照)

青少年をめぐる諸課題に総合的に対応するためには人材の育成が不可欠であり、職員の資質向上・意識改革を図ることから、効果的な研修を積極的に取り入れ、計画的に実施するため、本部が主催する研修のほか、各教育施設が企画・実施する研修及び外部機関が主催する研修にも積極的に職員を参加させている。

① 令和2年度研修における主な取組

職員研修のうち、本部が主催する研修及び本部が取りまとめる外部機関主催の研修を、役職階層別及び基礎・専門別に体系化した上で、令和2年度職員研修計画を策定し、主に次のような研修を行った。

ア. 新任次長・事業系職員研修

機構の使命と職務の役割を理解するとともに、本研修の参加者間の情報交換や交流を図り、機構内におけるネットワークの構築を図る目的で、体験活動の企画・運営の演習や職員との意見交換等をプログラムに盛り込むなど内容の充実を図った。

イ. 体験活動安全管理研修（山編・水辺編）

体験活動における指導者の安全管理意識及び指導・救助技術の向上を図る目的で、主として新任企画指導専門職等を対象とした2泊3日の研修を実施した。

ウ. 広報研修

機構における広報の重要性の理解と効果的な広報スキルの習得を目的とした研修を実施した。受講対象者は全職員とし、第一部の「講義編」はYouTubeによるライブ配信、第二部の「グループワーク編」はオンライン会議ツールを活用した。

工. 産業医講話会

新型コロナウイルス感染症の基本的な知識や感染症対策について学び、日常生活や業務に参考となる知識を身につけるとともに、職場内感染等の危機管理意識を高める機会とするため、本部の産業医による講話会を実施した。

教育施設職員はオンライン形式にて参加した。

そのほか、表19-3、19-4、19-5のような研修を実施し、教育事業や研修支援を行うにあたり必要となる職員の企画力、指導力、接遇サービスの向上及び教育施設の安全管理等に関する知識や技能の向上を図った。

① 研修の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、効率的・効果的な業務運営のため、機構と、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構の4法人共同で次の研修を実施するなど職員の資質の向上を図った。

ア. ダイバーシティ研修

職場における多様性（多様な人材、多様な働き方）について理解し、各自の職場環境や業務について振り返りを行い、職員同士が互いにフォローし合いながら働きやすい職場づくりを実現することで、業務を円滑に進め、成果を出す組織づくりを目指すための研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

イ. 情報セキュリティ研修

情報セキュリティインシデントの発生状況及び情報セキュリティ環境の変化等を踏まえ、組織に対するリスクを防ぐために、すべての職員が情報セキュリティに関する知識、遵守事項、対策内容等を理解し、習得することを目的とした内容の研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

ウ. 独立行政法人制度（法律、評価、会計）研修

独立行政法人の職員として必要な、独立行政法人に関する制度の基礎的、基本的な内容及び次期中期目標の概要を理解するとともに、4法人職員の相互理解を促進し、将来的な4法人間での連携強化に資するための研修を実施し、職員の資質の向上を図った。

主な研修の実施状況・参加状況一覧

表 19-3 本部が主催した内部研修(機構全体を対象とした研修)

区分	実施件数	参加者数
階層別研修（新任所長・新任次長、新規採用職員 等）	3 件	66 人
事業の指導に関する研修（コーディネーション・ファシリテーション等）	3 件	97 人
企画力・マネジメント力に関する研修（若手職員研究発表会）	1 件	17 人
安全指導等に関する研修（体験活動安全管理、公用車運転）	2 件	50 人
実務研修（情報セキュリティ、広報、表現力、公衆衛生 等）	8 件	339 人
ハラスメント防止研修	1 件	51 人
実地研修（機構内の他の教育施設の事業等に参加することにより、職員の資質の向上を図る）	1 件	3 人
教養啓発に関する研修（放送大学）	2 件	27 人
絵本専門士養成講座	1 件	1 人
計	22 件	651 人

表 19-4 各教育施設が企画・実施した内部研修

区分	実施件数	参加者数
階層別研修（新規採用職員、中堅職員、係長級等）	57 件	249 人
事業の指導に関する研修（体験活動、活動プログラム等）	125 件	1, 108 人
企画力・マネジメント力に関する研修（プログラム企画、タイムマネジメント等）	11 件	129 人
安全指導等に関する研修 (自衛消防訓練、救命救急、AED 講習、衛生講習会、大型バス等運転等)	124 件	1, 808 人
実務研修（オリエンテーション、清掃点検等）	42 件	438 人
社会教育、学校運営に関する研修	2 件	24 人
接遇に関する研修	4 件	45 人
コミュニケーション能力に関する研修（コミュニケーショントレーニング）	18 件	244 人
ハラスメント防止研修	3 件	60 人
教養啓発に関する研修	7 件	113 人
その他（キャリア教育、業務効率化等）	19 件	215 人
計	412 件	4, 433 人

表 19-5 各教育施設が参加した外部機関の研修

区分	参加件数	参加者数
階層別研修（中堅職員、係長級等）	23 件	34 人
事業の指導に関する研修（自然体験活動指導者養成等）	20 件	48 人
企画力・マネジメント力に関する研修 (企画力実践セミナー、青少年教育施設連絡協議会等)	23 件	50 人
安全指導等に関する研修（応急措置、危機管理等）	46 件	115 人
実務研修（会計事務、給与実務、無線等）	37 件	125 人
社会教育、学校運営に関する研修 (社会教育主事、中央研修等)	44 件	55 人
接遇に関する研修	1 件	1 人
コミュニケーション能力に関する研修（メンター養成等）	8 件	9 人
ハラスメント防止研修	1 件	1 人
教養啓発に関する研修（人権問題等）	5 件	34 人
その他（生涯生活設計セミナー等）	12 件	54 人
計	220 件	526 人

表 19-6 【経年比較】研修の実施状況・参加状況一覧

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
機構本部が主催した研修	実施件数	27	32	29	30
	参加者数(人)	389	594	556	938
各教育施設が企画・実施した内部研修	実施件数	382	386	381	388
	参加者数(人)	4,300	3,867	3,883	3,642
各教育施設が参加した外部機関の研修	実施件数	359	417	383	411
	参加者数(人)	688	728	748	888
					526

（4）人事評価の実施

人事評価実施要綱（平成23年1月裁定、令和元年9月一部改正）に基づき、令和2年4月から令和3年3月までの1年間を評価期間として、「能力評価」及び「業績評価」からなる人事評価を実施した。

評価結果については、任用及び勤勉手当・昇給等の給与に反映させるとともに、人事評価を通じて職員の能力・資質の向上を図るなど、能力及び業績に基づく人事管理の基礎となるよう活用した。

（5）研修体系や研修内容の検討

職員育成プロジェクト（平成29年7月設置）により平成29年度に取りまとめられた「職員育成に関する提言書」を基に研修体系の見直し、及び既存の研修内容の見直しを引き続き行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、若手職員研修や総務・管

理系職員実務研修をはじめ、機構本部での集合研修の多くを次年度以降に延期せざるを得なくなつた。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

評定に当たっては、年度計画を達成しているため、B評定とした。

＜課題と対応＞

優れた人材を引き続き確保するため、職員募集に関する広報活動を充実させる必要がある。

当機構の職員配置については、地方公共団体や国立大学法人等からの交流人事で成り立っており、全常勤職員の約半数が人事交流者である。円滑な業務運営のためには、今後も人事交流が不可欠であり、引き続き関係機関に対して人事交流を働きかけ、必要な人員の確保に努めていく。

職員研修については、「職員育成に関する提言書」を基に階層別研修及び実務研修等の充実を図っていく。

上記事項を推進することにより、青少年教育のナショナルセンターの職員として備えるべき専門性及び職務遂行能力を有する人材、及び特定の分野における高度な専門性を有する人材の育成を目指していく。

第20章 情報セキュリティについて

本章では、「情報セキュリティについて」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

3. 情報セキュリティについて

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する取組を進めるとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力の強化に取り組む。

機構では、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）が定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準」という。）を踏まえ、情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、情報セキュリティの運用を行うとともに、職員を対象としたセキュリティ研修を実施し、その周知・習得を図り、組織的対応能力や情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいる。

1. 情報セキュリティ対策の実施状況

（1）情報セキュリティ対策の体制

ポリシーに基づき、情報セキュリティに関する事務を統括する最高情報セキュリティ責任者（CISO）を設置し、総務担当理事が担っている。

最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティに関する事案の対応を行う専門的なチーム（CSIRT、Computer Security Incident Response Team）を整備している。

（2）情報セキュリティに関する教育

機構内で職員を対象にした年2回の職制別研修及び当機構の実態に合わせた情報セキュリティインシデント訓練を実施した。この他、総務省の実施している情報システム統一研修について、積極的に参加、受講の呼びかけを行うことにより、272人（令和元年度183人、対前年度比89人増。なお、令和2年4月1日現在の役職員数は689人）が受講した。

また、より専門的な知識を必要とするCSIRT要員については、外部機関が実施している専門的な研修（最高情報セキュリティ責任者会議、戦略マネジメント層研修、NISC勉強会、CSIRT研修、GSOC報告会）に参加することにより、知識・技術の習得を推進している。

さらに令和元年度に作成したPC操作時に各職員に注意すべき事項をまとめた一覧及び個別のマニュアルについては、新たに「メール送信時に『件名』『添付ファイル』『メールアドレス』の内容が正しいか確認する」を追加して更新した上で周知、さらに執務室に掲示して日頃から注意点が職員の目に触れるようにすることで、各職員のセキュリティ意識の向上に取り組んだ。

（3）情報セキュリティ対策の自己点検

昨年に引き続き、機構全体の情報セキュリティ水準を確認することを目的に全職員を対象にしたWebテストによる自己点検を実施した。これにより、全職員が情報システムを使用する際に必要となる知識について学ぶ機会となり、情報セキュリティの向上を図ることができた。

（4）情報セキュリティ監査

情報セキュリティ監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構監査実施計画に基づき、機構の各々の業務に関する内部統制の整備と運用状況の検証を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るため実施している。

令和元年度に引き続き、内部監査とあわせて4教育施設（妙高・中央・大洲・三瓶）で情報セキュリティ監査（情報セキュリティ関連規程の教育状況や情報システムを第三者による不正操作から保護する対策の実施状況の確認）を行った。また、本部を対象にポリシーや、ポリシーに定められた対策内容を個別の情報システムや業務において実施するため、あらかじめ定める必要のある具体的な手順を整備した実施手順の遵守について監査を行った。

さらに、令和元年度に引き続き、全職員を対象とした標的型メール訓練を実施し、標的型メールを受信した際の対応を監査した。今後も継続した研修及び自己点検が必要であることを確認できた。

（5）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組

テレワークとWeb会議の促進などを踏まえ、「Web会議運用方針」や「Web会議の運用について」などのWeb会議に関する運用方法を規定し、サイバーセキュリティのリスクを軽減することでセキュリティ対策の強化を行うとともに、テレワークとWeb会議の需要増加に対応することができた。

また、幹部がスマートフォンでメールやカレンダー等を利用できるように契約変更したこと、災害などの緊急時に職場に出勤できない場合でも連絡が取れるようになった。

（6）組織的対応についての取組

令和元年度から、情報セキュリティ連絡会を原則として毎月1回開催している。この連絡会はCISOが座長となり、インシデントの発生やその対応状況、情報セキュリティに関する研修等の当機構の情報セキュリティ関連事項について報告し、本部部課長等が情報共有を行うことで、組織全体の対応能力の強化を推進した。

さらに、業務システム担当係連絡会を毎月1回開催しており、各課の業務システム担当係が情報システムの連携及び管理に関することについて情報共有し、必要事項の共通認識を図った。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

年度計画に定められた情報セキュリティ対策に関する取組、セキュリティ研修について着実に実施するとともに、新たな取り組みとしてPC操作時に各職員が注意すべき点をまとめた一覧及び個別マニュアルの作成や、情報セキュリティ連絡会等を毎月1回開催するなど、組織的対応能力の強化に取り組んだ。

＜課題と対応＞

機構職員を対象とした情報セキュリティに関する教育については、引き続き総務省等が実施する研修の受講を推進していく。

テレワークや Web 会議などネットワークを介したデータ活用の拡大、オリンピック・パラリンピックの開催などにより、サイバーセキュリティのリスクは高まりつつあることから、情報システムに関する専門的な資質・能力をもつ職員の養成や情報システム担当部署の体制の充実が課題である。

さらに、情報セキュリティ対策に関する中長期計画についても、今後も、計画に基づきセキュリティ対策を強化していくとともに、サイバー攻撃の変化等に応じて適宜計画を更新していく。

第21章 内部統制の充実・強化

本章では、「内部統制の充実・強化」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

4. 内部統制の充実・強化

機構の業務及びマネジメントに関する内部統制を充実・強化するための体制を整備・運用するとともに、監事監査や内部監査によりモニタリング・検証する。

なお、令和2年度は、4施設及び本部において監事監査及び内部監査を実施する。監事監査においては、「監事監査指針」(平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会了承)等を参考にしつつ、機構の果たすべき役割等に注視した監査を行うとともに、理事長と意見交換を行いながら、法人の長としてのマネジメントに留意した監査を実施する。内部監査においては、必要に応じて、業務ごとに本部担当部署に監査員を委嘱し、専門的な見地から監査を実施する。

機構の業務及びそのマネジメントに関する内部統制を充実・強化し、理事長のリーダーシップを効果的に発揮する体制の整備・機能強化を進めるとともに、監事監査や内部監査等により、その経過や結果についてモニタリング・検証している。

1. 内部統制の充実・強化に関する状況

(1) 理事長がリーダーシップを発揮できる体制の整備

機構は、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるよう、様々な体制の整備・機能強化を進めている。具体的には、以下ののような体制を活用している。

① 理事長及び理事による定例情報交換・報告会議

基本的に2週に一度開かれる機構連絡会の終了後、理事長及び理事が、機動的に業務の進捗状況の把握、意思決定等を行うため、情報交換・報告等により、組織運営の戦略等を検討している。

その際、理事は、必要に応じて新たな取組や課題への対応方針等について政策提案を行い、理事長が具体的な指示等を行っている。

② 機構連絡会

理事長、理事、本部部課長等が出席する機構連絡会を設置し、定期的に機構の諸事項について情報共有や業務報告等を行っている。その際、各課長は、業務の取組方針、進捗状況、達成状況、改善状況等を連絡・報告し、理事長が具体的な指示等を行っている。

③ 機構会議

理事長、役員、教育施設所長、本部部課長等が出席する機構会議を設置し、定期的に機構の運営方針、事業方針等を理事長が具体的に指示し、周知徹底を図っている。

④ 特別の検討チーム

特定の課題や複数の部署が関連する業務については、理事長のリーダーシップの下、特別の検討チームを随時組織し対応している。

令和2年度は、「読書・手伝い・外遊び」のうち「手伝い」に焦点を当てた「子供のお手伝い推進プロジェクト」ワーキングチームを新たに立ち上げ、普及啓発資料「はっけん！！おてつだいやってみ隊」の冊子及びWebサイトを立ち上げた。

また、令和元年度に引き続き、「環境教育推進プロジェクトチーム」が活動を行い、機構の環境教育、ESD の理解促進及び機運の醸成を図るため、内部広報誌を毎月発行した。加えて、環境教育に関する具体的な取組に関する提案をまとめた「国立青少年教育振興機構のESD を踏まえた環境教育推進への提案」を作成した。

【取組事例】「子供のお手伝い推進プロジェクト」ワーキングチーム（第9章再掲）

機構は以前より、子供の「読書・手伝い・外遊び」を推進しているが、「読書」、「外遊び」に比べ、「手伝い」の普及啓発資料等が少ない状態であった。

そこで、理事長の指示のもと、コロナ禍で体験活動が不足している子供たちへ、家の中でもできる生活体験を充実させることを目的に、令和2年度に「子供のお手伝い推進プロジェクト」ワーキングチームを組織し、外部有識者の意見を踏まえながら、普及の内容について検討を重ねた。

令和3年3月には、手伝いの教育的効果や、子供に手伝いに参加してもらうためのノウハウをとりまとめた冊子「はっけん！！お手伝い」を作成し、全国の図書館等に配布するとともに、同時に作成した広報用チラシを子どもゆめ基金の助成団体に配布した。

並びに、令和3年3月、「読書・手伝い・外遊び」のWebサイトを開設し、「読書・手伝い・外遊び」についての著名人や研究者へのインタビューのページ「まなぶっく」や、親子で実践するためのアイデアの「あそぶっく」のほか、「はっけん！！お手伝い」のWeb版を掲載した。

⑤ 機構全体に情報を伝達する体制

職員一人ひとりに本部の通達や依頼事項等の情報を周知・徹底する手段として、職員用ポータルサイトを設置し、毎日職員が閲覧する体制をとっている。

職員専用ポータルサイトには、「理事長室の窓」コーナーを設け、機構における施策の方針やメッセージを掲載しているほか、理事長が外部の有識者等と行った対談の内容を掲載している。

また、環境教育プロジェクトチームが内部広報誌（季刊）を発行しているほか、青少年教育情報センターから「青少年教育情報センターだより」を発行し、機構役職員に対し情報発信を行い、組織全体での情報共有を図った。

⑥ 非常時における体制

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応についての協議及び情報共有のため、常勤役員及び部長等を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を令和2年2月に設置し、原則として毎日開催した。

協議の結果は、必要に応じ全教育施設へ周知したほか、各教育施設における対応状況の情報を集約した上で全教育施設と共有し、機構全体で対応する体制をとった。

例えば、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、新型コロナウイルス感染防止対策として機構が実施すべき基本的事項を改めて整理し、「新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」を5月に策定したほか、策定後も、教育施設において実際に運用する中で気づいた点等を集約し、7月及び8月に改訂を行った。

(2) 理事長がリーダーシップを発揮できる体制の運用

① 中期目標・計画の未達成業務についての未達成要因の把握・分析・対応状況

中期目標・計画の進捗状況が順調でない項目（業務）については、随時、機構連絡会等において、その要因を把握・分析し、対応している。また、年度計画の策定時期などの際にも、定期的に中期目標・計画の進捗状況を把握・分析し、対応している。

なお、文部科学大臣による業務実績に関する評価や個別の指摘事項については、各部に速やかに伝達し対応を検討させるとともに、フォローアップを行い業務改善に努めている。

② 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応等

重要な課題（リスク）である事件・事故や自然災害等が各教育施設で発生した際は、本部が報告を受けて把握し、理事長が対応を指示し、必要に応じその情報及び対応策を機構全体で共有することで、次の重要な課題の対応に役立てている。

また、特に重大な事件・事故等が教育施設で発生した場合で、運用の見直し等により被害の減少等が見込めると考えられる場合については、他の教育施設に点検及び改善を指示している。

③ 国の国土強靭化基本計画を踏まえた取組

機構は、以前より、防災をテーマとしたキャンプや、災害時の避難者の受入れ、災害後の児童を対象としたリフレッシュキャンプ等に取り組んできたが、令和元年度から国土強靭化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）を踏まえた取組について検討を開始した。

令和2年度は、国土強靭化年次計画2020（令和2年6月18日国土強靭化推進本部決定）に、独立行政法人国立青少年教育振興機構の広域防災補完拠点化が新たに盛り込まれ、以下の施策を実施することとされた。

- ・全施設での防災・減災教育（教育事業の実施又は活動プログラムの充実）の推進
- ・各施設の実情に応じた広域防災補完拠点としての役割の明確化及び災害時の対応
- ・各施設で予備的避難所の運営等のためのライフラインに必要な給排水設備や電源設備等の更新

国の政策を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、各教育施設において、国土強靭化基本計画を踏まえた防災教育の教育事業及び施設運営を推進した。

④ 内部統制の現状把握・課題等への対応

ア. 内部統制の現状把握

理事長は、計画的に機構連絡会等や視察などで役職員と意見交換を行い、内部統制の現状及び課題等を把握し対応している。

また、監査室による内部監査を通じた内部統制及びリスクの整理も行っており、令和2年度は、本部と4教育施設（中央、三瓶、大洲、妙高）で内部監査を実施した。

イ. 課題等への対応

機構連絡会等や視察などで計画的に把握した課題等や、上記の過程で解決すべき課題は、理事長が各部へ具体的に指示し、または、状況に応じて特別のチームを組織して速やかに対処し、その結果を機構連絡会等で共有するとともに、必要に応じ全教育施設に情報提供し、注意喚起を行っている。

また、内部監査の結果も、被監査部門と共有し、各部と連携して改善策を講じているとともに、これらの情報を他の教育施設に提供し、注意喚起等も行っている。

なお、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けているが、令和2年度は問題となる事象や通報はなかった。

2. 監事監査及び内部監査

(1) 監事監査

監事は、監査室や会計監査人と連携しながら、機構の業務を監査している。

令和2年度は、4教育施設（中央、三瓶、大洲、妙高）で監事監査を行った。監事監査では、監事監査指針（平成26年12月独立行政法人、特殊法人等監事連絡会了承）を参考にしつつ、中期目標・計画に基づく運営や事業の方針等の周知、業務の進捗・改善などの状況、受入休止期間等に取り組んだ事項などについて、所長へのヒアリングや次長をはじめとするほかの職員との意見交換等を通じて監査を行った。

このほか、ICTへの対応については、情報セキュリティ対策に注視し、情報セキュリティに関する研修の開催及び参加状況や、攻撃型メール（不審メール）への対策などについて監査した。

監事は、監査の計画から実施・報告の過程について把握するとともに、役員会議や機構会議並びに運営諮問委員会、機構評価委員会、契約監視委員会等の重要な会議等に出席し、機構が中期目標・計画に基づき実施する業務全般について把握している。さらに、理事長や役員と意見交換を行い、マネジメントが的確であるか確認を行っている。

監事監査において把握した改善点等は、監査報告に記載し、役員会議等で定期的に指摘しているが、令和2年度は独立行政法人国立青少年教育振興機構監事監査規程第24条に基づく改善事項はなかった。

さらに、「独立行政法人等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において監事機能が強化されたことに伴い、監事は「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」が実施する研修等に積極的に参加する等、自己研鑽に努めている。

(2) 内部監査

内部監査は、独立行政法人国立青少年教育振興機構内部監査規程に基づき、機構の各業務に関する内部統制の整備と運用状況の確認を行い、業務執行の適正な遂行の確保及び業務執行の合理化・効率化を図るために実施している。

令和2年度においては、4教育施設の実地監査と本部において内部監査を行った。

特に、情報セキュリティポリシー実施手順に基づいた第三者不正利用防止対策や、会計検査院の実地検査等を参考に、最近の情勢を踏まえた項目についても監査を行った。

内部監査において把握した改善点等は、内部監査調書を作成し被監査部門に改善を求めた。また、内部監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、全教育施設に情報提供した。

「間接業務等の共同実施について（平成26年7月）」を踏まえ、機構と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職

員支援機構の4法人による間接業務の共同実施の一環として、会計事務や情報セキュリティ対策に関する事項等についての監査を共同実施する計画であったが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を受け、共同して実施する監査は中止となった。

代わりに、4法人の監査担当者がWeb会議で一堂に集まり、内部監査の情報交換を行った。

なお、共同実施の監査の対象予定としていた項目は、監査室が本部の内部監査と合わせて実施した。

3. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

内部統制の充実・強化に関する取組や、監事監査及び内部監査による組織運営の改善に関する取組において、中期計画における所期の目標を全て達成することができたためB評定とした。

＜課題と対応＞

内部統制について、理事長の強いリーダーシップの下、各役職員が機構の役割の重要性と自らの役割を認識し、目標・計画をより効果的・効率的に達成するための課題を共有し、組織が一丸となり、より一層前向きに対応できるよう充実・強化する。

第22章 中期目標期間を超える債務負担

本章では、「中期目標期間を超える債務負担」について、計画・具体的な取組、成果等について述べる。

(令和2年度計画)

- 5. 中期目標期間を超える債務負担
なし

1. 中期目標期間を超える債務負担の状況

中期目標期間を超える債務負担はない。

2. 自己点検・評価

＜評定と根拠＞

評定：B

中期目標期間を超える債務負担はないため、B評定とした。

＜課題と対応＞

今後も予算管理に留意していく。

第23章 積立金の使途

本章では、「積立金の使途」について、計画・具体的な取組・成果等について述べる。

(令和2年度計画)

- 6. 積立金の使途
なし

1. 積立金の使途

平成28年6月に文部科学大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金について、令和2年3月末の残高は下記のとおりであった。

令和2年3月末 前中期目標期間繰越積立金	649,542円
(内訳) 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額	
	649,542円

上記の前中期目標期間繰越積立金のうち、令和2年度においては、下記金額を取崩額として計上した。

前中期目標期間繰越積立金取崩額	62,935円
(内訳) 自己収入により取得した固定資産の減価償却相当額	
	62,935円

2. 自己評価

<評定と根拠>

評定：B

前中期目標期間繰越積立金について、承認された使途に充当していることから、B評定とした。

<課題と対応>

今後も承認された使途に充当していく。